５　市街地開発事業

（1）土地区画整理事業

土地区画整理事業の現況

（令和7年3月31日現在）

施行者	R6末までに施行済		R7施行中		合計	
	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積
個人	99	2,365.8	4	500.4	103	2,866.2
組合	229	7,801.3	0	0.0	229	7,801.3
公共団体	229	17,055.9	1	5.1	230	17,061.0
行政庁	4	104.4			4	104.4
公団	1	378.2			1	378.2
公社	1	145.4			1	145.4
合計	563	27,851.0	5	505.5	568	28,356.5

※換地処分を実施した地区は施行済として表示

【北海道公共団体施行】

市町村名	地区	目的	都市計画決定	認可（公告）	施行面積[ha]	備考
計	0				0.0	

※換地処分を実施した地区は除く

【北海道組合施行】

市町村名	地区	目的	都市計画決定	認可（公告）	施行面積[ha]	備考
計	0				0.0	

※換地処分を実施した地区は除く

【札幌市公共団体施行】

市町村名	地区	目的	都市計画決定	認可（公告）	施行面積[ha]	備考
札幌市	篠路駅東口	既成市街地整備	R2.3.10	R2.9.25	5.1	
計	1				5.1	

※　換地処分を実施した地区は除く

【札幌市組合施行】

市町村名	地区	目的	都市計画決定	認可（公告）	施行面積[ha]	備考
計	0				0.0	

※　換地処分を実施した地区は除く

【全体施行状況】

市町村名	地区	目的	都市計画決定	認可（公告）	施行面積[ha]	備考
北海道分	0				0.0	
札幌市分	1				5.1	
計	1				5.1	

※　換地処分を実施した地区は除く

① 都市別施行一覧表

（令和7年3月31日現在）

区域名	市町村名	施行済(換地処分済)																施行中								総計		市街化区域は地区比
		旧都法12条		旧都法13条		個人施行		組合施行		公共団体施行		公団・公社施行		合計		個人施行		組合施行		公共団体施行		公団・公社施行						
		地区数	面積ha	地区数	面積ha	地区数	面積ha	地区数	面積ha	地区数	面積ha	地区数	面積ha	地区数	面積ha	地区数	面積ha	地区数	面積ha	地区数	面積ha	地区数	面積ha	地区数	面積ha	地区数	面積ha	%
札幌圏	札幌市	0	0.0	0	0.0	5	219.2	55	1,537.3	58	4,134.4	2	523.6	120	6,414.5	0	0.0	0	0.0	1	5.1	0	0.0	121	6,419.6	25.7
	小樽市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	281.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	281.9	68.1
	江別市	0	0.0	1	74.2	2	5.5	16	658.4	7	510.1	0	0.0	26	1,248.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	26	1,248.2	42.5
	北広島市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	11	241.4	2	64.6	0	0.0	13	306.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	13	306.0	17.7
	石狩市	0	0.0	0	0.0	7	543.6	5	152.4	0	0.0	0	0.0	12	696.0	3	218.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	15	914.5	32.7
小樽	小樽市	1	130.4	0	0.0	0	0.0	1	51.1	6	277.5	0	0.0	8	459.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	8	459.0	11.9
函館圏	函館市	12	532.7	1	3.7	0	0.0	10	214.6	9	347.5	0	0.0	32	1,098.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	32	1,098.5	22.9
	北斗市	0	0.0	0	0.0	1	0.9	0	0.0	1	13.5	0	0.0	2	14.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	14.4	1.2
	七飯町	0	0.0	0	0.0	1	3.0	3	34.6	0	0.0	0	0.0	4	37.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	37.6	6.6
旭川圏	旭川市	1	119.8	0	0.0	9	237.3	14	626.2	6	414.4	0	0.0	30	1,397.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	30	1,397.7	17.6
	鷹栖町													0	0.0									0	0.0	0.0
	東神楽町													0	0.0									0	0.0	0.0
室蘭圏	室蘭市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	7	1,007.2	0	0.0	7	1,007.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	7	1,007.2	28.0
	登別市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	203.2	0	0.0	3	203.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	203.2	14.5
	伊達市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	64.2	0	0.0	1	64.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	64.2	7.3
釧路圏	釧路市	0	0.0	1	21.5	0	0.0	8	379.3	14	2,197.9	0	0.0	23	2,598.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	23	2,598.7	49.3
	釧路町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	88.7	0	0.0	0	0.0	3	88.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	88.7	14.4
帯広圏	帯広市	0	0.0	0	0.0	51	293.3	23	784.3	6	163.3	0	0.0	80	1,240.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	80	1,240.9	29.3
	音更町	0	0.0	0	0.0	1	5.6	2	74.9	2	81.7	0	0.0	5	162.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	162.2	15.0
	芽室町	0	0.0	0	0.0	2	18.6	2	62.5	1	4.8	0	0.0	5	85.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	85.9	10.4
	幕別町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	73.9	1	85.2	0	0.0	6	159.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6	159.1	20.3
千歳恵庭圏	千歳市	1	147.7	0	0.0	7	132.3	12	403.5	7	345.2	0	0.0	27	1,028.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	27	1,028.7	32.4
	恵庭市	0	0.0	0	0.0	2	3.6	7	312.2	10	401.0	0	0.0	19	716.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	19	716.8	38.7
苫小牧圏	苫小牧市	0	0.0	0	0.0	2	554.5	3	413.4	20	4,222.6	0	0.0	25	5,190.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	25	5,190.5	33.6
	白老町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	34.0	0	0.0	0	0.0	1	34.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	34.0	3.1
	安平町													0	0.0									0	0.0	0.0
	厚真町	0	0.0	0	0.0	5	320.8	2	24.0	0	0.0	0	0.0	7	344.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	7	344.8	15.5
北見	北見市	0	0.0	0	0.0	1	1.6	8	121.4	8	434.7	0	0.0	17	557.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	17	557.7	16.6
留辺蘂														0	0.0									0	0.0	－
夕張	夕張市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	6.2	0	0.0	0	0.0	1	6.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	6.2	－
岩見沢	岩見沢市	0	0.0	0	0.0	1	5.9	2	44.2	3	66.5	0	0.0	6	116.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6	116.6	－
網走	網走市													0	0.0									0	0.0	－
留萌	留萌市	0	0.0	1	16.1	0	0.0	2	24.9	4	87.4	0	0.0	7	128.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	7	128.4	－
稚内	稚内市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	150.0	0	0.0	1	150.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	150.0	－
美唄奈井江	美唄市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	15.3	0	0.0	1	15.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	15.3	－
	奈井江町													0	0.0									0	0.0	－
芦別	芦別市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	113.6	3	143.9	0	0.0	5	257.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	257.5	－
赤平	赤平市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	94.5	0	0.0	3	94.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	94.5	－
紋別	紋別市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	70.3	5	216.2	0	0.0	6	286.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6	286.5	－
士別	士別市	0	0.0	1	39.5	0	0.0	1	24.4	3	114.0	0	0.0	5	177.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	177.9	－
名寄	名寄市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	38.9	1	58.6	0	0.0	2	97.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	97.5	－
三笠	三笠市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	68.5	0	0.0	1	68.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	68.5	－
根室	根室市	0	0.0	1	60.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	60.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	60.5	－
滝川	滝川市	1	5.4	0	0.0	0	0.0	2	21.3	1	9.5	0	0.0	4	36.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	36.2	－
	新十津川町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	75.8	0	0.0	0	0.0	2	75.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	75.8	－
砂川	砂川市													0	0.0									0	0.0	－
歌志内市	歌志内市													0	0.0									0	0.0	－
深川	深川市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	8.3	0	0.0	1	8.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	8.3	－
富良野	富良野市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	47.9	0	0.0	2	47.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	47.9	－
当別	当別町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	57.2	0	0.0	2	57.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	57.2	－
福島	福島町													0	0.0									0	0.0	－
木古内	木古内町													0	0.0									0	0.0	－
森	森町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	15.4	0	0.0	1	15.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	15.4	－
八雲	八雲町													0	0.0									0	0.0	－
長万部	長万部町													0	0.0									0	0.0	－
江差	江差町													0	0.0									0	0.0	－
北檜山	せたな町													0	0.0									0	0.0	－
今金	今金町													0	0.0									0	0.0	－
倶知安	倶知安町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	25.9	0	0.0	1	25.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	25.9	－

区域名	市町村名	施行済(換地処分済)														施行中								総計		市街化区域は用途地域比
		旧都法12条		旧都法13条		個人施行		組合施行		公共団体施行		公団・公社施行		合計		個人施行		組合施行		公共団体施行		公団・公社施行				
		地区数	面積 ha	地区数	面積 ha	地区数	面積 ha	地区数	面積 ha	地区数	面積 ha	地区数	面積 ha	地区数	面積 ha	地区数	面積 ha	地区数	面積 ha	地区数	面積 ha	地区数	面積 ha	地区数	面積 ha	%
岩内	岩内町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	137.0	0	0.0	1	137.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	137.0	−
	共和町													0	0.0									0	0.0	−
古平	古平町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	30.2	0	0.0	1	30.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	30.2	−
余市	余市町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	62.6	1	4.7	0	0.0	3	67.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	67.3	−
南幌	南幌町													0	0.0									0	0.0	−
長沼	長沼町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	10.2	0	0.0	0	0.0	2	10.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	10.2	−
栗山	栗山町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	62.4	0	0.0	1	62.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	62.4	−
上川	上川町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	9.9	0	0.0	1	9.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	9.9	−
美瑛	美瑛町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	72.9	2	97.2	0	0.0	5	170.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	170.1	−
上富良野	上富良野町													0	0.0									0	0.0	−
下川	下川町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	14.4	0	0.0	1	14.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	14.4	−
美深	美深町													0	0.0									0	0.0	−
増毛	増毛町													0	0.0									0	0.0	−
羽幌	羽幌町													0	0.0									0	0.0	−
枝幸	枝幸町													0	0.0									0	0.0	−
浜頓別	浜頓別町													0	0.0									0	0.0	−
女満別	大空町													0	0.0									0	0.0	−
美幌	美幌町	0	0.0	0	0.0	2	20.1	0	0.0	1	39.5	0	0.0	3	59.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	59.6	−
斜里	斜里町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.3	0	0.0	1	1.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.3	−
遠軽	遠軽町													0	0.0									0	0.0	−
滝上	滝上町													0	0.0									0	0.0	−
興部	興部町													0	0.0									0	0.0	−
雄武	雄武町													0	0.0									0	0.0	−
虻田	洞爺湖町													0	0.0									0	0.0	−
	壮瞥町													0	0.0									0	0.0	−
鵡川	むかわ町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	52.4	0	0.0	2	52.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	52.4	−
門別	日高町													0	0.0									0	0.0	−
静内	新ひだか町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	20.3	0	0.0	1	20.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	20.3	−
浦河	浦河町													0	0.0									0	0.0	−
新得	新得町													0	0.0									0	0.0	−
清水	清水町													0	0.0									0	0.0	−
大樹	大樹町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	11.9	0	0.0	0	0.0	1	11.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	11.9	−
広尾	広尾町													0	0.0									0	0.0	−
池田	池田町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	72.8	0	0.0	3	72.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	72.8	−
本別	本別町	0	0.0	1	18.7	0	0.0	0	0.0	1	19.8	0	0.0	2	38.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	38.5	−
足寄	足寄町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	119.1	0	0.0	2	119.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	119.1	−
浦幌	浦幌町													0	0.0									0	0.0	−
厚岸	厚岸町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	20.7	0	0.0	1	20.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	20.7	−
標茶	標茶町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	59.6	0	0.0	3	59.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	59.6	−
弟子屈	弟子屈町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	12.7	0	0.0	1	12.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	12.7	−
白糠	白糠町													0	0.0									0	0.0	−
中標津	中標津町													0	0.0									0	0.0	−
北海道計		16	936.0	7	234.2	99	2,365.8	213	6,865.3	226	16,926.1	2	523.6	563	27,851.0	4	500.4	0	0.0	1	5.1	0	0.0	568	28,356.5	20.6

上記の他、特例施行による実施地区がある

区域名	市町村名	施行済(換地処分済)														施行中								総計		市街化区域は用途地域比
		旧都法12条		旧都法13条		個人施行		組合施行		公共団体施行		公団・公社施行		合計		個人施行		組合施行		公共団体施行		公団・公社施行				
		地区数	面積 ha	地区数	面積 ha	地区数	面積 ha	地区数	面積 ha	地区数	面積 ha	地区数	面積 ha	地区数	面積 ha	地区数	面積 ha	地区数	面積 ha	地区数	面積 ha	地区数	面積 ha	地区数	面積 ha	%
特例施行	寿都町			1	2.9									1	2.9									1	2.9	−
	木古内町									1	7.2			1	7.2									1	7.2	−
	利尻町									1	9.2			1	9.2									1	9.2	−
	奥尻町									1	3.6			1	3.6									1	3.6	−
合計		0	0.0	1	2.9	0	0.0	0	0.0	3	20.0	0	0.0	4	22.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	22.9	0.0

② 地区別施行一覧表

（令和7年3月31日現在）

区域名	都市名	地区名	施行者	目的	都市計画決定	認可告示	施行面積 ha	減歩率 公共 %	減歩率 合算 %	公共用地率 施行前 %	公共用地率 施行後 %	施行期間 (清算期間含)	総事業費 千円		換地処分公告	備考
札幌圏	札幌市	東札幌	道	周辺市街地整備	S19.8.21	S24.3.15	305.4	17.3	23.5	5.6	22.0	23～37	62,956		S38.2.15	
	札幌市	伏見	市	周辺市街地整備	S28.3.24	S30.1.13	144.8	19.2	26.4	10.6	27.8	29～34	76,000		S35.3.31	
	札幌市	月寒高台	市	周辺市街地整備	S30.12.20	S31.11.7	8.5	22.6	23.0	9.5	31.2	31～38	3,580		S38.10.3	
	札幌市	西八軒	道	周辺市街地整備	S28.3.24	S31.11.19	11.9	20.8	23.2	9.2	28.1	31～37	4,760		S37.5.24	
	札幌市	美園	道	周辺市街地整備	S30.4.8	S31.11.27	109.4	22.1	24.2	8.5	43.6	31～39	63,280		S40.3.31	
	札幌市	月寒中央	市	周辺市街地整備	S30.12.20	S31.12.7	9.7	24.8	27.7	5.7	28.8	31～37	3,420		S37.7.5	
	札幌市	羊ヶ丘	個人	周辺市街地整備		S32.7.11	43.8	22.2	67.2	6.0	27.3	32～38	354,423		S39.2.21	
	札幌市	月寒大東	市	周辺市街地整備	S30.12.20	S33.2.5	28.8	26.8	28.8	4.5	30.1	32～38	12,650		S39.1.8	
	札幌市	中の島	道	周辺市街地整備	S30.4.8	S33.2.24	89.1	19.9	23.7	13.2	30.5	32～44	90,030		S44.8.28	
	札幌市	北光	市	周辺市街地整備	S32.4.23	S33.5.16	110.7	24.9	28.1	8.2	33.1	33～36	45,000		S37.1.18	
	札幌市	白石本郷	市	周辺市街地整備	S32.4.23	S33.5.16	127.9	26.8	30.0	4.9	30.4	33～37	80,000		S37.5.29	
	札幌市	東八軒	道	周辺市街地整備	S28.3.24	S33.6.20	17.1	20.0	23.1	5.6	24.5	33～38	8,800		S38.8.3	
	札幌市	中央通	道	周辺市街地整備	S28.3.24	S34.6.16	6.3	17.2	17.7	14.6	29.3	34～41	2,860		S42.1.31	
	札幌市	真駒内団地	個人	周辺市街地整備		S34.12.14	165.3	34.6	81.6	2.7	34.6	34～41	1,810,488		S41.8.28	
	札幌市	手稲東	市	周辺市街地整備	S35.6.2	S36.1.27	117.9	21.7	25.0	9.2	29.1	35～42	326,738	公	S43.2.8	
	札幌市	北東	市	周辺市街地整備	S36.3.9	S36.4.10	123.5	28.5	32.7	3.2	30.8	36～39	139,700		S39.11.30	
	札幌市	白石神社西	市	周辺市街地整備	S36.3.11	S36.9.26	31.8	25.2	28.8	3.8	28.4	36～38	31,500	公	S38.10.24	
	札幌市	白石南南郷	市	周辺市街地整備	S36.3.11	S36.9.26	39.5	25.0	29.4	4.5	28.4	36～38	34,300		S38.10.24	
	札幌市	鉄東	市	周辺市街地整備	S35.6.2	S37.3.16	158.6	20.6	22.1	7.1	26.3	36～42	721,000	補	S43.1.9	
	札幌市	北円山	市	周辺市街地整備	S28.3.24	S37.4.11	43.2	13.6	16.0	21.1	31.8	37～39	100,200	公	S40.1.27	
	札幌市	白石駅前	市	周辺市街地整備	S36.3.11	S37.7.19	69.7	21.5	24.8	7.5	28.2	37～42	193,600	公	S42.12.6	
	札幌市	白石中央	市	周辺市街地整備	S36.3.11	S39.2.6	131.9	23.5	27.8	5.4	27.6	38～43	430,000	公	S44.3.19	
	札幌市	白石本通北	市	周辺市街地整備	S36.3.11	S39.3.7	56.4	23.5	27.5	3.6	28.3	38～41	118,800	公	S42.3.3	
	札幌市	北都	組合	新市街地整備		S39.4.10	77.2	21.8	30.3	3.1	24.1	39～46	216,817		S42.1.16	S46.9.4解散
	札幌市	東大東	組合	新市街地整備	S30.12.20	S39.11.20	54.1	25.5	29.3	5.1	29.3	39～48	132,002		S44.8.21	S48.10.30解散
	札幌市	北郷西	組合	新市街地整備		S40.2.1	35.6	31.4	37.8	4.1	34.2	39～44	103,949		S42.3.24	S45.3.6解散
	札幌市	平岸	市	周辺市街地整備	S30.4.8	S40.3.17	145.4	24.0	26.3	5.3	28.1	39～47	800,000	公	S48.1.31	
	札幌市	吉田山	組合	新市街地整備		S40.3.29	13.5	33.2	37.6	2.9	35.1	39～45	40,334		S42.3.31	S45.9.29解散
	札幌市	厚別西区	組合	新市街地整備		S40.3.31	93.6	27.0	33.2	6.2	31.5	39～50	265,883		S45.11.30	S50.6.16解散
	札幌市	白菊	組合	新市街地整備		S41.3.9	47.1	30.9	42.5	3.2	33.1	40～52	408,314		S49.4.19	S52.4.13解散
	札幌市	米里南	組合	新市街地整備		S41.3.9	64.6	27.7	37.2	2.6	29.5	40～52	363,855		S48.11.15	S52.10.3解散
	札幌市	日の丸	市	周辺市街地整備	S40.7.2	S41.4.7	68.6	27.8	33.2	3.9	30.6	41～43	151,100		S44.2.5	
	札幌市	二十四軒南	市	周辺市街地整備	S28.3.24	S41.7.12	33.8	19.2	19.5	4.9	23.4	41～45	502,500	公	S45.9.30	
	札幌市	二十四軒北	市	周辺市街地整備	S28.3.24	S41.9.14	95.1	20.7	22.0	6.6	25.9	41～46	974,000	補	S46.11.19	
	札幌市	望月寒	市	周辺市街地整備	S38.3.16	S42.3.29	113.6	26.6	29.8	6.8	31.6	41～48	970,000	公	S48.9.13	
	札幌市	吉田山第三	組合	新市街地整備		S42.3.30	44.7	28.7	35.5	8.0	34.4	41～49	316,440	公	S46.6.30	S50.1.27解散
	札幌市	雁来	市	周辺市街地整備	S40.7.2	S43.3.28	18.8	21.8	21.8	14.8	33.4	42～45	317,000	公	S45.11.30	
	札幌市	定山渓	市	周辺市街地整備	S42.12.21	S43.5.28	37.1	11.8	15.9	9.7	20.4	43～47	220,000		S47.4.10	
	札幌市	平岸南	市	周辺市街地整備	S42.10.20	S43.12.25	115.4	25.4	26.3	3.9	28.3	43～48	1,121,000	公	S49.3.1	
	札幌市	手稲駅前	市	周辺市街地整備	S38.10.28	S43.12.25	19.1	16.3	16.3	15.5	30.2	43～49	989,000	補	S50.2.21	
	札幌市	宮の森山の手北	市	周辺市街地整備	S28.3.24	S43.12.25	169.4	18.9	19.4	9.8	26.8	43～53	4,802,000	公	S53.12.28	
	札幌市	菊水	市	周辺市街地整備	S42.7.7	S44.2.15	32.8	21.2	25.2	3.1	23.7	43～48	375,000	公	S48.4.11	
	札幌市	白石神社東	組合	新市街地整備		S44.4.25	25.7	23.1	33.2	14.7	34.4	44～48	205,273		S47.1.13	S49.3.14解散
	札幌市	吉田山第一	組合	新市街地整備		S44.4.25	38.2	25.1	30.7	11.3	33.6	44～55	414,469	公	S48.9.13	S55.11.1解散
	札幌市	光星	市	周辺市街地整備	S43.10.29	S44.6.12	68.7	11.7	11.7	16.0	25.8	44～57	6,756,456	補	S57.7.31	
	札幌市	宮の森山の手南	市	周辺市街地整備	S28.3.24	S44.6.19	116.8	21.2	21.2	3.6	24.0	44～52	3,780,000	補	S53.1.16	
	札幌市	真駒内本町	市	周辺市街地整備	S44.5.12	S44.7.26	12.5	16.7	29.6	31.7	43.1	44～48	456,000	公	S48.4.16	
	札幌市	平岸高台	市	周辺市街地整備	S42.10.20	S44.11.27	37.2	25.6	29.4	4.9	29.2	44～49	505,000	公	S50.1.20	
	札幌市	緑ヶ丘	組合	新市街地整備		S45.7.28	37	29.0	72.0	3.6	31.5	45～49	1,805,660		S48.8.1	S50.3.26解散
	札幌市	手稲本町	市	周辺市街地整備	S38.10.28	S45.9.29	15.6	14.3	14.3	16.8	28.7	45～49	347,000	公	S50.2.21	
	札幌市	平和通南	組合	新市街地整備		S45.11.21	16.2	21.7	31.0	9.2	28.9	45～48	146,746		S47.12.19	S49.3.7解散
	札幌市	東苗穂	組合	新市街地整備	S45.11.28	S45.11.28	95.5	27.6	37.1	2.8	29.7	45～55	2,400,593		S51.5.31	S56.3.26解散
	札幌市	桂台	組合	新市街地整備		S46.3.4	25.4	21.0	58.6	4.7	24.7	45～52	944,210		S49.11.27	S52.6.8解散
	札幌市	菊水元町	市	周辺市街地整備	S46.3.29	S46.6.12	53	22.7	29.6	11.5	31.6	46～54	1,840,000	公	S55.1.10	
	札幌市	前田	組合	新市街地整備		S47.1.19	12.7	29.8	41.2	4.3	32.8	45～48	205,281		S48.11.20	S49.3.29解散
	札幌市	元町南	市	周辺市街地整備	S47.2.8	S47.7.6	62.5	31.0	38.9	11.2	38.7	47～53	1,947,000	公	S53.5.31	
	札幌市	元町中央	市	周辺市街地整備	S47.2.8	S47.7.6	77.1	27.4	35.9	7.0	30.7	47～54	2,613,000	公	S54.7.31	
	札幌市	東川下	組合	新市街地整備	S47.7.7	S47.8.24	79.8	26.0	41.9	8.0	32.0	47～59	3,531,145	補	S55.4.19	S59.12.6解散
	札幌市	北郷中央	組合	新市街地整備		S47.8.28	36.6	30.9	42.3	4.1	33.8	47～56	1,096,893		S52.2.15	S56.11.21解散
	札幌市	真駒内北	個人	新市街地整備		S47.9.18	2	36.0	36.0	0.0	36.0	47～48	18,000		S49.3.14	
	札幌市	厚別駅前	市	周辺市街地整備	S47.7.7 S49.6.1	S47.11.14	126.2	23.2	28.6	8.8	29.9	47～57	9,635,000	補	S57.9.5 S58.2.20	
	札幌市	東苗穂共栄	組合	新市街地整備		S47.12.4	18.1	25.3	36.3	2.4	27.4	47～51	509,636		S50.10.20	S52.1.10解散
	札幌市	元町本町	市	周辺市街地整備	S47.2.8	S49.3.11	16.8	27.2	27.2	11.3	30.7	48～54	2,525,000	補	S54.8.31	
	札幌市	かしわ	組合	新市街地整備		S49.5.16	3.9	24.5	44.0	0.0	24.5	49～50	202,443		S50.2.9	S51.3.30解散
	札幌市	手稲あけぼの	組合	新市街地整備		S49.7.5	23.5	26.6	44.3	2.1	28.1	49～55	1,036,894		S52.3.22	S55.12.12解散
	札幌市	ていね稲積	組合	新市街地整備	S49.4.27	S49.8.20	105	28.3	50.2	18.3	41.7	49～62	7,057,185	補・公	S59.8.27	S63.3.25解散
	札幌市	元町北	市	周辺市街地整備	S49.6.1	S50.2.27	69.6	28.1	38.2	1.1	29.4	49～54	2,800,000		S55.1.31	
	札幌市	西野台	組合	新市街地整備		S51.12.14	3.6	34.8	55.8	0.0	34.8	51～55	254,021		S53.7.6	S56.3.30解散
	札幌市	栄ヶ丘第2	組合	新市街地整備		S52.12.26	5.5	24.9	38.5	5.6	29.0	52～56	276,294		S56.8.29	S56.12.28解散
	札幌市	栄ヶ丘第1	組合	新市街地整備		S53.1.5	16.4	29.0	42.9	4.4	32.1	52～58	732,141		S57.8.14	S58.11.22解散
	札幌市	厚別旭町南	市	周辺市街地整備	S53.10.14	S54.1.26	40.5	27.1	31.8	5.3	31.0	53～60	3,819,000	補	S60.8.18	
	札幌市	篠路拓北	住宅公団	新市街地整備	S54.1.11	S55.8.5	378.2	30.6	40.0	5.8	34.6	55～H2	72,879,667	補	H2.6.18	
	札幌市	米里中央	市	新市街地整備	S55.4.19	S55.9.2	36.6	24.5	45.4	7.3	30.0	55～61	4,697,552	補	S62.2.1	S62.2.1
	札幌市	富丘南	市	周辺市街地整備	S56.3.13	S56.7.20	29.9	17.5	17.9	11.6	27.1	56～61	2,982,654	補	S61.11.3	
	札幌市	東苗穂中央	組合	新市街地整備		S56.8.11	15.8	20.1	31.7	3.3	22.7	56～60	722,706		S59.8.24	S61.1.9解散
	札幌市	西野台第二	組合	新市街地整備		S57.1.6	2.1	30.8	50.3	0.0	30.8	56～58	187,652		S58.5.1	S58.11.22解散
	札幌市	丘珠第1	市	新市街地整備	S56.10.8	S57.3.23	45.2	24.2	36.5	13.4	34.4	56～H元	5,814,295	補	H1.10.1	
	札幌市	東雁来	組合	新市街地整備		S58.8.10	16.4	23.8	45.9	2.1	25.4	58～H2	1,548,640		H1.9.29	H3.2.16解散
	札幌市	屯田	市	新市街地整備	S58.11.10	S59.2.16	122.4	31.3	43.6	10.6	38.6	58～H3	11,440,000	補	H3.9.27	
	札幌市	伏古北栄	組合	新市街地整備		S61.7.24	2.7	29.7	43.6	0.0	29.7	61～62	160,776		S62.11.21	S63.2.26解散
	札幌市	手稲金山	組合	新市街地整備		S61.8.4	13.4	29.5	50.5	2.6	31.4	61～H3	1,085,402		H2.1.13	H3.8.30解散
	札幌市	富丘北	市	周辺市街地整備	S38.10.28	S62.1.22	54.8	19.7	20.3	30.0	35.8	61～H12	13,804,000	補	H13.2.16	
	札幌市	米里北	市	新市街地整備	S61.8.4	S62.1.22	86.7	22.7	41.7	12.1	32.0	61～H10	15,980,000	補・公	H11.2.12	
	札幌市	篠路	組合	新市街地整備	S63.6.23	S62.3.25	17.5	34.3	55.1	9.3	40.4	61～H8	1,837,879	補	H5.9.17	H9.1.6解散
	札幌市	南が丘	組合	新市街地整備		S62.5.19	13.2	23.0	53.1	0.0	23.0	62～H5	1,431,404		H3.1.11	H6.1.31解散
	札幌市	清田中央	組合	新市街地整備		S62.8.24	9.9	33.8	65.5	1.2	34.6	62～H3	1,210,287		H1.9.3	H3.4.10解散
	札幌市	手稲前田西	組合	新市街地整備	S62.10.1	S62.11.25	32.9	36.8	51.2	5.7	40.4	62～H7	3,243,461	補	H5.6.25	H8.3.14解散
	札幌市	清田	組合	新市街地整備		S62.11.25	10.5	29.8	58.6	3.7	32.7	62～H2	1,154,558		H2.2.4	H 2.11.28解散
	札幌市	清田南	組合	新市街地整備		S63.2.22	8.1	30.1	57.7	0.3	30.1	62～H2	850,188		H2.4.22	H2.9.19解散
	札幌市	星置	市	周辺市街地整備	S62.9.17	S63.2.1	20.6	25.8	26.8	12.2	34.8	62～H7	4,085,878	補	H8.2.16	
	札幌市	中ノ沢	組合	新市街地整備	S63.3.31	S63.8.1	36.7	30.5	58.8	5.0	34.0	63～H8	6,557,000	補・公	H5.10.29	H8.5.17解散
	札幌市	東区東部	組合	新市街地整備	S63.9.16	H1.3.31	69	29.3	51.3	7.7	34.7	63～H14	12,148,840	補	H8.5.10	H14.9.25解散
	札幌市	手稲星の里	組合	新市街地整備		S63.11.16	11.7	28.5	45.4	1.5	27.5	63～H10	1,338,747		H5.4.23	H10.12.7解散
	札幌市	東苗穂南	組合	新市街地整備		S63.9.13	3.5	22.8	32.1	4.0	22.8	63～H元	180,625		H1.11.4	H2.2.20解散

区域名	都市名	地区名	施行者	目的	都市計画決定	認可告示	施行面積	減歩率		公共用地率		施行期間	総事業費		換地処分公告	備考
								公共	合算	施行前	施行後					
							ha	%	%	%	%	(清算期間含)	千円			
札幌圏	札幌市	平和	組合	新市街地整備		H1.4.4	5.3	27.6	63.6	4.8	31.1	H元～3	1,063,443		H3.8.3	H3.12.12解散
	札幌市	丘珠鉄工団地南	組合	新市街地整備		H2.4.9	5	28.9	49.0	6.9	33.8	H 2～ 5	532,950		H4.9.7	H6.2.28解散
	札幌市	モエレ	組合	新市街地整備		H2.5.25	6.2	27.6	50.7	0.0	27.6	H 2～ 8	727,710		H6.1.28	H9.1.6解散
	札幌市	百合が原	市	周辺市街地整備	H1.2.27	H2.7.27	41.6	32.0	36.5	8.6	37.8	H 2～10	10,740,000	補	H11.2.12	
	札幌市	太平	市	周辺市街地整備	H1.2.27	H2.7.27	35.8	22.0	24.7	16.7	35.0	H 2～10	3,810,000	補・公	H11.3.5	
	札幌市	清田元町	組合	新市街地整備		H2.7.27	10.9	32.7	49.9	1.7	33.9	H 2～10	1,439,858		H7.11.10	H10.12.14解散
	札幌市	伏古東	組合	新市街地整備		H2.10.5	6.4	27.1	43.4	3.2	29.4	H 2～ 4	782,639		H4.10.22	H5.3.31解散
	札幌市	新川	組合	新市街地整備	H2.3.29	H2.11.14	35.6	35.1	48.0	9.3	41.2	H 2～12	4,659,662	補	H10.1.16	H12.6.27解散
	札幌市	新川西	組合	新市街地整備	H2.3.29	H2.11.8	21.7	30.4	50.1	8.3	36.5	H 2～ 7	2,716,187	補・公	H7.2.10	H7.10.18解散
	札幌市	屯田東	組合	新市街地整備	H2.3.29	H2.11.30	46	30.7	41.4	10.9	38.3	H 2～11	4,587,082	補	H8.8.30	H11.9.13解散
	札幌市	米里東	組合	新市街地整備		H3.12.17	7.5	17.9	37.4	6.9	23.6	H 3～19	949,883		H16.6.11	H18.1.31解散
	札幌市	簾舞	組合	新市街地整備	H2.3.28	H4.3.5	18	32.2	61.0	2.4	33.8	H 3～15	2,801,802	補	H14.12.6	H21.1.15解散
	札幌市	西宮の沢	市	周辺市街地整備	H3.12.13	H4.10.2	85.9	21.6	26.4	13.1	31.8	H 4～20	23,590,000	補・公	H21.1.5	
	札幌市	札幌駅南口	個人	既成市街地整備	H5.3.23	H5.3.30	6.3	6.6	9.1	19.7	25.0	H 4～11	9,300,000	補	H12.1.28	
	札幌市	富丘西	市	周辺市街地整備	S38.10.28	H5.11.15	45.9	16.3	18.7	27.4	39.0	H 5～20	11,493,000	補	H21.2.13	
	札幌市	屯田中部	公社	新市街地整備	H5.3.26	H6.2.25	145.4	33.5	54.9	6.6	38.0	H 5～16	22,381,000	補・公	H16.10.15	
	札幌市	拓北	組合	新市街地整備		H6.11.18	8.5	27.3	55.2	6.4	32.0	H 6～18	1,167,616		H13.7.13	H16.9.22解散
	札幌市	東雁来第２	市	新市街地整備	H7.10.20	H8.10.9	210.8	31.5	50.9	10.5	38.7	H 8～R5	48,615,851	補・公	H30.1.12	清算中
	札幌市	新琴似駅前	市	既成市街地整備	H8.9.20	H9.11.26	9.8	12.4	12.4	17.8	28.0	H 9～27	8,570,000	補・公	H22.1.25	
	札幌市	厚別東	組合	新市街地整備		H12.5.23	6.3	40.6	63.6	0.6	41.0	H12～14	841,742		H14.2.8	H14.11.28解散
	札幌市	東さっぽろ	市	既成市街地整備	H12.3.7	H12.8.23	20.7	43.7	52.2	16.1	52.7	H12～16	5,300,000	補・公	H16.2.6	
	札幌市	川北	組合	新市街地整備		H12.11.6	8.9	30.8	57.0	2.6	32.6	H12～17	1,165,000		H16.1.9	H17.12.12解散
	札幌市	南あいの里	組合	新市街地整備		H15.3.18	49.3	39.2	62.5	1.0	39.8	H14～28	6,702,963	公	H23.9.22	H27.6.25解散
	札幌市	手稲山口	組合	新市街地整備	H14.11.12	H15.3.25	36.3	41.1	63.8	3.8	43.4	H14～24	3,582,000	公	H20.12.5	H24.8.22解散
	札幌市	手稲曙西	組合	新市街地整備		H17.4.14	28.5	26.0	63.0	4.8	29.7	H17～24	3,730,000		H12.5.14	H24.8.22解散
	札幌市	清田通沿道	個人(同意)	公共施設整備		H25.7.4	1.8	1.3	7.9	3.4	4.7	H25～R7	54,432		R2.1.17	R2.8.21終了
	札幌市	篠路駅東口	市	既成市街地整備	R2.3.10	R2.9.25	5.1	6.5	6.5	6.3	26.7	R2～R17	2,495,535	補・公		施行中
							121	6419.6								
	江別市	第一	町	既成市街地整備	S19.8.21	S19.11.30	74.2	28.5	28.5	5.8	42.4	19～24	228		S24.4.10	
	江別市	野幌駅前	町	既成市街地整備	S26.2.10	S28.5.20	55	26.6	26.6	7.1	29.6	28～32	12,666		S32.7.15	
	江別市	火災復興	市	火災復興	S28.11.7	S30.1.31	4.9	9.8	9.8	34.3	46.0	29～31	8,500		S31.12.27	
	江別市	第二	市	新市街地整備	S19.8.21	S33.3.4	33.9	25.4	26.8	6.0	29.8	33～36	13,508		S36.4.19	
	江別市	第三	市	新市街地整備	S36.3.31	S36.3.31	106	24.6	29.7	4.7	27.8	36～38	88,000		S38.12.27	
	江別市	東郊	市	新市街地整備	S39.11.5	S40.3.29	39	20.3	28.4	30.9	44.7	40～45	202,456	公	S45.4.3	
	江別市	新野幌	組合	新市街地整備		S43.5.23	40.5	20.4	32.3	18.7	35.3	43～48	205,000		S48.5.31	S51.10.12解散
	江別市	対雁	市	新市街地整備	S44.5.12	S45.11.21	260.7	21.5	21.5	27.5	43.1	45～53	2,075,592	公	S53.3.24	
	江別市	野幌	組合	新市街地整備		S46.12.8	39.3	23.6	34.0	2.6	25.6	46～54	530,083		S50.7.14	S54.12.27解散
	江別市	江別太	組合	新市街地整備		S47.9.12	75.5	21.7	41.0	7.8	27.8	47～58	1,972,045		S51.11.9	S58.2.14解散
	江別市	新野幌第二	組合	新市街地整備		S50.6.3	61.3	22.7	40.2	6.3	27.6	50～61	3,035,504		S56.1.20	S62.5.11解散
	江別市	元江別	組合	新市街地整備		S55.10.23	56.8	24.9	48.4	0.7	25.5	55～62	3,248,854	公	S61.1.20	S63.3.14解散
	江別市	東西野幌	組合	新市街地整備		S57.9.9	35.6	23.5	52.9	6.3	28.3	57～H 4	3,219,065	公	S63.11.17	H4.9.4解散
	江別市	元野幌	組合	新市街地整備		S57.12.16	45.8	24.9	46.5	4.5	28.3	57～H 3	3,610,822	公	H2.2.15	H4.4.10解散
	江別市	豊幌	組合	新市街地整備		S59.9.13	19.8	30.3	69.4	0.0	30.3	59～H 2	1,175,488		H1.1.12	H2.10.1解散
	江別市	見晴台	組合	新市街地整備		S63.1.25	29.2	25.7	49.5	0.0	25.7	62～H 7	2,153,650		H3.8.30	H5.10.29解散
	江別市	野幌南	組合	新市街地整備		H2.6.28	12.8	26.4	52.5	5.4	30.4	H 2～6	1,457,384		H4.7.31	H6.12. 2解散
	江別市	東江別	組合	新市街地整備		H4.7.7	35.3	26.5	67.2	7.5	32.0	H 4～19	4,575,161		H15.2.7	H20.3.7解散
	江別市	野幌東	組合	新市街地整備		H4.11.20	23	34.0	56.6	0.0	34.0	H 4～12	2,587,095		H10.3.13	H11.6.4解散
	江別市	豊幌中央	組合	新市街地整備		H5.3.26	30	25.1	67.3	12.5	34.4	H 4～15	3,029,070		H12.10.6	H15.11.4解散
	江別市	上江別南	組合	新市街地整備		H5.10.26	72.7	32.4	69.3	8.4	38.1	H 5～22	9,859,505	公	H14.10.11	H23.3.8解散
	江別市	中央	組合	新市街地整備		H6.5.20	62.7	27.2	59.0	1.5	28.2	H 6～25	7,341,583		H20.10.10	H27.2.20解散
	江別市	若葉	個人	新市街地整備		H7.9.22	2.1	20.9	57.4	0.0	61.9	H 7～9	411,000		H9.9.5	H10.3.4終了
	江別市	大麻新町	個人(共同)	新市街地整備	H18.11.21	H9.5.2	3.4	28.4	55.4	0.0	28.3	H 9～11	444,872		H11.6.11	H11.8.27終了
	江別市	大麻	組合	新市街地整備		H9.5.19	18.1	26.8	68.6	6.9	31.8	H 9～20	3,786,552		H18.10.6	H20.7.14解散
	江別市	野幌駅周辺	市	公共施設整備	H18.6.20	H18.11.24	10.6	12.4	12.4	31.8	40.2	H18～R6	8,203,944	補	R1.11.1	
							26	1248.2								
	北広島市	駅前	組合	新市街地整備	S46.7.9	S47.2.7	28.1	25.4	35.7	7.3	30.9	46～55	331,184	補	S49.12.10	S55.11.27解散
	北広島市	富ヶ岡	組合	新市街地整備		S50.2.18	25.5	20.2	39.4	5.5	24.5	49～58	775,178		S53.1.24	S58.7.7解散
	北広島市	広島中央	町	新市街地整備	S50.9.23	S51.3.24	51	28.2	30.5	7.6	33.7	50～H 5	2,576,896	補・公	S63.1.30	
	北広島市	稲穂南	組合	新市街地整備		S55.5.8	7.8	24.6	47.4	3.9	27.5	55～62	385,651		S57.4.1	S62.12.24解散
	北広島市	広島東	組合	新市街地整備	S56.3.10	S56.7.30	40.7	30.6	50.0	5.7	34.6	56～H 2	3,058,798	補・公	S63.2.25	H2.12.13解散
	北広島市	大正橋	組合	新市街地整備		S59.11.5	18.7	25.1	47.5	16.2	37.2	59～H 3	919,680		H1.2.9	H3.11.26解散
	北広島市	西の里	組合	新市街地整備	S62.3.30	S62.9.10	25.9	33.6	50.4	8.0	38.9	62～H 8	1,924,029	補・公	H2.9.21	H8.7.5解散
	北広島市	北広島駅東	市	公共施設整備・市街地整備	S63.12.15	H1.7.8	13.6	28.3	28.3	6.8	33.2	H元～17	7,960,667	補	H12.3.3	
	北広島市	大曲四里塚	組合	新市街地整備・宅地造成		H4.12.18	5.6	27.3	49.5	6.1	31.8	H 4～9	588,958		H7.8.25	H9.8.4解散
	北広島市	虹ヶ丘	組合	新市街地整備・宅地造成	H5.9.14	H5.11.24	37.4	34.1	55.9	3.8	36.6	H 5～19	6,165,974	補・公	H14.11.8	H20.3.11解散
	北広島市	南輪厚	組合	新市街地整備		H6.10.14	4.6	22.2	47.1	8.9	29.1	H 6～9	377,117		H9.3.21	H10.1.7解散
	北広島市	大曲柏葉台	組合	新市街地整備・宅地造成		H7.5.23	8.5	27.9	53.7	7.6	33.4	H 7～16	1,089,501		H10.7.10	H16.12.2解散
	北広島市	大曲幸	組合	新市街地整備	H17.3.29	H17.6.20	38.6	15.8	54.8	17.9	30.9	H17～26	3,631,535	補	H22.2.5	H27.3.23解散
							13	306								
	石狩市	花畔第一	個人	工業団地造成		S51.11.27	161.8	15.4	15.4	7.7	21.9	51～H 6	1,849,906	公	H4.2.12	H6.8.9終了
	石狩市	花畔第二	個人	工業団地造成		S54.1.8	120.6	10.3	10.3	6.7	16.3	53～R13	1,399,162			施行中R7.2.4(直近換地処分)
	石狩市	樽川第一	個人	工業団地造成		S54.11.26	284.9	21.5	21.5	3.0	23.9	54～H21	2,860,642		H16.12.6	H20.5.16終了
	石狩市	樽川第二	個人	工業団地造成		S57.2.4	24.6	6.8	6.8	1.1	7.8	56～R9	377,922			施行中H30.3.1(直近換地処分)
	石狩市	花畔市街	組合	公共施設整備・市街地整備	S62.9.17	S63.11.7	94.7	19.8	35.5	20.0	35.8	63～H17	11,912,092	補	H12.2.29	H18.3.29終了
	石狩市	花川南	組合	新市街地整備		H1.10.5	4.3	18.3	39.9	0.0	18.3	H元～7	371,569		H3.2.21	H3.9.6解散
	石狩市	新港東	個人	工業団地造成		H3.8.20	73.3	15.9	15.9	0.0	15.9	H3～R10	894,408			施行中R4.1.6(直近換地処分)
	石狩市	新港南	個人	工業団地造成		H3.10.18	49.1	3.7	3.7	3.8	7.4	H 3～21	655,442		H10.8.25	H20.5.16終了
	石狩市	樽川中央	個人	公共施設整備・宅地造成		H4.11.6	44	25.0	26.1	3.7	27.8	H 4～9	6,395,000		H9.2.28	H9.9.25終了
	石狩市	若葉通	組合	公共施設整備・宅地造成		H5.10.15	3.1	23.6	43.6	0.0	23.6	H 5～7	390,500		H7.8.25	H8.3.22解散
	石狩市	樽川	組合	公共施設・市街地		H8.6.4	27.7	8.3	35.0	26.0	32.1	H 8～15	2,310,000		H14.11.30	H15.11.28解散
	石狩市	花川東	組合	既成市街地整備		H11.5.7	22.6	18.9	44.8	14.2	30.5	H11～24	1,860,000		H18.11.30	H25.3.26解散
	石狩市	新港ユーティリティー	個人	工業基地造成		H12.9.13	1.4	12.0	12.0	0.0	12.0	H12～12	23,684		H12.11.2	H13.3.26終了
	石狩市	新港中央３丁目	個人	工業基地造成		H15.5.7	1.2	24.2	24.2	0.0	24.2	H15～15	51,079		H15.7.17	H15.9.4終了
	石狩市	新港リサイクル	個人	工業基地造成		H17.5.13	1.2	7.0	7.0	0.0	7.0	H17～17	24,566		H17.8.23	H17.11.21終了
							15	914.5								
千歳恵庭圏	千歳市	千歳第一	組合	既成市街地整備		S17.5.13	147.7	19.3	19.6	11.7	28.3	17～24	407		S24.5.7	
	千歳市	末広第一	市	周辺市街地整備	S28.3.20	S33.12.13	38.2	27.5	30.2	8.4	28.0	33～37	12,249		S35.2.20	
	千歳市	末広第二	市	周辺市街地整備	S28.3.20	S39.4.10	58.8	24.3	29.7	8.4	30.6	39～44	72,888		S42.9.22	

区域名	都市名	地区名	施行者	目的	都市計画決定	認可告示	施行面積	減歩率		公共用地率		施行期間	総事業費		換地処分公告	備考
								公共	合算	施行前	施行後					
							ha	%	%	%	%	(清算期間含)	千円			
千歳恵庭圏	千歳市	東郊	組合	周辺市街地整備		S43.3.28	107.8	23.8	32.7	3.4	26.4	42～50	246,138	公	S46.11.7	S51.3.1解散
	千歳市	上長部	個人	工業団地造成		S47.11.21	94.6	11.1	11.1	7.7	18.0	47～48	650,000		S48.3.7	S48.4.16終了
	千歳市	北信濃	個人	新市街地整備		S48.11.21	3.6	21.1	21.1	0.0	19.4	48～49	30,000		S49.10.1	S51.4.9終了
	千歳市	蘭越	市	新市街地整備	S49.7.13	S49.8.30	34.8	21.4	34.9	14.7	34.8	49～54	867,202		S52.11.19	
	千歳市	祝梅	市	新市街地整備	S49.7.13	S49.11.5	76.1	26.4	28.6	4.2	29.7	49～61	2,443,258	補	S56.10.9	
	千歳市	末広第三	組合	新市街地整備		S58.8.11	13.3	25.2	48.2	0.0	24.8	53～57	687,076		S55.4.26	S59.5.1解散
	千歳市	根志越	市	新市街地整備	S54.12.22	S55.4.4	35.3	24.1	45.7	4.3	27.8	54～59	1,652,660		S58.10.17	
	千歳市	稲穂	組合	新市街地整備		S59.10.8	13	26.7	52.3	1.5	27.7	59～H2	843,243		S61.11.6	H2.12.13解散
	千歳市	おさつ駅前	組合	新市街地整備	S63.3.31	S63.7.11	58.3	27.4	38.6	6.7	32.3	63～H10	3,549,208	補	H4.10.23	H10.5.29解散
	千歳市	千歳市第四工業団地	市	工業団地造成	H3.3.11	H3.10.3	38.5	12.6	33.9	6.0	17.9	H3～5	1,628,800		H5.10.29	
	千歳市	根志越第二	市	公共施設整備・新市街地整備	H3.9.27	H3.12.27	63.5	36.9	50.1	8.2	42.0	H3～15	5,090,000	補・公	H11.11.12	
	千歳市	北信濃第二	個人	公共施設整備・新市街地整備		H6.2.4	16.6	30.8	49.1	4.8	34.1	H5～9	1,084,011		H7.2.16	H8.11.13終了
	千歳市	北陽	組合	公共施設整備・新市街地整備		H7.1.31	6.5	29.7	55.9	6.5	34.2	H6～7	619,049		H7.6.28	H9.12.10解散
	千歳市	根志越第三	組合	新市街地整備		H8.9.26	22.3	26.3	48.4	8.3	32.4	H8～12	980,000		H11.1.12	H13.9.18解散
	千歳市	桜木3丁目	個人	新市街地整備		H10.5.7	2.7	31.2	42.0	0.0	31.2	H10～11	225,351		H11.8.27	H11.11.10終了
	千歳市	静和	個人	新市街地整備		H10.7.22	4.7	27.1	44.5	0.0	27.1	H10～12	302,243		H11.11.27	H11.12.29終了
	千歳市	勇舞	組合	新市街地整備	H10.5.6	H10.9.21	53.6	30.3	55.9	8.8	36.5	H10～22	6,422,285	公	H17.10.7	H18.11.22解散
	千歳市	蘭越エコタウン	組合	新市街地整備	H10.11.6	H12.1.21	5.7	30.5	53.4	13.3	39.7	H11～18	349,951		H13.6.29	H19.4.11解散
	千歳市	北信濃第三	個人	新市街地整備	H12.3.31	H12.5.8	5.3	33.6	49.4	0.0	33.6	H12～14	395,597		H13.1.22	H13.9.18終了
	千歳市	おさつ駅みどり台	組合	新市街地整備	H11.11.5	H12.8.16	72.7	30.8	57.8	12.6	39.5	H12～30	5,172,575	補・公	H25.2.8	H31.4.19解散
	千歳市	勇舞第二	組合	新市街地整備	H13.3.30	H13.11.5	9.5	21.9	51.6	5.2	26.0	H13～22	602,495		H17.10.7	H18.9.29解散
	千歳市	北陽高校前	組合	新市街地整備	H20.3.28	H20.6.19	31.6	26.4	49.9	7.6	32.0	H20～30	2,570,000	補	H27.5.15	R1.6.24解散
	千歳市	あずさ	組合	新市街地整備	H20.10.31	H20.12.8	9.2	33.8	59.5	2.5	35.4	H20～26	711,445		H24.9.14	H25.9.26解散
	千歳市	あずさ西	個人	新市街地整備		R5.4.7	4.8	27.1	59.4	0.2	27.2	5～6	725,652		R6.11.18	
						27	1028.7									
	恵庭市	恵庭	町	周辺市街地整備	S27.9.4	S29.5.10	84.2	23.9	25.3	8.9	29.2	29～34	13,500		S35.3.31	
	恵庭市	島松	町	周辺市街地整備	S29.3.30	S30.1.6	60.4	18.2	19.5	9.4	32.6	29～40	22,614		S40.8.24	
	恵庭市	茂漁	町	周辺市街地整備	S30.12.20	S31.8.4	20.4	21.7	25.1	14.2	30.4	31～36	6,663		S36.4.30	
	恵庭市	福住	町	周辺市街地整備	S27.9.4	S39.12.26	26.6	19.9	33.2	4.1	25.7	39～46	49,059		S47.1.29	
	恵庭市	駒場	町	新市街地整備	S39.6.25	S41.4.7	51.1	23.9	30.0	6.5	29.0	41～47	64,751		S47.12.5	
	恵庭市	戸磯	町	新市街地整備	S43.12.28	S44.6.21	71.9	23.2	28.8	5.8	27.7	44～51	139,598		S50.5.31	
	恵庭市	漁川沿	町	周辺市街地整備	S43.12.28	S45.5.11	13.7	7.9	45.6	22.6	27.7	45～52	199,169		S51.8.31	
	恵庭市	有明	町	新市街地整備	S44.5.12	S46.3.27	33	17.7	35.6	15.8	30.6	46～53	209,232		S52.10.31	
	恵庭市	島松北	組合	新市街地整備		S48.10.23	54.4	21.9	37.5	4.6	25.6	48～56	1,055,207		S53.3.31	S56.9.28解散
	恵庭市	島松南	市	周辺市街地整備	S49.9.7 S50.9.23	S51.3.19	32.1	28.9	32.4	9.0	35.5	50～63	3,416,519	補	S62.1.12	
	恵庭市	柏木中島	組合	新市街地整備		S55.12.16	52.9	24.2	49.9	8.3	30.6	55～62	2,513,312		S60.2.14	S63.1.4解散
	恵庭市	柏陽	組合	新市街地整備		S58.5.30	14.9	22.0	44.4	12.8	28.9	58～H元	931,150		S61.3.10	H2.2.8解散
	恵庭市	黄金北	組合	新市街地整備		S60.10.21	33	23.6	44.6	8.8	30.3	60～H3	1,634,613	公	H1.1.19	
	恵庭市	幸町	個人	宅地造成		H8.6.10	0.7	21.3	21.3	0.0	28.6	H8～9	72,700		H8.10.25	H9.8.15終了
	恵庭市	黄金	組合	公共施設整備・宅地造成	H6.10.25	H7.5.9	120.7	26.3	38.8	12.2	35.3	H7～22	11,290,868	補・公	H19.6.15	H22.11.5解散
	恵庭市	島松旭町	個人	新市街地整備		H11.5.21	2.9	24.5	59.5	6.9	27.6	H11～12	287,538		H12.11.7	H13.3.9終了
	恵庭市	恵み野駅西口	組合	新市街地整備	H23.3.29	H23.7.29	25.1	18.2	49.3	10.4	26.7	H23～28	1,551,949		H27.2.6	H28.9.7解散
	恵庭市	恵庭駅西口	市	既成市街地整備	H19.8.7	H24.1.23	7.6	22.3	22.3	37.7	39.5	H23～R8	2,983,506	補	R3.3.12	清算中
	恵庭市	戸磯南	組合	工業団地整備	H30.10.26	H31.1.10	11.2	11.7	66.5	3.3	14.6	H30～R4	807,654	公	R3.2.12	R4.1.31解散
						19	716.8									
当別	当別町	鉄北第一	町	周辺市街地整備	S54.1.11	S54.8.10	51.5	28.5	30.9	2.5	30.3	54～H3	3,570,000	補	H3.12.24	
	当別町	当別幸町	町	既成市街地整備	H8.8.14	H9.10.13	5.7	20.4	24.2	23.2	38.9	H9～21	1,695,000	補	H21.3.6	
						2	57.2									
函館圏	函館市	函館第一	組合	新市街地整備		S8.7.8	32.8	26.5	26.5	9.2	33.2	8～13	91		S14.1.25	
	函館市	火災復興第六	組合	火災復興	S9.4.26	S9.10.9	31.6	21.4	21.4	17.7	37.7	9～13	279		S14.3.18	
	函館市	火災復興第八	組合	火災復興	S9.4.26	S9.10.9	30.6	26.3	26.3	17.7	37.9	9～13	288		S14.3.18	
	函館市	火災復興第九	組合	火災復興	S9.4.26	S9.10.9	42.9	25.3	25.3	17.7	35.1	9～13	404		S14.3.18	
	函館市	火災復興第一	組合	火災復興	S9.4.26	S9.10.10	38.4	10.9	10.9	17.7	25.0	9～13	361		S14.3.18	
	函館市	火災復興第二	組合	火災復興	S9.4.26	S9.10.10	35.9	13.0	13.0	17.7	32.0	9～13	338		S14.3.19	
	函館市	火災復興第三	組合	火災復興	S9.4.26	S9.10.12	32.6	16.1	16.1	17.7	41.8	9～13	307		S14.3.18	
	函館市	火災復興第四	組合	火災復興	S9.4.26	S9.10.12	31.8	14.8	14.8	17.7	40.1	9～13	299		S14.3.19	
	函館市	火災復興第五	組合	火災復興	S9.4.26	S9.10.12	34.6	14.8	14.8	17.7	35.6	9～13	326		S14.3.19	
	函館市	火災復興第七	組合	火災復興	S9.4.26	S9.10.12	64.4	31.3	31.3	17.7	41.9	9～13	606		S14.3.18	
	函館市	火災復興第十	組合	火災復興	S9.4.26	S9.10.12	80.8	28.7	28.7	17.7	34.3	9～13	760		S14.3.19	
	函館市	函館第二	組合	既成市街地整備		S12.3.6	76.3	22.9	22.9	12.5	32.5	11～25	2,897		S25.4.30	
	函館市	第一新興	市	既成市街地整備	S19.8.21	S19.9.21	53.3	19.9	20.4	3.8	23.6	19～34	17,810		S35.3.31	
	函館市	函館戦災復興	知事	戦災復興	S20.12.27	S22.5.14	3.7	32.3	32.3	36.3	49.1	22～26	1,616	補	S26.6.5	
	函館市	湯川	市	既成市街地整備	S25.6.17	S27.1.9	137	16.6	17.9	14.1	27.4	26～34	328,558	補	S35.3.31	
	函館市	北浜	市	既成市街地整備	S26.7.11	S37.1.31	105.3	9.9	12.4	8.9	18.3	36～42	389,000	補	S43.3.31	
	函館市	中央	市	既成市街地整備	S42.7.7	S43.3.8	20.9	17.4	17.4	19.0	33.3	42～50	1,426,369	補	S50.9.30	
	函館市	本通中央	組合	新市街地整備	S48.5.21	S48.8.6	50.9	24.2	32.6	7.0	29.5	48～52	1,670,836	補	S53.3.31	S58.3.14解散
	函館市	鉄東	市	既成市街地整備	S48.7.9	S50.2.15	5.7	30.1	30.1	33.9	53.8	49～56	2,561,015	公	S57.3.31	
	函館市	五稜郭	市	既成市街地整備	S56.9.29	S57.1.20	7.3	21.3	21.3	4.5	24.9	56～62	2,649,362		S63.5.12	
	函館市	上湯川東	組合	新市街地整備		S60.1.6	5.1	19.4	52.4	22.7	37.8	60～62	441,540	補	S62.10.12	H元.7.26解散
	函館市	城東	市	既成市街地整備	S63.3.3	S63.8.30	6.4	23.0	23.0	2.4	29.1	63～H11	1,650,400	補	H5.7.2	
	函館市	西桔梗	組合	新市街地整備	H1.10.12	H2.2.18	22	15.9	36.9	17.1	29.1	H元～5	1,967,336	補	H5.6.8	H 5.10.29解散
	函館市	西桔梗第二	組合	工業団地造成	H6.3.29	H6.6.10	7.9	14.1	37.9	5.4	18.8	H6～9	621,425		H9.5.26	H9.8.28解散
	函館市	西桔梗南	組合	工業団地造成	H6.3.29	H6.6.17	42.7	22.5	38.6	6.1	27.3	H6～12	4,056,896	補・公	H11.9.2	H13.1.7解散
	函館市	石川	組合	新市街地整備	H9.10.24	H9.11.26	29.9	28.5	46.0	9.1	35.0	H9～16	3,820,287	補・公	H16.1.30	
	函館市	函館駅前	市	公共施設整備		H10.3.17	H10.9.30	9.8	21.5	22.1	22.3	39.0	H10～21	8,652,653	補・公	H17.3.4
	函館市	湯川橋	市	公共施設整備		H14.9.27	H15.5.23	1.8	5.7	5.7	22.6	27.0	H15～30	1,086,052	公	H21.5.8	H30.9.10終了
	函館市	北美原	組合	新市街地整備			H17.2.22	6.8	24.3	43.6	0.1	24.3	H16～20	626,191		H19.11.12	H21.2.23解散
	函館市	戸倉	組合	新市街地整備		H19.3.27	H19.8.17	7.9	15.1	35.3	0.8	15.8	H19～20	733,072		H20.10.27	H20.12.29解散
	函館市	石川中央	組合	新市街地整備		H21.3.31	H21.5.15	20.8	23.6	52.9	2.2	25.2	H21～27	2,270,600		H26.11.21	
	函館市	石川稜北	組合	新市街地整備		H22.4.6	H22.6.25	20.6	25.3	59.8	3.2	27.7	H22～R5	3,369,484		R5.1.20	
							32	1098.5								
	北斗市	久根別	個人(同意)	新市街地整備		H10.7.21	0.9	34.7	67.2	0.0	24.7	H10～11	107,000		H10.12.18	
	北斗市	新幹線新駅周辺	市	公共施設整備	H20.3.28	H20.8.29	13.5	37.8	49.8	10.9	44.5	H20～R2	2,804,688	補・公	H28.2.5	
						2	14.4									
	七飯町	七飯町本町	組合	新市街地整備	S60.5.13	S60.6.27	16.3	22.6	41.7	9.4	29.9	60～H4	1,111,540	補	H1.5.18	H4.4.10解散
	七飯町	大川	組合	新市街地整備	S60.6.10	S60.7.22	12.1	20.5	36.3	3.0	22.8	60～H5	425,830		S61.12.4	H5.5.7解散
	七飯町	本町第二	組合	公共施設整備・宅地造成		H7.10.31	6.2	21.4	49.7	9.7	51.6	H7～9	747,000		H9.1.31	H9.9.26解散
	七飯町	鳴川	個人(共同)			H16.8.2	3	24.1	79.5	2.5	16.1	H16～17	280,000		H17.2.15	H17.7.1終了
						4	37.6									
森	森町	森町火災復興	町	火災復興	S36.12.2	S37.2.5	15.4	15.8	15.8	15.7	29.0	36～40	151,000	補	S41.3.18	
						1	15.4									

区域名	都市名	地区名	施行者	目的	都市計画決定	認可告示	施行面積 ha	減歩率 公共 %	減歩率 合算 %	公共用地率 施行前 %	公共用地率 施行後 %	施行期間 (清算期間含)	総事業費 千円		換地処分公告	備考
小樽圏	小樽市	東小樽	組合	新市街地整備		S9.7.9	130.4	23.0	37.8	5.1	26.8	9～15	220		S15.4.3	
	小樽市	朝里南	市	周辺市街地整備	S38.10.28	S39.9.16	30.1	14.8	26.5	7.3	20.8	39～43	154,807	公	S43.7.19	
	小樽市	朝里北	市	周辺市街地整備	S38.10.28	S41.3.25	54.7	15.7	19.6	7.6	21.9	40～47	291,441	公	S47.6.19	
	小樽市	幸町	組合	新市街地整備		S43.12.17	51.1	23.4	38.8	2.4	26.3	43～48	272,000	公	S46.11.29	
	小樽市	朝里中	市	新市街地整備	S44.5.12	S45.7.6	60.6	14.7	22.5	9.9	23.1	45～50	586,153		S50.6.30	
	小樽市	銭函	個人	工業団地造成		S57.5.14	281.9	11.7	11.7	4.0	15.3	57～R15	4,523,984			～R15 R5.2.27(直近換地処分)
	小樽市	銭函	市	工業団地整備	S57.7.8	S57.12.27	98	16.3	21.2	7.5	22.6	57～63	3,073,045	公	H1.2.9	
	小樽市	中央通	市	公共施設整備	H6.3.8	H6.9.21	3.6	4.5	4.5	46.3	48.7	H 6～15	9,643,393	公	H15.10.28	
	小樽市	小樽築港駅周辺	市	再開発・公共施設整備	H6.11.25	H7.12.13	30.5	26.7	33.4	7.4	32.1	H7～13	6,507,320	補・公	H13.6.19	
							9	740.9								
倶知安	倶知安町	中央	町	周辺市街地整備	S47.10.5	S48.5.28	25.9	11.8	17.4	21.2	31.3	48～53	384,000		S53.5.1	
							1	25.9								
岩内	岩内町	岩内火災復興	道	火災復興	S29.11.12	S30.3.7	137	19.4	19.4		34.4	29～36	242,780	補・公	S36.12.18	
							1	137								
古平	古平町	古平火災復興	町	火災復興	S24.9.20	S26.7.21	30.2	11.3	11.3	18.0	27.1	26～30	5,529	公	S31.2.25	
							1	30.2								
余市	余市町	大川町	組合	火災復興		S8.8.21	6.6	16.8	16.8		35.0	8～14	21		不明	
	余市町	駅前火災復興	町	火災復興	S20.12.27	S21.2.18	4.7	24.6	24.6		38.4	20～24	55		S25.3.1	
	余市町	黒川第一	組合	新市街地整備	H7.9.26	H8.1.12	56	30.6	39.7	4.9	34.0	H7～27	3,162,800	補・公	H23.9.30	H27.3.31解散
							3	67.3								
岩見沢	岩見沢市	上幌向	組合	新市街地整備		S33.12.24	18.2	23.2	30.5	1.5	26.6	33～45	18,510		S46.2.20	
	岩見沢市	南利根別	市	新市街地整備	S34.5.11	S34.5.11	35.7	25.6	33.6		29.3	34～38	24,850		S38.5.13	
	岩見沢市	東山	個人	新市街地整備		S35.7.6	5.9	23.2	23.2	8.5	9.7	35～36	2,500		S36.10.30	
	岩見沢市	東	市	新市街地整備	S38.3.16	S39.10.5	23.2	22.3	30.4	2.0	23.8	39～42	22,900		S42.7.17	
	岩見沢市	大和	組合	新市街地整備		S43.5.10	26	20.4	30.5	0.0	26.1	43～47	89,877		S45.8.31	S47.4.5解散
	岩見沢市	岩見沢駅北	市	新市街地整備	H18.7.28	H18.10.11	7.6	25.1	34.5	12.5	34.5	H18～23	1,706,000	補・公	H23.2.10	H23.8.31終了
							6	116.6								
美唄市三笠	美唄市	美唄駅周辺	市	公共施設整備・市街地整備	H2.10.11	H3.3.18	15.3	32.1	36.6	12.5	40.6	H2～24	8,277,182	補・公	H19.11.30	
							1	15.3								
夕張	夕張市	夕張本町	組合	市街地整備	H13.6.8	H13.11.27	6.2	2.6	7.4	25.9	27.9	H13～20	2,066,052	補・公	H19.9.1	H20.12.5解散
							1	6.2								
芦別	芦別市	第一	市	既成市街地整備	S25.3.2	S26.7.2	91.8	26.5	26.5	10.1	35.7	26～38	139,834		S35.3.30	
	芦別市	第二	市	既成市街地整備	S25.3.2	S36.1.19	26	21.7	21.9	9.8	30.6	36～46	45,280	公	S43.10.21	
	芦別市	上芦別	市	既成市街地整備	S30.3.31	S36.1.19	26.1	26.1	27.5	16.0	36.0	36～54	94,244		S52.4.15	
	芦別市	芦別第三	組合	周辺市街地整備	S25.3.2	S51.9.29	67.8	25.4	27.2	10.3	33.1	51～61	2,718,505	補	S59.5.31	S61.10.27解散
	芦別市	芦別第四	組合	周辺市街地整備	S25.3.2	S60.12.2	45.8	18.3	23.9	19.6	34.3	60～H 9	1,553,804	補	H5.4.20	H10.2.10解散
							5	257.5								
赤平	赤平市	赤平第一	市	既成市街地整備	S27.9.4	S28.8.14	39.9	14.2	14.2	19.1	30.6	28～46	105,235	補・公	S46.7.31	
	赤平市	茂尻	市	既成市街地整備	S27.9.4	S37.12.20	23.8	19.1	19.1	15.6	31.6	37～44	170,091	補	S45.3.11	
	赤平市	豊里	市	既成市街地整備	S27.9.4	S39.4.10	30.8	18.9	18.9	18.3	33.7	39～48	53,218	公	S48.10.31	
							3	94.5								
三笠	三笠市	第一	市	新市街地整備	S25.5.17	S26.12.24	68.5	28.1	30.1		34.0	26～35	59,039		S35.4.11	
							1	68.5								
滝川	滝川市	滝川本町	組合	既成市街地整備		S26.4.16	5.4	25.0	25.0		32.9	26～27	356		S27.8.21	
	滝川市	東滝川	組合	新市街地整備		S63.5.19	8.1	26.3	55.2	4.0	29.3	63～H 3	1,238,818		S63.9.5	H3.8.16解散
	滝川市	啓南みなみ	組合	新市街地整備		H8.4.26	13.2	26.2	55.0	13.9	36.5	H 8～15	600,500		H10.9.16	H15.9.30解散
	滝川市	泉町	市	既成市街地整備	H26.2.13	H26.6.9	9.5	5.9	13.2	4.2	9.9	H26～R3	317,504	補	R3.7.14	
							4	36.2								
深川	深川市	深川駅北	市	既成市街地整備	H16.5.11	H16.8.19	8.3	21.1	23.2	8.3	27.7	H16～23	1,049,000	補	H23.4.28	
							1	8.3								
新十津川	新十津川町	菊水	組合	新市街地整備	S59.12.24	S60.7.11	39.3	16.9	28.8	15.8	30.1	60～H 4	1,534,843	補・公	H2.12.25	H5.3.16解除
	新十津川町	文京	組合	宅地造成・公共施設整備	H8.12.3	H9.3.21	36.5	24.5	40.1	11.0	32.9	H 8～16	2,109,555	補・公	H15.10.3	H17.4.8解散
							2	75.8								
長沼	長沼町	あかね町	組合	新市街地整備		H6.2.18	3.9	14.2	43.5	15.7	27.7	H 5～7	173,286		H6.11.29	H7.2.10解散
	長沼町	旭町	組合	新市街地整備・宅地造成		H8.3.8	6.3	27.0	61.0	4.8	61.9	H 7～9	313,000		H9.3.18	H9.10.24解散
							2	10.2								
栗山	栗山町	南部	町	新市街地整備	S39.3.31	S41.3.31	62.4	22.4	29.2		26.9	40～43	95,000		S43.12.25	
							1	62.4								
旭川圏	旭川市	新旭川第一	組合	宅地造成		S11.5.3	119.8	19.7	29.9	16.2	32.7	11～28	2,684		S28.2.2	
	旭川市	春光町	組合	宅地造成		S32.10.24	50.3	17.9	20.6	11.2	27.1	32～40	13,470		S40.11.1	S50.6.3解散
	旭川市	豊岡	市	宅地造成	S32.4.23	S32.11.2	88	25.2	26.9	8.1	31.3	32～41	46,451		S39.6.1	
	旭川市	旭岡	個人	新市街地整備		S35.7.15	52	13.5	20.9	5.6	18.4	35～40	16,500		S40.9.30	S41.5.23終了
	旭川市	亀吉曙	市	周辺市街地整備	S34.12.5	S37.3.19	41.4	14.8	16.2	20.7	32.5	37～45	62,510		S46.3.19	
	旭川市	末広町三丁目	組合	宅地造成		S38.3.4	25	25.3	29.7	3.6	28.0	38～42	26,600	公	S42.6.30	S44.2.4解散
	旭川市	末広町北斗	組合	宅地造成		S38.3.4	43.7	27.3	31.4	6.4	32.0	38～43	42,190	公	S44.3.27	S47.3.24解散
	旭川市	春光台	組合	新市街地整備		S38.4.18	233.7	20.3	27.4	6.9	25.8	38～48	466,873	公	S44.8.11	S49.11.16解散
	旭川市	三区	組合	宅地造成		S40.1.26	10.4	25.1	31.6	2.9	27.3	39～41	8,095		S41.11.12	S42.5.19解散
	旭川市	鷹ノ巣	市	宅地造成	S38.6.26	S40.3.30	81.4	21.3	33.2	10.3	29.4	40～46	82,604		S44.4.8	
	旭川市	豊岡第二	組合	宅地造成		S41.5.4	53.8	28.6	31.7	6.2	33.1	41～47	105,336	公	S46.2.28	S48.5.15解散
	旭川市	永山	市	宅地造成	S44.5.12	S45.7.7	65.7	20.6	37.4	9.7	28.3	45～48	904,736	公	S48.10.1	
	旭川市	豊岡第三	組合	周辺市街地整備	S47.4.3	S47.10.12	50.5	17.6	20.2	18.3	32.7	47～55	1,337,406	補	S54.3.31	S56.3.14解散
	旭川市	新富	市	周辺市街地整備	S46.6.11	S48.12.10	51.7	25.8	25.8	8.1	31.8	48～H13	3,474,000	補	S59.2.16	
	旭川市	新星町	個人	宅地造成		S48.12.15	6.2	19.3	31.8	1.5	20.5	48～50	60,289		S50.9.30	S53.9.18終了
	旭川市	川端	組合	市街地整備	S55.9.20 S59.8.13	S56.1.31	25	23.6	30.9	7.1	29.0	55～H 2	2,167,314	補	S62.7.16	H元.11.30解散
	旭川市	東旭川	組合	新市街地整備		S56.7.30	5.3	16.3	28.4	2.4	18.3	56～58	192,700		S57.5.31	S59.5.1解散
	旭川市	新星町第二	組合	新市街地整備		S58.4.18	8.3	24.7	44.1	2.2	26.4	58～63	324,146		S59.4.26	S63.9.8解散
	旭川市	末広東第二	組合	新市街地整備		S60.8.22	11.3	27.1	52.0	0.0	27.1	60～62	510,480		S61.11.6	S62.9.10解散
	旭川市	末広東	組合	新市街地整備		S62.4.27	25.2	17.9	42.5	4.7	21.8	62～H元	982,994		S63.8.25	H元.8.21解散
	旭川市	第二工業団地	個人	工業団地造成		H3.5.7	22.5	18.0	53.6	3.8	21.1	H 3～6	834,046		H3.8.2	H7.3.30終了
	旭川市	ハーブタウン東光	個人	新市街地整備		H3.12.17	18.6	29.5	65.8	0.5	29.8	H 3～5	1,377,840		H4.10.30	H5.4.16終了
	旭川市	旭神	組合	新市街地整備	H5.4.23	H5.7.16	47	26.9	57.0	9.9	34.1	H 5～13	3,634,978		H9.11.16	H13.5.24解散
	旭川市	東旭川共栄三西部	個人	新市街地整備		H5.4.2	44.3	29.8	58.7	10.1	36.8	H 5～8	2,782,056		H7.10.27	H8.3.11終了
	旭川市	ノヴァ・エステート	個人	新市街地整備		H5.5.21	41	28.1	58.2	9.1	34.7	H 5～6	2,727,000	公	H5.11.26	H6.11.15終了
	旭川市	旭川第三工業団地	個人	工業団地整備		H6.11.25	20.6	14.8	59.5	3.3	17.6	H 6～10	1,050,000		H7.10.27	H11.3.29終了
	旭川市	旭川物流団地	個人	工業団地整備		H7.5.26	28.8	17.7	56.7	6.3	59.0	H7～10	1,281,000		H8.10.15	H10.12.11終了
	旭川市	西御料	組合	新市街地・宅造	H8.3.29	H8.7.19	36.7	30.7	60.8	5.2	34.3	H 8～14	3,329,142	公	H12.9.24	H14.9.27解散
	旭川市	駅周辺	市	公共施設整備	H8.6.28	H8.10.14	86.2	35.1	43.4	4.3	37.9	H 8～R1	20,038,017	補・公	H26.11.9	
	旭川市	リバータウン旭星	個人	新市街地整備	H11.5.7	H11.9.9	3.3	24.3	58.9	0.0	24.3	H11～12	291,377		H12.2.29	H13.3.27終了
							30	1397.7								
士別	士別市	東	市	周辺市街地整備	S26.2.12	S26.10.11	39.5	25.6	25.6	7.4	32.9	26	5,156	補	S27.1.9	
	士別市	第一	市	周辺市街地整備	S33.11.19	S34.3.24	29.2	26.2	26.2	4.0	29.1	33～35	15,093	補	S36.3.8	

区域名	都市名	地区名	施行者	目的	都市計画決定	認可告示	施行面積	減歩率		公共用地率		施行期間	総事業費		換地処分公告	備考
								公共	合算	施行前	施行後					
							ha	%	%	%	%	(清算期間含)	千円			
士別	士別市	第二	市	周辺市街地整備	S33.11.19	S36.1.19	31.1	27.1	30.3	5.0	30.8	35～38	15,517	補	S38.10.9	
	士別市	駅西	組合	周辺市街地整備		S37.3.31	24.4	10.3	25.7	6.3	27.2	38～53	37,387		S46.3.8	
	士別市	北部	市	周辺市街地整備	S39.3.17	S42.3.6	53.7	19.1	25.0	47.5	60.7	41～47	40,600		S47.9.25	
						5	177.9									
名寄	名寄市	第一	市	周辺市街地整備	S28.3.24	S29.12.3	58.6	26.7	28.4		36.6	29～38	19,096		S39.3.17	
	名寄市	豊栄	組合	新市街地整備	S53.12.11	S54.5.31	38.9	26.7	32.9	25.6	45.5	54～H 3	1,966,047	補	S60.9.30	H 3.3.28解散
						2	97.5									
富良野	富良野市	第一	市	周辺市街地整備	S29.11.17	S30.2.11	43.7	17.6	18.9	19.6	33.7	29～45	33,792		S45.3.24	
	富良野市	富良野駅前地区	市	既成市街地・市街地再開発	H14.3.8	H15.1.16	4.2	8.0	8.0	45.1	49.5	H14～23	3,411,997	補・公	H21.4.10	
						2	47.9									
美瑛	美瑛町	第一	町	周辺市街地整備	S26.3.21	S27.7.19	48.7	26.5	26.5	3.0	19.0	27～32	8,674		S32.6.20	
	美瑛町	第二	町	周辺市街地整備	S42.3.30	S42.4.17	48.5	16.9	22.8	15.5	28.1	41～49	119,415		S50.3.31	
	美瑛町	第三	組合	周辺市街地整備	S52.5.18	S52.8.17	27.5	22.2	30.6	15.6	34.3	52～62	1,695,863	補	S57.8.19	S60.12.19解散
	美瑛町	本通	組合	再開発・公共施設整備	H1.5.27	H1.9.7	10.8	15.9	26.1	49.9	57.8	H元～21	8,839,201	補	H20.3.14 H21.2.7	H21.7.22解散
	美瑛町	鉄西	組合	新市街地整備	H3.12.6	H4.1.24	34.6	19.5	34.5	17.8	33.8	H 3～23	4,078,697	補	H16.10.5	H24.2.24解散
						5	170.1									
上川	上川町	上川駅周辺	町	既成市街地整備	H11.10.5	H14.11.6	9.9	16.7	17.6	26.3	38.6	H14～27	4,185,423	補	H23.9.30	
						1	9.9									
下川	下川町	一の橋	町	火災復興	S31.12.5	S32.7.29	14.4	17.5	17.5	8.0	25.6	32～44	10,436		S44.11.10	
						1	14.4									
留萌	留萌市	中部	市	既成市街地整備	S27.1.28	S27.8.7	16.1	11.3	11.3	24.0	39.9	27	3,811		S27.12.9	
	留萌市	元町	市	火災復興	S33.9.18	S33.11.16	9.3	14.2	14.2	21.4	33.2	33～38	12,251	補	S38.10.9	
	留萌市	花園	市	既成市街地整備	S34.12.11	S36.8.17	23.5	22.7	22.7	13.1	32.8	36～43	263,800	補	S44.3.1	
	留萌市	駅前	市	既成市街地整備	S43.9.12	S44.3.5	25.4	19.8	19.8	14.6	31.6	43～51	1,030,740	補	S52.3.29	
	留萌市	高砂	市	既成市街地整備	S43.9.12	S49.10.14	29.2	18.1	18.1	15.5	30.8	49～64	3,120,000	補・公	H1.7.3	
	留萌市	潮静	組合	市街地整備	S56.11.9 S58.1.20	S57.4.26	17.5	30.6	40.2	4.8	33.9	57～H 2	993,000	補・公	S62.7.30	H3.2.7解散
	留萌市	潮静第2	組合	新市街地整備		H9.7.15	7.4	19.1	44.7	10.8	27.8	H 9～13	449,358	公	H12.12.19	H13.5.1解散
						7	128.4									
稚内	稚内市	第一	市	周辺市街地整備	S27.9.4	S28.7.9	150	14.4	21.4	0.0	22.1	28～34	84,992		S35.2.11	
						1	150									
北見	北見市	南町	個人	周辺市街地整備		S33.1.29	1.6	27.6	28.3	0.0	27.6	32	333		S33.2.26	
	北見市	西部	市	周辺市街地整備	S33.11.19	S34.8.22	110	25.6	28.6	4.7	29.1	34～47	331,533	公	S47.9.12	
	北見市	南部	市	周辺市街地整備	S33.11.19	S34.8.22	49.6	19.1	22.7	6.9	24.7	34～39	58,920		S40.2.12	
	北見市	中部	市	周辺市街地整備	S39.6.25	S40.3.26	31.1	25.1	25.1	4.2	28.3	39～52	1,292,582	補	S52.8.15	
	北見市	泉第一	組合	周辺市街地整備		S40.3.31	13.7	33.0	36.5	1.9	30.7	39～46	21,772		S46.6.8	S47.8.18解散
	北見市	とん田第一	市	新市街地整備	S41.12.27	S42.7.3	34	24.9	25.9	10.6	32.8	42～52	436,137	公	S53.3.14	
	北見市	桜町	組合	新市街地整備	S46.12.25	S47.10.12	28.6	24.6	28.6	4.0	27.6	47～52	627,638	補	S52.7.19	S52.10.26解散
	北見市	鉄南	市	周辺市街地整備	S46.6.5	S42.12.19	136.9	19.7	19.7	8.3	27.6	47～H 4	10,262,559	補	S63.3.19	
	北見市	美山第一	組合	新市街地整備		S59.12.20	12.8	22.2	42.1	4.8	25.9	59～H 3	510,670	公	S63.5.26	H4.3.31解散
	北見市	栄町	市	周辺市街地整備	S60.3.18	S60.11.26	20.2	19.4	19.4	7.0	25.0	60～H 3	1,820,000	補・公	H3.9.21	
	北見市	北光第一	組合	新市街地整備		H2.1.25	5.2	18.9	37.8	5.3	23.2	H元～6	157,892	公	H5.1.18	H7.3.31解散
	北見市	北光第二	組合	新市街地整備		H2.1.25	8.9	22.0	40.8	5.9	26.6	H元～6	262,551	公	H4.3.6	H7.3.31解散
	北見市	北光第三	組合	新市街地整備		H2.1.25	7.8	23.6	40.7	2.1	25.2	H元～6	206,648	公	H5.1.18	H7.3.31解散
	北見市	三輪南	市	周辺市街地整備	H2.12.13	H4.11.10	46.7	16.7	16.7	10.4	25.3	H 4～23	7,359,000	補・公	H19.1.9	
	北見市	北見駅南	市	公共施設整備	H6.6.3	H6.8.25	6.2	16.6	16.6	0.1	16.7	H 6～18	3,386,796	補	H14.2.15	
	北見市	北光第四	組合	宅地造成		H7.9.1	2.1	13.5	40.8	7.4	19.8	H 7～9	79,000		H9.2.14	H9.6.27解散
	北見市	小泉	組合	新市街地整備	H9.3.28	H10.2.23	42.3	31.3	52.9	1.1	32.0	H 9～17	3,378,528	補・公	H16.10.8	H17.11.15解散
						17	557.7									
紋別	紋別市	北部	市	周辺市街地整備	S27.7.3	S28.2.11	35.2	24.7	24.7	7.3	39.6	27～34	7,410		S35.3.31	
	紋別市	南が丘	市	周辺市街地整備	S29.3.30	S34.4.29	72.1	25.7	25.7	6.8	30.7	34～40	29,000		S40.6.1	
	紋別市	北浜	市	周辺市街地整備	S32.4.23	S41.9.14	30.7	14.6	16.1	15.0	27.4	41～46	40,447		S47.1.21	
	紋別市	南部	市	周辺市街地整備	S47.12.11	S48.5.2	58.6	24.2	30.4	6.7	29.3	48～51	377,924		S52.3.31	
	紋別市	花園	市	周辺市街地整備	S32.4.23	S57.1.6	19.6	22.9	22.9	5.2	26.8	56～58	117,000		S57.11.15	
	紋別市	学園	組合	周辺市街地整備	S59.3.12	S59.12.13	70.3	27.6	39.0	9.7	24.6	59～H 6	3,941,000	補・公	H6.10.21	H7.3.31解散
						6	286.5									
美幌	美幌町	三橋	町	新市街地整備	S33.4.18	S34.1.31	39.5	16.3	18.5		29.7	33～34	23,658		S35.3.31	
	美幌町	三橋第二	個人	新市街地整備		S40.9.21	12	23.6	23.6		24.6	40～43	9,753		S42.2.13	
	美幌町	三橋第三	個人	新市街地整備		S40.11.29	8.1	32.4	32.4		33.0	40～43	11,900		S42.2.13	
						3	59.6									
斜里	斜里町	中央	町	既成市街地整備	H15.3.7	H17.9.16	1.3	12.2	12.2	27.7	30.7	H17～25	1,280,000	公	H25.1.18	
						1	1.3									
室蘭圏	室蘭市	東室蘭第一	市	既成市街地整備	S29.3.30	S31.8.4	300.7	25.3	39.5	11.9	34.3	31～40	461,064	補	S41.2.4	
	室蘭市	東室蘭第二	市	既成市街地整備	S29.3.30	S36.5.23	294.1	20.7	30.5	10.9	29.4	36～43	1,026,662	補	S44.3.31	
	室蘭市	絵鞆	市	既成市街地整備	S42.7.7	S44.12.25	86.1	14.9	28.1	20.9	32.6	44～50	1,337,640	補	S50.9.5	
	室蘭市	陣屋	市	既成市街地整備	S47.12.27	S49.4.5	51.1	15.9	24.4	21.1	34.0	48～56	2,291,000	補	S56.10.12	
	室蘭市	八丁平	市	公共施設整備・宅地造成	S42.7.7	S51.8.21	218.7	22.8	30.0	3.7	25.6	51～H14	10,083,000	補	H15.3.7	
	室蘭市	水元	市	新市街地整備	S55.9.20	S55.11.20	33.1	17.5	23.9	6.0	22.5	55～H 2	2,164,000	補	H2.7.12	
	室蘭市	中央	市	公共施設整備・市街地整備	H5.10.8	H6.5.23	23.4	24.5	35.1	13.5	34.7	H 6～20	7,870,000	補・公	H20.2.29	
						9	1007.2									
	登別市	幌別	市	既成市街地整備	S26.7.11	S32.10.21	43.8	19.7	22.4	11.3	29.2	32～42	70,004		S42.5.6	
	登別市	上鷲別東部	市	新市街地整備	S48.3.14	S48.10.1	110.2	32.1	31.5	12.9	33.0	48～58	2,303,076	公	S55.11.20	
	登別市	富岸	市	新市街地整備	S30.4.1	S60.6.1	49.2	19.5	35.7	6.8	26.7	60～H7	2,109,826	公	H2.8.23	
						3	203.2									
苫小牧圏	伊達市	伊達船岡	市	新市街地整備	S50.2.17	S51.9.1	64.2	21.8	21.8	5.0	25.7	51～64	2,051,000	補・公	S59.1.9	
						1	64.2									
	苫小牧市	西部	市	周辺市街地整備	S25.6.17	S26.8.25	83.8	23.9	23.9	3.6	28.3	26～34	13,582		S35.3.31	
	苫小牧市	旭町	市	周辺市街地整備	S26.2.10	S30.3.31	100.8	27.6	27.6	7.5	34.8	29～33	11,450		S33.10.3	
	苫小牧市	第一	市	周辺市街地整備	S33.9.18	S34.3.31	146.9	27.5	33.8	3.8	30.8	33～39	106,285	公	S39.10.14	
	苫小牧市	第二	市	周辺市街地整備	S33.9.18	S35.10.31	112.7	14.7	18.0	1.9	16.9	35～39	60,079	公	S39.10.14	
	苫小牧市	中野	市	港後背地整備	S33.9.18	S38.4.24	1756.6	21.9	24.0	2.5	23.8	38～50	1,491,010	公	S50.6.30	
	苫小牧市	山手	市	新市街地整備	S38.3.16	S38.4.24	147.4	24.7	30.8	3.7	27.7	38～45	290,688		S45.10.31	
	苫小牧市	西町	市	新市街地整備	S40.11.15	S44.2.10	34.4	24.3	27.6	3.5	26.8	43～49	133,286		S49.12.9	
	苫小牧市	糸井	市	新市街地整備	S40.11.15	S44.2.10	143.6	20.8	27.8	7.3	26.6	43～51	917,288		S51.8.31	
	苫小牧市	駅前	市	既成市街地整備	S46.3.9	S46.7.1	21.5	19.3	19.3	8.1	31.6	46～53	2,051,400	補	S53.10.14	
	苫小牧市	錦岡	組合	新市街地整備		S48.3.27	88.2	29.7	35.3	0.8	30.3	47～52	547,796		S52.4.15	S53.4.3解散
	苫小牧市	美園	市	新市街地整備	S33.9.18	S49.9.9	21.3	28.3	32.3	6.2	32.8	49～54	384,797	公	S55.2.29	
	苫小牧市	勇払	市	既成市街地整備	S33.9.18	S50.2.7	69.9	20.3	31.4	15.0	32.1	49～56	869,574		S57.3.18	
	苫小牧市	糸井鉄北第一	市	新市街地整備	S50.8.16	S50.12.24	166	28.2	34.2	8.1	33.9	50～55	1,707,035	公	S56.3.31	
	苫小牧市	弁天第一	個人	工業団地造成		S52.2.4	330.8	4.7	4.7	0.2	4.9	51～54	1,143,506		S55.2.29	S55.3.29終了
	苫小牧市	木場町	市	既成市街地整備	S51.2.10	S52.11.17	27.2	33.5	33.5	16.5	43.2	52～61	3,895,802	補	S62.2.9	
	苫小牧市	若草	市	既成市街地整備	S51.2.10	S53.2.3	42.9	22.3	22.3	9.7	29.6	52～62	5,213,293	補・公	S62.11.26	
	苫小牧市	山手北	組合	新市街地整備		S53.5.24	7.4	19.4	31.3	0.0	19.4	53～54	202,184		S55.1.31	S55.7.8解散

区域名	都市名	地区名	施行者	目的	都市計画決定	認可告示	施行面積	減歩率		公共用地率		施行期間	総事業費		換地処分公告	備考
								公共	合算	施行前	施行後					
							ha	%	%	%	%	(清算期間含)	千円			
苫小牧圏	苫小牧市	静川第一	個人	工業団地造成		S54.2.20	223.7	3.7	3.7	0.7	4.3	53～55	2,694,742		S55.10.4	S55.11.29終了
	苫小牧市	沼ノ端鉄南第一	市	新市街地整備	S33.9.18	S55.10.30	176.7	24.0	27.3	9.7	31.4	55～61	1,632,303	補・公	S62.2.14	
	苫小牧市	糸井鉄北第二	市	新市街地整備	S53.10.14	S56.3.10	150.8	27.2	32.5	8.4	33.3	55～61	2,189,730	公	S62.1.8	
	苫小牧市	錦岡鉄北第一	市	新市街地整備	S59.4.9	S59.11.15	309	26.0	34.1	13.1	35.7	59～H 5	7,223,671	補・公	H6.1.14	
	苫小牧市	明野	市	新市街地整備	S33.9.18	S59.9.18	350.2	21.6	29.3	11.1	29.4	59～H 2	4,498,353	補・公	H2.9.20	
	苫小牧市	糸井鉄北第三	市	新市街地整備	S60.12.26	S61.9.30	40.5	29.1	37.6	16.1	40.5	61～H 2	1,772,471	補・公	H2.12.27	
	苫小牧市	ウトナイ	組合	新市街地整備	S33.9.18	H2.12.20	317.8	23.6	29.1	4.3	26.8	H 2～11	10,221,835	補・公	H12.2.9	H13.2.26解散
	苫小牧市	沼ノ端鉄北	市	新市街地整備	S33.9.18	H7.1.10	320.4	29.0	40.3	7.6	34.4	H 6～19	22,790,000	補・公	H20.1.25	
							25	5190.5								
	白老町	緑町	組合	新市街地整備	S50.9.23	S51.2.12	34	20.8	24.8	8.7	27.7	50～61	1,130,411	補	S59.3.26	S60.10.12解散
							1	34								
	厚真町	浜厚真第一	個人	工業団地造成		S52.2.4	96.4	8.5	8.5	16.0	8.9	51～54	611,909		S54.9.21	S54.10.6終了
	厚真町	共和第一	個人	工業団地造成		S54.2.20	162.1	0.6	0.6	0.0	0.6	53～56	1,723,410		S56.9.14	S56.10.26終了
	厚真町	新得	個人	新市街地整備		S54.7.16	15.6	34.8	34.8	0.0	35.2	54～H6	581,897		H4.11.30	H7.3.31終了
	厚真町	上厚真第一	組合	周辺市街地整備		S55.4.24	5.9	13.1	20.1	0.0	13.1	55～57	36,459		S57.7.12	S57.9.20解散
	厚真町	豊沢	個人	新市街地整備		S59.1.23	43.5	23.3	23.3	0.0	23.3	58～H2	639,800		H3.1.7	H4.6.5終了
	厚真町	厚真中央	組合	市街地・新市街地	H9.4.4	H9.9.26	18.1	27.4	39.7	11.4	35.7	H 9～19	3,646,000	補・公	H18.1.17	H19.1.12解散
	厚真町	上厚真柏	個人(同意)	宅地造成		H25.3.15	3.2	22.3	45.0	6.5	28.3	H25～33	160,000		H27.2.3	
							7	344.8								
鵡川	むかわ町	西郊	町	既成市街地整備	S38.2.1	S44.6.13	38.6	16.4	27.0	14.0	28.0	44～49	95,424	補	S49.9.21	
	むかわ町	鉄北	町	新市街地整備	S55.4.16	S55.7.5	13.8	17.5	37.0	10.7	26.3	55～57	299,888	補	S56.3.5	
							2	52.4								
静内	新ひだか町	第一	町	新市街地整備	S31.12.5	S33.9.9	20.3	23.1	24.9		27.2	33～39	13,186		S39.8.22	
							1	20.3								
帯広圏	帯広市	駅前	市	既成市街地整備	S39.3.14	S40.3.20	6.1	24.0	24.0	42.6	47.5	39～46	748,890	補	S46.7.28	
	帯広市	西第一北	市	周辺市街地整備	S38.6.26	S40.3.29	36.6	18.7	22.9	11.5	28.7	39～45	63,571	公	S45.10.27	
	帯広市	常盤	組合	新市街地整備		S42.8.15	12.1	28.2	33.8	2.8	30.1	42～44	28,653		S43.6.7	
	帯広市	南郷	組合	新市街地整備		S44.1.15	15.8	22.5	29.1	10.4	30.6	43～45	40,078	公	S45.5.18	
	帯広市	西18条	個人	新市街地整備		S44.11.18	5.1	29.1	29.1	3.2	31.4	44	6,290	公	S45.3.13	S45.8.12終了
	帯広市	西19条	組合	新市街地整備		S45.3.3	19.7	15.8	28.1	13.7	27.3	44～46	64,828		S46.6.26	
	帯広市	20条	組合	新市街地整備		S45.4.4	29.8	15.6	31.3	20.2	32.6	45～47	120,737	補・公	S47.3.15	S48.1.5解散
	帯広市	春駒	個人	新市街地整備		S45.10.3	20	27.2	34.4	2.5	29.0	45～46	37,424	公	S46.1.19	S47.3.18終了
	帯広市	西地区第二	市	周辺市街地整備	S38.10.28	S46.3.31	55.9	13.0	18.4	17.1	28.6	46～57	409,946		S52.7.20	
	帯広市	西11号	個人	新市街地整備		S46.10.2	3.7	28.5	28.5		28.5	46～48	4,724		S47.3.3	S47.6.12終了
	帯広市	稲田第二	個人	新市街地整備		S46.10.4	16.1	27.0	27.0		27.0	46～48	30,500		S47.5.19	S48.4.16終了
	帯広市	東柏林台	個人	新市街地整備		S46.10.16	3.8	33.7	33.7		33.7	46～50	73,159		S50.7.3	S52.4.9終了
	帯広市	北西第一	個人	新市街地整備		S46.11.20	6.6	30.5	39.4	0.4	30.8	46～47	15,000		S45.5.23	S48.2.6終了
	帯広市	西9号	個人	新市街地整備		S46.12.28	6.4	32.6	32.6		32.6	46～47	17,139	公	S47.4.17	S48.2.6終了
	帯広市	西8号	個人	新市街地整備		S47.1.11	7.5	32.0	32.0		32.0	46～48	18,900	公	S47.5.27	S48.4.16終了
	帯広市	南町西	個人	新市街地整備		S47.5.23	10.4	29.3	29.3	3.7	31.9	47～49	31,600	公	S47.12.27	S49.6.4終了
	帯広市	西柏林台	個人	新市街地整備		S47.5.24	11.6	33.7	37.0	2.3	35.2	47～51	75,364	公	S51.10.2	S52.4.9終了
	帯広市	柏南	個人	新市街地整備		S47.5.24	15	34.6	37.7	2.1	35.9	47～51	80,893	公	S50.7.22	S51.8.25終了
	帯広市	樫葉	個人	周辺市街地整備		S47.8.1	5.7	29.7	29.7		29.7	47～48	21,650		S48.10.24	S49.3.2終了
	帯広市	西7号	個人	周辺市街地整備		S47.8.1	5.5	32.8	32.8		32.8	47～49	13,200		S47.11.28	S49.6.4終了
	帯広市	緑西	個人	周辺市街地整備		S47.10.7	3.3	34.3	34.3		34.3	47～49	23,427		S48.1.17	S49.6.4終了
	帯広市	栄	個人	新市街地整備		S47.10.25	6.9	31.2	31.2	0.2	31.4	47～48	27,700		S48.1.18	S48.8.10終了
	帯広市	松井団地	個人	既成市街地整備		S47.10.25	3	6.0	6.0	27.7	32.0	47～48	6,000		S48.4.23	S48.8.30終了
	帯広市	白樺	個人	周辺市街地整備		S47.10.25	4.8	16.8	25.0	15.8	30.0	47～50	21,083	公	S49.12.9	S50.7.2終了
	帯広市	協和	個人	新市街地整備		S47.11.13	6.1	24.8	57.3		24.8	47～49	13,200	公	S48.2.17	S49.6.4終了
	帯広市	北西第3	個人	新市街地整備		S47.11.13	3.7	28.4	34.6		28.4	47～50	9,761	公	S48.3.27	S51.3.25終了
	帯広市	美空	個人	新市街地整備		S47.12.6	2.3	31.0	31.0		31.0	47～49	5,840		S48.9.5	S49.6.4終了
	帯広市	北西第2	個人	新市街地整備		S47.12.6	10.3	30.7	37.8	5.6	34.5	47～50	29,211	公	S48.3.27	S51.3.29終了
	帯広市	駅南	市	周辺市街地整備	S46.3.9 S56.11.5	S48.3.14	35.8	12.0	12.0	35.0	42.8	47～64	6,073,583	補	S61.3.6	
	帯広市	北西第4	個人	新市街地整備		S48.4.7	9.4	28.4	37.8	16.5	40.5	48～50	32,900	公	S48.11.27	S51.3.25終了
	帯広市	光南第1	個人	既成市街地整備		S48.5.29	4.1	30.4	30.4	7.7	35.7	48～50	11,332	公	S48.10.3	S51.3.25終了
	帯広市	クラックス	個人	周辺市街地整備		S48.6.16	3.1	37.2	37.2		37.2	48～49	33,795	公	S48.9.7	S49.7. 5終了
	帯広市	北西第6	個人	新市街地整備		S48.6.27	3.1	30.3	30.3	3.7	32.9	48～50	9,000	公	S48.10.3	S51.3.25終了
	帯広市	北西第5	個人	新市街地整備		S48.7.24	4.1	25.8	33.0	12.5	35.0	48～50	18,000		S48.11.27	S51.3.25終了
	帯広市	光南第2	個人	周辺市街地整備		S48.9.17	3.4	29.5	33.7	6.1	33.8	48～50	16,765		S48.11.27	S51.3.25終了
	帯広市	北西第7	個人	新市街地整備		S48.11.15	2.2	33.0	37.5	0.2	33.1	48～50	9,600		S48.12.25	S51.3.25終了
	帯広市	啓西	組合	周辺市街地整備	S48.5.21	S48.12.4	80	19.9	28.3	22.4	37.8	48～60	2,879,872	補	S56.1.24	S60.12.2解散
	帯広市	稲田第1	個人	既成市街地整備		S49.4.24	3.6	26.0	26.0		26.0	49～50	16,400		S49.9.20	S51.3.25終了
	帯広市	振興	個人	既成市街地整備		S49.4.24	3.4	32.0	32.0		32.0	49～50	16,900		S49.9.10	S51.3.25終了
	帯広市	光南第3	個人	既成市街地整備		S49.7.5	3.1	33.7	38.3		33.7	49～50	16,125		S49.10.15	S51.3.25終了
	帯広市	昭和	組合	周辺市街地整備		S49.8.9	11.4	28.1	38.7	0.7	30.5	49～50	122,749	公	S51.11.19	S52.4.23終了
	帯広市	浜	個人	周辺市街地整備		S49.8.15	2.9	25.2	31.4		25.2	49～50	15,957		S49.11.12	S51.3.25終了
	帯広市	善興	個人	周辺市街地整備		S49.8.15	12.3	30.6	32.5		30.6	49～50	35,474	公	S49.11.2	S51.3.25終了
	帯広市	稲田第3	個人	周辺市街地整備		S49.10.28	2.4	29.8	29.8		25.6	49～50	8,600		S50.5.1	S51.3.25終了
	帯広市	稲田第4	個人	周辺市街地整備		S49.11.16	3.5	34.4	36.7		34.4	49～50	13,592		S50.5.1	S51.3.25終了
	帯広市	薫	個人	新市街地整備		S49.12.7	1.7	29.4	29.4		29.4	49～50	11,000		S50.2.19	S51.3.25終了
	帯広市	北西第8	個人	新市街地整備		S49.12.23	1.8	32.4	38.2	0.8	32.9	49～50	9,600		S50.3.17	S51.3.25終了
	帯広市	三井	個人	周辺市街地整備		S50.9.4	7.2	29.7	42.3		29.7	50～51	96,647		S50.11.12	S51.8.25終了
	帯広市	新柏林台	個人	既成市街地整備		S51.7.22	4.6	2.1	2.1	48.6	47.5	51～52	130,599		S52.7.11	S53.9.5終了
	帯広市	(大口)	個人	(宅地造成)		S51.8.10	2.7	(31.6)	(31.6)		(31.6)	(51～55)	(6,000)		S55.12.23	廃止公告S56.1.7
	帯広市	光南第4	個人	周辺市街地整備		S51.9.24	2.6	34.7	49.9		34.7	51～52	53,553		S51.11.24	S52.4.9終了
	帯広市	北西第9	個人	新市街地整備		S52.6.8	1.2	22.1	22.1		22.1	52～53	14,100		S52.8.5	S53.9.5終了
	帯広市	小川	個人	新市街地整備		S52.10.26	7.7	29.8	49.7		29.8	52～53	190,000		S52.12.19	S53.12.5終了
	帯広市	青田	個人	新市街地整備		S52.10.26	22.2	29.8	50.1		29.8	52～56	944,164		S56.10.15	
	帯広市	長谷川	個人	新市街地整備		S52.12.27	3.8	34.5	40.1		34.5	52～53	75,000		S53.9.25	S53.12.5終了
	帯広市	三井第二	個人	既成市街地整備		S54.4.21	1.4	29.1	39.7		29.1	54～54	25,000		S54.7.6	S54.12.22終了
	帯広市	北西第10	個人	周辺市街地整備		S54.11.9	2.2	26.6	33.2		26.6	54～55	26,300		S55.3.7	S55.7.5終了
	帯広市	緑商	組合	既成市街地整備	S55.3.17	S55.9.30	29.8	20.6	26.8	15.9	33.2	55～H 3	2,336,596	補	S61.12.25	S63.3.31解散
	帯広市	南町第二	個人	既成市街地整備		S55.12.23	3.2	35.6	35.6	1.1	36.3	55～56	85,700		S56.7.16	S57.3.23終了
	帯広市	緑陽	個人	既成市街地整備		S56.10.19	1.1	32.9	32.9		32.9	56～57	60,855		S57.7.19	S57.10.7終了
	帯広市	自由ヶ丘	組合	新市街地整備		S58.7.25	56.3	26.1	65.0	5.3	30.0	58～H 6	5,563,070	公	H3.10.22	H6.5.10解散
	帯広市	西帯広第一	個人	既成市街地整備		S58.8.29	5	29.5	29.5	2.8	31.5	58～59	259,200		S58.11.21	S59.12.27終了
	帯広市	新北西	個人	周辺市街地整備		S58.8.29	8.3	27.7	46.9	0.9	28.3	58～59	549,692		S58.11.21	S58.12.27終了
	帯広市	西帯広	組合	新市街地整備	S59.1.30	S59.1.30	183.8	27.3	54.1	7.3	32.6	58～H 4	13,660,122	公	H1.2.20	H5.3.12解散
	帯広市	細野	組合	既成市街地整備		S59.3.5	9	20.1	28.5		20.1	58～60	256,371		S59.11.19	S61.8.4解散
	帯広市	藤沢	組合	新市街地整備		S59.6.14	3.7	26.7	52.0	1.5	27.8	59～62	276,871		S59.11.19	S62.2.22解散
	帯広市	駅南第一	市	既成市街地整備	S56.11.5	S59.12.27	9.7	21.9	21.9	15.7	34.2	59～H 9	3,236,000	補	H4.11.6	
	帯広市	三条南	組合	新市街地整備		S60.12.9	7.4	27.6	49.6		27.6	60～H 6	331,200		S61.10.16	H4.6.2解散
	帯広市	西24条	組合	新市街地整備		H1.2.2	5.8	29.8	52.5		29.8	63～H 4	309,000		H1.12.7	H5.2.19解散
	帯広市	杉田	組合	新市街地整備		H1.2.2	5.1	31.9	53.9	3.9	34.5	63～H 4	227,000		H1.12.7	H4.6.2解散
	帯広市	新西帯広	組合	新市街地整備	H2.9.17	H3.10.15	51.1	25.4	50.4	17.2	38.2	H 3～13	4,270,350	補・公	H10.5.8	H13.9.5解散

区域名	都市名	地区名	施行者	目的	都市計画決定	認可告示	施行面積	減歩率		公共用地率		施行期間	総事業費		換地処分公告	備考
								公共	合算	施行前	施行後					
							ha	%	%	%	%	(清算期間含)	千円			
帯広圏	帯広市	緑商第二	組合	市街地整備	S61.5.22	H4.3.6	34.6	15.3	22.1	23.2	38.5	H3～19	4,695,463	補・公	H15.9.26	H20.6.11解散
	帯広市	帯広駅周辺	市	再開発・公共施設整備	H1.10.26	H4.1.13	19.2	27.4	31.4	28.7	48.2	H3～20	20,704,000	補	H15.12.26	
	帯広市	北親	組合	宅地造成		H4.4.3	10.5	30.2	37.5	2.3	31.8	H4～11	673,225	補・公	H11.9.1	H11.9.1解散
	帯広市	南部	組合	新市街地整備	H5.3.26	H5.12.7	65.8	29.5	55.5	9.4	36.1	H5～15	6,740,060	補・公	H14.10.11	H15.6.20解散
	帯広市	南部第2	組合	新市街地整備	H5.3.26	H5.11.2	5.6	28.3	57.1	9.7	35.2	H5～12	436,102	公	H10.6.19	H12.12.26解散
	帯広市	南部第1	組合	新市街地整備	H5.3.26	H6.9.2	5.2	39.7	58.0	6.7	43.7	H6～13	640,105	補・公	H14.2.1	H14.8.1解散
	帯広市	西20条北	組合	工業団地造成		H4.4.3	H6.10.4	48.9	14.0	47.7	12.3	24.6	H6～15	2,250,385	公	H14.11.1	H15.10.15解散
	帯広市	稲田川西	組合	新市街地整備	H15.3.28	H15.4.1	88.1	36.5	58.3	8.9	42.2	H15～29	6,220,424	補・公	H25.2.8	H26.9.30解散
	帯広市	緑商第三	組合	市街地整備	S61.5.22	H18.5.1	4.8	31.5	35.2	6.0	35.6	H18～23	631,560	補	H21.7.26	H22.3.15解散
	帯広市	西11条橋南	個人	新市街地整備		H20.9.19	0.9	23.4	47.8	0.0	23.4	H20～22	66,183		H21.2.18	H21.8.26終了
							80	1240.9								
	音更町	木野	町	周辺市街地整備	S47.7.7	S48.11.5	25.1	21.1	27.6	11.1	29.9	48～57	338,000	公	S52.9.30	
	音更町	宝来	町	周辺市街地整備	S59.7.2	S60.5.1	56.6	21.6	33.4	13.5	32.2	60～H13	3,818,070	補・公	H7.1.27	
	音更町	南宝来	組合	新市街地整備	H10.3.31	H10.9.29	47.5	24.3	55.0	6.1	28.7	H10～19	4,293,000	補・公	H15.10.17	H19.11.28解散
	音更町	すずらん台	組合	新市街地整備	H12.3.31	H12.12.26	27.4	31.9	57.4	9.7	38.5	H12～19	2,529,000	補・公	H18.10.6	H19.11.28解散
	音更町	宝来本通	個人	新市街地整備	H17.3.29	H17.4.25	5.6	25.1	47.4	10.2	32.8	H17～18	274,600		H17.12.9	H18.12.22終了
							5	162.2								
	芽室町	駅前火災復興	町	火災復興	S39.5.2	S39.6.17	4.8	4.9	4.9		36.7	39～40	46,766	公	S41.3.22	
	芽室町	一心	組合	新市街地整備		S44.8.14	19.8	28.4	32.4		28.9	44～51	34,770		S48.8.2	
	芽室町	南が丘	個人	新市街地整備		H2.10.8	5.2	21.3	49.6	15.4	33.4	H2～6	172,000		H3.4.12	H6.4.8終了
	芽室町	南が丘第2	個人	宅地造成		H8.3.12	13.4	28.0	50.3	8.2	54.5	H7～16	459,000		H11.2.2	H12.4.28終了
	芽室町	東芽室	組合	新市街地整備	H13.11.6	H14.12.20	42.7	42.8	63.7	6.9	46.7	H14～24	2,737,000	補・公	H19.9.15	H22.10.1解散
							5	85.9								
	幕別町	札内北	町	周辺市街地整備	S54.11.17	S55.1.19	85.2	20.5	24.8	11.2	29.9	54～H3	4,116,064	補・公	H3.8.13	
	幕別町	暁	組合	新市街地整備		S60.11.21	3.7	24.0	46.7	4.8	27.7	60～63	172,834		S62.2.5	S63.6.6解散
	幕別町	チロットニュータウン	組合	新市街地整備		S63.12.22	10.1	25.7	49.2	0.0	25.7	63～H7	507,919		H2.8.30	H8.3.29解散
	幕別町	札内新北町	組合	新市街地整備	H2.9.17	H3.11.15	23.3	21.5	37.9	11.0	30.1	H3～10	2,063,000	補	H9.2.7	H10.5.22解散
	幕別町	札内北町	組合	新市街地整備	H9.3.28	H11.7.30	4.9	27.4	52.0	1.3	26.5	H11～13	334,547	公	H12.10.6	H14.3.1解散
	幕別町	札内北栄	組合	新市街地整備	H14.3.26	H15.3.24	31.9	30.8	55.0	7.4	35.9	H14～25	2,712,000	補・公	H21.6.19	H26.3.20解散
							6	159.1								
大樹	大樹町	浜大樹	組合	新市街地整備		S42.4.13	11.9	33.8	35.5	14.2	38.4	42～50	3,520		S44.8.6	S50.5.14解散
							1	11.9								
池田	池田町	北部	町	新市街地整備	S34.12.11	S35.5.11	21	17.4	25.5	10.0	25.7	35～44	36,755		S44.6.4	
	池田町	中部	町	新市街地整備	S37.3.13	S37.10.3	13.9	18.3	28.9	17.2	32.4	37～40	16,512		S40.9.25	
	池田町	利部	町	新市街地整備	S48.2.7	S49.4.24	37.9	13.3	23.2	22.9	33.2	49～59	1,408,500		S58.2.10	
							3	72.8								
本別	本別町	本別戦災復興	知事	戦災復興	S20.12.27	S22.5.10	18.7	16.6	16.6		35.5	22～26	6,925	補	S26.12.27	
	本別町	北部	町	新市街地整備	S27.7.8	S30.3.8	19.8	12.2	12.2		25.2	29～47	96,128	公	S47.12.4	
							2	38.5								
足寄	足寄町	中部	町	新市街地整備	S34.3.27	S44.9.4	68.7	22.9	27.3	5.7	27.3	44～55	562,509		S56.1.10	
	足寄町	足寄市街	町	既成市街地整備	H13.3.21	H15.2.14	50.4	14.9	16.8	20.2	32.1	H14～R3	6,148,551	補・公	H29.8.25	
							2	119.1								
釧路圏	釧路市	第一	組合	周辺市街地整備		S13.11.29	14.1	20.4	20.4	8.4	28.9	13～31	5,394		S31.10.24	
	釧路市	釧路戦災復興	知事	戦災復興	S20.12.27	S22.5.5	21.5	22.5	22.5	28.4	44.5	22～27	11,860	補	S25.12.10	
	釧路市	第二	市	新市街地整備	S26.2.13	S26.12.11	495.2	21.9	24.9	11.6	30.7	26～38	383,925	補	S37.11.26	
	釧路市	愛国南	市	新市街地整備	S33.3.26	S33.8.22	115.2	20.1	29.6	15.4	36.3	33～35	58,465		S35.3.14	
	釧路市	本州	市	工業団地造成	S34.12.11	S35.3.31	209	23.7	38.2	2.7	15.7	34～37	34,720	公	S37.8.15	
	釧路市	新富士	市	周辺市街地整備	S34.12.11	S35.3.31	61.2	13.9	28.2	8.5	18.7	35～41	98,574		S38.7.4	
	釧路市	北大通	市	既成市街地整備	S36.3.11	S36.9.30	26.4	16.3	16.3	37.7	46.3	36～46	2,352,550	補・公	S47.3.24	
	釧路市	鳥取	市	周辺市街地整備	S34.4.3	S37.4.3	484.7	13.3	25.9	14.5	25.9	37～43	578,000	公	S44.3.18	
	釧路市	大楽毛	市	周辺市街地整備	S34.12.11	S38.5.27	120	14.4	25.2	22.2	23.2	38～42	161,344	公	S42.10.19	
	釧路市	緑ヶ岡北部	市	新市街地整備	S38.6.26	S40.3.30	77.9	18.4	27.7	7.4	24.5	39～44	169,470		S45.3.31	
	釧路市	星ヶ浦北部	市	宅地造成	S34.12.11	S44.4.26	167.3	20.9	31.7	3.2	23.3	44～48	903,117		S48.8.30	
	釧路市	西港臨海	市	工業団地造成	S43.12.11	S46.4.6	305.2	11.2	29.8	15.0	24.5	46～59	3,724,049		S52.8.26 S59.7.9	
	釧路市	旭	市	既成市街地整備		S46.7.2	S48.2.10	10.7	10.5	10.5	29.7	44.5	47～54	2,706,000	補	S55.3.31
	釧路市	愛国西	市	周辺市街地整備	S47.5.17	S48.7.10	104.1	23.0	27.5	12.8	32.9	48～63	6,772,645	補	S63.7.30	
	釧路市	愛国北部	組合	新市街地整備・公共施設整備		S59.10.29	50.2	26.8	49.8	0.6	27.2	59～H2	4,329,399	公	S63.12.19	
	釧路市	米町	市	公共施設整備	S59.12.19	S61.6.20	12.7	8.3	8.3	30.1	37.2	61～H6	4,694,000	補	H6.11.18	
	釧路市	文苑	組合	公共施設整備		H2.12.20	43.6	29.6	50.2	2.2	31.1	H2～9	3,918,757		H5.11.5	H10.3.30解散
	釧路市	昭和	組合	新市街地整備	H3.4.26	H3.5.9	83.5	35.5	50.3	1.8	36.6	H3～24	11,487,760	補	H11.3.25	H26.4.30解散
	釧路市	文苑第二	組合	新市街地整備		H4.6.30	50.4	28.3	50.8	0.0	28.3	H4～17	5,423,006		H10.7.3	
	釧路市	幸町	市	公共施設整備	H5.6.15	H5.11.30	8.3	18.1	26.1	23.9	37.7	H5～17	5,282,000	補	H13.3.27	
	釧路市	文苑第三	組合	新市街地整備		H11.5.7	30.1	25.1	57.5	6.6	30.0	H11～21	3,882,030	公	H15.2.4	
	釧路市	昭和中央	組合	新市街地整備		H11.12.10	91.8	29.9	59.6	2.7	31.8	H11～25	11,163,000	公	H19.5.18	
	釧路市	鶴野	組合	新市街地整備		H12.6.30	15.6	27.6	59.2	7.4	33.0	H12～21	1,484,709	公	H16.2.20	
							23	2598.7								
	釧路町	東都ニュータウン	組合	新市街地整備		S62.1.5	18.3	△1.4	33.4	25.7	24.7	61～H2	1,504,078		H1.1.30	H2.6.29解散
	釧路町	豊美	組合	新市街地整備		S62.12.21	14.1	1.9	38.9	24.4	25.9	62～H3	1,280,813		H1.10.5	H3.12.24解散
	釧路町	東陽	組合	新市街地整備		H4.9.16	56.3	26.8	55.0	2.6	28.7	H4～R3	4,834,558	公	R3.12.6	R4.6.3解散
							3	88.7								
厚岸	厚岸町	港	町	新市街地整備	S37.3.7	S37.3.31	20.7	31.2	56.5	2.9	33.2	36～45	592,440	補	S46.1.30	
							1	20.7								
標茶	標茶町	標茶火災復興	町	火災復興	S29.3.30	S29.11.17	4.2	9.6	9.6	26.5	36.5	29～34	11,313		S34.10.20	
	標茶町	川東	町	公共施設整備・市街地整備	S61.7.3	S62.3.5	28.8	17.8	23.2	16.6	31.5	61～H7	3,713,675	補・公	H7.11.17	
	標茶町	鉄東	町	公共施設整備	H8.12.3	H9.5.26	26.6	23.0	27.4	17.7	35.0	H9～20	3,888,943	補・公	H20.7.25	
							3	59.6								
弟子屈	弟子屈町	湯の島	町	周辺市街地整備	S57.1.6	S57.9.25	12.7	34.4	38.0	5.5	38.0	57～H4	833,787	補・公	H4.11.23	
							1	12.7								
根室	根室市	根室戦災復興	知事	戦災復興	S20.12.27	S22.5.10	60.5	9.4	9.4	29.4	35.8	22～29	28,992	補	S29.10.2	
							1	60.5								
	合計							28356.5								

※補助欄の補は補助の導入地区、公は公共施設管理者負担金導入地区です。
※備考欄の施行中は、市・町・道（知事）・住宅公団・公社については換地処分公告前、組合については解散公告前、個人については事業終了公告前の地区です。
※上記のほかに特例施行（寿都町、木古内町、利尻町、奥尻町）で行われた事業があります。

（２）市街地再開発事業

（令和7年3月31日現在）

区域名	市町名	地区名	種別／施行者	面積	当初決定年月日 直近変更年月日	事業認可年月日	補助事業年度	事業費
北海道計				ha 79.6				（百万円）
札幌圏	札幌市	北海道庁西	第一種 組合	1.0	S51. 5.14 道1767	S51.10.18	S51～S53	11,160
		一条橋周辺2･6	第一種 組合	0.4	S55. 4.19 道1020	S55. 8.27	S54～S57	2,150
		北4西5南	第一種 個人	0.4	S55.11.18 道2809	S56. 1.31	S56～S57	3,320
		豊平3･3	第一種 組合	0.9	S56. 6. 4 道1255	S56. 8. 6	S56～S58	3,885
		苗穂中央第2	第一種 公社	0.9	S60. 7.11 道1178	S61. 1.20 S61. 4.15	S59～S62	5,725
		旧永山邸周辺	第一種 公社	3.0	S60. 7.11 道1178	S61.11.11 S62. 6.12 S62.12.26	S60～S63	8,790
		札幌駅前北4西5北	第一種 組合	1.1	S60.11.11 道1924	S60.12.25	S58～S62	15,410
		豊平橋南第一	第一種 組合	1.3	S61.11.13 道1822	S63. 1.11	S61～H 3	11,516
		ＪＲ琴似駅南口	第一種 組合	1.4	H 3. 3.28 道 450	H 3. 9. 9	H 2～H 5	10,306
		苗穂中央第3東	第一種 組合	0.9	H 3. 9.10 道1419	H 4. 1.24	H 2～H 7	8,135
		手稲本町2･4	第一種 個人	0.7	H 7. 7.14 市 557	H 7. 8.24	H 6～H 9	3,108
		琴似3･1	第一種 組合	2.9	H 7. 7.14 道1090 H 9. 3.28 道 460	H 7.11.24 H11. 7.16 H12. 3. 3 H12. 7.18 H13. 8.10	H 7～H14	16,335
		北13東7	第一種 組合	0.8	H 8. 3.29 市 252	H 8. 9.10	H 7～H10	4,049
		豊平6･6南	第一種 公社	1.5	H 8. 7. 2 道1028	H 8.11.12 H 9. 3. 3 H10. 8. 4	H 7～H11	7,048
		菊水1･2	第一種 組合	0.9	H 9. 3.28 市 301	H 9.10. 7	H 8～H12	5,291
		ＪＲ篠路駅西	第一種 再開発会社	2.1	H10. 3.31 道 460 H19. 2.20 道 202	H19. 3.22	H19～H21	2,994
		北12西23	第一種 個人	1.1	H10. 3.31 道 460	H10. 8. 7	H9～H12	1,574
		北8西3(西・東)	第一種 個人 組合	1.5	H12.10. 2 市1111 H14.12. 6 市1429	H13. 1.23 H14. 1.18 H15. 3. 5 H15.11. 4 H15.12.19 H16.10. 6	H12～H18	27,225
		豊平6･6北	第一種 公社	1.4	H13. 4.20 市 483	H13. 8.13 H17. 4.11	H12～H18	7,521
		ＪＲ琴似駅北口	第一種 組合	1.2	H13. 5.17 市 574	H14. 8. 2 H15. 2.24	H11～H17	8,046
		東札幌1条	第一種 組合	3.7	H15. 6.13 市 816	H15.11. 4 H15.12. 8 H16. 1.19	H14～H18	12,288
		琴似4条1･2丁目	第一種 個人	4.4	H16. 3. 3 市 267 H21. 9. 3 市1425	H22. 5.25	H22～H25	9,479

区域名	市町名	地区名	種別／施行者	面積	当初決定年月日 直近変更年月日	事業認可年月日	補助事業年度	事業費
札幌圏	札幌市	手稲本町1･3	第一種 個人	0.3	H24. 9.28 市2294	H25. 1. 4	H24～H26	2,017
		南2西3南西	第一種 組合	0.6	H25.12. 6 市3152	H27.11.12 H30. 2.21 R3. 7.20 R4.12.28 R6. 3.11	H26～R4	25,944
		札幌創世1.1.1区 北1西1	第一種 組合	2.0	H26. 2.18 市 370	H26. 5.15 H27. 1. 9 H27. 5.29 H28. 5.25	H25～H29	80,541
		北8西1	第一種 組合	2.1	H26. 8.22 市2308 H30.12.19 市6562	R1. 6.26 R2. 1. 8 R2. 3.17 R2. 7.16 R2. 9. 8 R4. 3. 8 R5. 3. 1	H26～R5	51,798
		北4東6周辺	第一種 組合	4.1	H27. 3.26 市 865	H28. 3.18 H29. 1. 6 H29. 2.21 H29. 3.17 H31. 3.20 R1. 8.20	H27～R2	35,147
		北3東11周辺	第一種 組合	2.4	H27. 7.17 市1930 H30.10.16 市5464	H30. 8. 6 H30. 9.14 H30.11.20 H31. 2.25 R3. 2. 1 R3. 7. 7	H27～R3	23,069
		北4西3	第一種 組合	1.7	R 4. 3. 8 市 859	R6. 1.25 R6. 2. 2	R5～R10	166,691
		北5西1･西2	第一種 組合	3.1	R 4.10. 3 市3866	R5. 3. 9	R4～R11	253,039
		大通西4丁目南	第一種 組合	2.1	R 4.12.16 市5056	R6(予定)	R6～R10 (予定)	未定
	石狩市	旧役場周辺	第一種 組合	0.7	H14. 7.24 市 34	H14.11.26	H14～H16	986
小樽	小樽市	小樽駅前	第一種 市	2.8	S45. 2. 7 道 307	S46. 2. 8	S44～S51	9,507
		稲北	第一種 組合	0.9	H 8. 3.11 市 49	H 8.11.29 H 9.12. 5 H11.10.29	H 7～H11	4,843
		小樽駅前第３ビル 周辺	第一種 組合	0.6	H18. 9.11 市 234	H19. 1.23	H19～H20	6,497
函館圏	函館市	函館駅前	第一種 組合	0.4	S54. 9.14 道3073	S55. 3. 6	S54～S57	3,092
		函館駅前南	第一種 組合	0.6	S58. 3.31 道 599 S60.11.11 道1925	S61. 5.12	S57～S63	5,932
		末広町5番Ａ	第一種 個人	0.6	H13. 2. 2 市 16	H13. 2.27 H14. 9.25	H11～H14	3,198
		函館駅前若松地区	第一種 個人	0.5	H25. 3.29 市 87	H25. 8.29 H26. 7.28 H28. 6. 8	H24～H28	5,524
		函館駅前東地区	第一種 組合	1.0	R 2. 9.3 市 343 R 3. 8.10 市 325	R6.6 (予定)	R2～R10 (予定)	23,100 (予定)
旭川圏	旭川市	旭川市一･八	第一種 組合	0.6	S51. 2.10 道 262	S52. 2.22	S51～S54	4,206
室蘭圏	伊達市	伊達駅前	第一種 個人	0.6	H22.10.28 市 219 H23.11.29 市 248	H23.12. 9	H21～H25	1,446

区域名	市町名	地区名	種別／施行者	面積	当初決定年月日 直近変更年月日	事業認可年月日	補助事業年度	事業費
帯広圏	帯広市	帯広二･八西	第一種 組合	0.8	S54. 7. 4 道2192	S54.10.31	S54～S56	6,912
		開広団地	第一種 個人	1.1	H21.10.29 市 424 H25. 3.21 市 72	H25. 3.28	H21～H26	2,553
		西３・９周辺	第一種 個人	2.0	H29. 5.26 市 171	H29.8.22 H30.2. 5	H29～R3	10,335
	音更町	音更六新	第一種 個人	0.9	H11.10. 7 町 95	H11.12.28	H10～H13	2,239
	芽室町	芽室駅前	第一種 個人	0.9	H 9. 8.29 町 61	H 9.12. 5	H 8～H10	2,481
千歳恵庭圏	千歳市	千歳市中心街Ｃ	第一種 組合	0.9	S56. 8.10 道1762	S56.10.22	S56～S57	2,999
	恵庭市	恵庭駅西口	第一種 個人	0.5	H23. 9.30 市 121	H24.11.26 H25. 7.29	H25～H26	1,860
苫小牧圏	苫小牧市	苫小牧駅前	第一種 組合	1.1	S51. 2.10 道 262	S51. 6.19	S51～S52	5,522
北見	北見市	北見駅前	第一種 組合	0.9	S53.11.11 道3437	S54. 7. 9	S54～S57	7,285
		中央大通沿道	第一種 個人	1.6	R 4. 5.31 市 120	R 4.12.21 R 5. 3.20	R4～R7	9,372
岩見沢	岩見沢市	岩見沢市中心街Ｂ	第一種 組合	0.8	S58.11. 4 道2011	S61.12.11	S57～S63	5,939
留萌	留萌市	十字街西	第一種 組合	0.4	H 9. 8.12 市 54	H11. 2.26 H11.12.10 H13. 7.17	H9～H13	1,554
稚内	稚内市	稚内駅前	第一種 組合	0.4	H18. 3.22 市 19 H20.10. 1 市 98	H20.11.10	H18～H23	2,930
名寄	名寄市	本町	第一種 個人	1.9	H18. 3.24 町 34 H21.12. 1 市 137	H19.12.27	H19～H22	2,529
滝川	滝川市	滝川駅前	第一種 組合	1.1	S55.11.11 道2763 H 1. 5.25 道 822	S56. 4.20	S54～S61	4,299
砂川	砂川市	東1南1	第一種 個人	0.9	H12. 2.29 市 10	H12. 5. 2	H11～H13	1,579
富良野	富良野市	富良野駅前	第一種 再開発会社	0.5	H15. 2.10 市 3	H15.12. 2 H16. 6.29	H14～H18	1,846
		東4条街区	第一種 個人	1.7	H22. 7.23 市 18 H24. 6.21 市 34	H24. 9.19	H21～H26	2,857

（３）新住宅市街地開発事業

（令和7年3月31日現在）

区域名	市町名	地区名	事業主体	面積	人口	当初決定年月日 直近変更年月日	事業認可年月日	施行年度
北海道計				ha 1,758	180,100			
札幌圏	札幌市	もみじ台	札幌市	242	32,000	S43. 8.21 建2343 S47. 1. 7 道 29	S43. 8.21 建2343 S45. 8. 3 道1963 S47. 3.31 道 799 S50. 5.19 道1713	S45～S54
	江別市	大麻	北海道	215	27,000	S39. 8.10 建2052 S43.10.29 建3237	S39.10. 6 建2827 S42.10.20 建3629 S43.10.29 建3237	S39～S46
	北広島市	北広島	北海道	440	31,000	S44. 5.20 建2404 S48. 7. 6 道2136	S45. 5.13 建 778 S47. 8.17 建1482 S49.11. 9 建1363	S43～S51
	石狩市	花畔	公社	232	23,600	S48. 3.13 道 586	S48. 6. 4 建1227	S48～S54
函館圏	函館市	旭岡	公社	109	10,000	S51. 2.10 道 261	S51. 2.23 建 454	S50～S59
旭川圏	旭川市	神楽岡	旭川市	94	10,200	S44.12.26 道2743	S45. 6. 9 道1456 S50. 3.29 道 916	S45～S50
室蘭圏	室蘭市	白鳥台	室蘭市	182	24,000	S40. 7. 2 建1675 S43. 8.13 建2252	S40. 7. 2 建1675 S41. 8.25 建2935 S43. 8.13 建2252	S40～S46
帯広圏	帯広市	南帯広	帯広市	103	10,000	S41.12.28 建4237 S43. 8.21 建2342	S41.12.28 建4237 S43. 8.21 建2342 S47. 4. 5 道1047	S42～S49
釧路圏	釧路市	愛国	釧路市	141	12,300	S50. 2.27 道 511 S55. 9.30 道2447	S50. 7.22 道2511 S55.11. 1 道2705	S50～S56

６．地区計画等

（１）地区計画決定状況総括表

（令和7年3月31日現在）

区域名	市町名	地区数	整備計画地区数	面積	地区整備計画面積	都市計画法第16条第2項に基づく条例の制定年月日
北海道計		451	445	10,500.8 ha	8,248.0 ha	
札幌圏	札幌市	168	162	3,648.8	2,624.8	S56.12.17
	江別市	13	13	334.5	304.5	H 3. 6.24
	北広島市	21	21	318.2	266.2	S59. 2.19
	石狩市	13	13	701.2	469.9	S62. 7. 7
小樽	小樽市	10	10	143.6	121.5	S59. 3.23
函館圏	函館市	17	17	324.7	321.7	H 3. 3.20
	北斗市	6	6	136.0	120.9	H18. 2. 1
	七飯町	3	3	12.4	11.6	H19. 9.20
旭川圏	旭川市	25	25	541.5	442.9	H 1.12.23
	鷹栖町	2	2	25.4	24.5	H 9. 5.13
	東神楽町	5	5	89.0	89.0	H 9. 9.30
室蘭圏	室蘭市	5	5	53.6	46.6	H 4. 9.25
	登別市	6	6	20.2	15.7	H 5. 3.30
	伊達市	8	8	72.6	65.9	H 4. 3.27
釧路圏	釧路市	15	15	909.9	758.7	H17.10.11
	釧路町	3	3	55.7	51.3	H 5.10. 1
帯広圏	帯広市	44	44	1,054.0	880.0	S57. 6.25
	音更町	11	11	220.2	173.5	H 6.12.20
	芽室町	4	4	309.5	270.8	H 6. 6.24
	幕別町	8	8	82.0	79.1	H 6. 6.24
千歳恵庭圏	千歳市	18	18	669.4	525.7	H 3. 1.21
	恵庭市	15	15	233.9	146.0	H 2.12.18
苫小牧圏	苫小牧市	11	11	361.5	277.6	H12. 3.27
	白老町	1	1	5.1	5.1	H24. 9.28
	安平町	3	3	22.2	16.4	H18. 3.27
	厚真町	2	2	23.1	22.5	H 6. 7. 1
北見	北見市	2	2	8.9	8.9	H18. 3. 5
岩見沢	岩見沢市	1	1	2.0	1.4	H16. 6.30
稚内	稚内市	1	1	0.9	0.4	H16. 3.24
名寄	名寄市	1	1	1.9	1.3	H18. 3.27
滝川	滝川市	3	3	29.0	27.1	H 7. 6.15
富良野	富良野市	2	2	6.1	6.0	H14. 6.28
江差	江差町	1	1	9.2	7.0	H 8. 8. 1
南幌	南幌町	2	2	40.0	37.4	R 4. 9.13
美瑛	美瑛町	1	1	34.6	26.1	H 5. 8.24

※地区数・面積等には、旧再開発地区計画、旧住宅地高度利用地区計画、防災街区整備地区計画を含む。

（２）地区計画決定状況一覧表

● 札幌市

（令和7年3月31日現在）

番号	地区の名称 （当初地区の名称）	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因 (*1)	面積 (促進区) (ha)	地区整備計画面積 (ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の勤因	地区施設		建築物等 (*3)									建築条例施行年月日 (*4)	備考
									道路	公園広場 (*2)	用途	容積率 (%)	建蔽率 (%)	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	壁面位置 (m)	高さ (m)	形態意匠	垣柵 (m)		
札 1	もみじ台団地	S58. 1.10 市 14 H 5. 6.25 市 496 H 8. 3.29 市 262 H11. 8.11 市 809 H21.10.14 市1754 H24. 4.27 市1024 H31. 2.28 市1078	1 12 8,13 8 3,8,9 6,8,9 8,9	242.0 (3.3)	92.5	一低(80,40) 一中 (200,60) 二住 (200,60) 近商 (200,80)	市の住宅団地開発事業により形成された良好な住環境の維持増進を図る。	市が開発した分譲住宅地 分譲時の建築協定の期限切れ			● 2種類	● 60 80	● 40	● 200		● 1.0	● 18	○ 広告	○ 門扉 1.5	● S58. 4. 1	
札 2	にしおか望陽台団地	S58. 2. 1 市 68 S60. 5.10 市 339 H 5. 6.25 市 496 H 8. 3.29 市 263 H11. 8.11 市 809	1 8 12 6,8,13 8	9.2	7.1	一低(60,40) 一中 (200,60) 一住 (200,60) 準住 (200,60)	住宅供給公社の開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （公社）	○	○ 公1	● 3種類			● 250 300		● 1.0 2.0 4.0	● 9	○ 広告	○ 1.2	● S59. 1. 1	
札 3	星置駅北 （仮称星置駅北）	S58. 4.20 市 324 S62. 2.10 市 111 H 5. 6.25 市 496 H 8. 3.29 市 264 H11. 8.11 市 809 R 1. 7.11 市3642	2 3,6,7 12 8,10,13 8 6,8	74.0	58.3	一低(80,40) 二中 (200,60) 一住 (200,60) 準住 (200,60) 近商 (300,80)	市及び民間の宅地開発事業区域で地区特性に応じた土地利用により良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （市・民間）			● 6種類	● 100	● 40 50	● 200		● 1.0 1.5 2.0 3.0	● 9 最低 10	○ 屋根 広告	○ 1.2	● S62. 7. 1	
札 4	厚別公園東	S58. 7. 1 市 539 H 5. 6.25 市 496 H 8. 3.29 市 265 H11. 8.11 市 809	1 12 4,6,8,9 8	19.5	18.7	一低(80,40) 二低(80,50) 二住 (200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 3種類			● 180		● 1.5	● 9	○ 広告	○ 1.2	● S59. 1. 1	
札 5	上野幌中央	S58. 9. 1 市 749 H 1.12.12 市1044 H 4.10.16 市 860 H 5. 6.25 市 496 H 8. 3.29 市 266 H11. 8.11 市 809	1 4,6,8,9 4,6,8,9 12 6,8,13 8	117.2	95.5	一低(80,40) 二低(80,50) 二中 (200,60) 近商 (200,80)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 5種類		● 40 50	● 180 200		● 1.5 2.0 3.0	● 9 最低 10	○ 広告	○ 1.2	● S59. 1. 1	
札 6	富丘グリーン団地	S58. 9. 1 市 750 H 5. 6.25 市 496 H 8. 3.29 市 267 H11. 8.11 市 809	1 12 6,8,13 8	2.6	2.6	一低(80,40) 準工 (200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 3種類			● 180		● 1.5 3.0	● 9	○ 擁壁 広告	○ 1.2	● S59. 1. 1	
札 7	平岡公園北	S58.11. 1 市 935 H 5. 6.25 市 496 H 8. 3.29 市 268 H11. 8.11 市 809	1 12 6,8,10,13 8	37.3	32.0	一低(80,40) 二低(80,50) 近商 (200,80)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 2種類			● 180		● 1.5 2.0 3.0	● 9	○ 広告	○ 1.2	● S59. 1. 1	
札 8	もみじ台通東	S59. 2.10 市 93 H 5. 6.25 市 496 H 8. 3.29 市 269 H11. 8.11 市 809 H19. 2.20 市 203	1 12 6,8,10,13 8 6,9	7.4	7.3	一低(80,40) 一住 (200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 2種類			● 200		● 1.5	● 9	○ 擁壁 広告	○ 1.2	● S59. 7. 1	
札 9	星置通西	S59. 9.20 市 825 H 5. 6.25 市 496 H 8. 3.29 市 270 H11. 8.11 市 809	1 12 6,8,10,13 8	3.9	3.8	一低(80,40) 一住 (200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 2種類			● 180		● 1.0 1.5	● 9	○ 広告	○ 1.2	● S60. 1. 1	
札 10	あいの里	S59.12.20 市1122 S61. 2.10 市 77 H 4.10.16 市 861 H 5. 6.25 市 496 H 8. 3.29 市 271 H 9. 3.28 市 315 H10.11.20 市1295 H11. 8.11 市 809 H15. 3. 3 市 253 H17. 6.15 市 878 H21.10.14 市1755 H26. 8.12 市2190 H28. 6.23 市1903	1 8 6,8,9 12 6,8,13 6,8 4,9 8 6,8,9 5,6,8,10 8,9 6,8,11 8	374.9	238.5	一低(80,40) 二中 (200,60) 一住 (200,60) 二住 (200,60) 準住 (200,60) 近商 (200,80) 商業 (400,80) 準工 (200,60)	住都公団の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 （公団施行）	○		● 10種類	● 100 150	● 40 50	● 180 200 500		● 1.0 1.5 2.0 3.0 5.0 10.0	● 7+x 9 10 12 最低 10	○ 屋根 広告	○ 1.2	● S60. 4. 1	
札 11	森林公園パークタウン北	S60. 2. 1 市 59 H 5. 6.25 市 496 H 8. 3.29 市 272 H11. 8.11 市 809 H16. 6.18 市 856 H16.12.10 市1591 H27. 9.30 市2580 R 3. 8. 5 市4774	1 12 6,8,10,13 8 6,8,10 4,9 11 8,11	53.9	44.4	一低(80,40) 二中 (200,60) 一住 (200,60) 近商 (300,80) 準工 (200,60)	民間の宅地開発事業区域で、地区特性に応じた土地利用により、良好な市街地の形成を図る。	新駅開発 民間宅地開発事業 近商の容積率の都市計画変更			● 7種類	● 100	● 40	● 180		● 1.0 1.5 2.0 3.0	● 9 12 最低 10	○ 屋根 広告	○ 1.2	● S60. 7. 1	
札 12	東雁来	S60. 2. 1 市 60 H 5. 6.25 市 496 H 8. 3.29 市 273 H18. 3.31 市 535	1 12 6,8,10,13 6,8	16.4	16.0	一低(80,40) 一低(80,50) 近商 (200,80)	組合の土地区画整理事業地区で土地利用等に関するルールを定め良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 （組合施行）			● 2種類		● 40	● 200		● 1.0 1.5 2.0 3.0	● 9	○ 屋根	○ 1.2	● S60. 7. 1	
札 13	苗穂中央	S60. 7.11 市 547 S61. 6.30 市 550 H 5. 6.25 市 496 H 8. 3.29 市 274	1 8,9 12 6,8,10,13	8.0	5.8	近商 (300,80)	再開発事業の必要な区域で、商業業務機能の拡充と快適な住環境の形成を図る。	再開発による計画的まちづくり			○ 1種類					○ 1.0 1.5	○ 最低 10				
札 14	厚別南	S61. 1.29 市 53 H 5. 6.25 市 496 H 8. 3.29 市 275	1 12 6,8,13	62.5	53.9	一低(80,40) 二低(80,50) 二中 (200,60) 一住 (200,60) 近商 (200,80)	民間の宅地開発事業により形成された良好な住環境の維持増進を図る。	建築協定の期限切れ			● 4種類	● 100	● 50	● 180		● 1.0 2.0 3.0	● 9			● S61. 4. 1	
札 15	豊平橋南	S61. 6.30 市 549 H 5. 6.25 市 496 H 8. 3.29 市 276	1 12 6,8,13	7.0	6.2	一住 (300,60) 準住 (300,60) 商業 (400,80)	再開発事業の必要な区域で、商業業務機能の拡充と快適な住環境の形成を図る。	住環境整備モデル事業			○ 2種類				○ 200	○ 1.0 1.5	○ 最低 10				
札 16	青葉町団地	S61. 9. 1 市 744 H 5. 6.25 市 496 H 8. 3.29 市 277 H19. 2.20 市 204 H24. 8.10 市1915	1 12 6,8,13 6,8,9 9	71.0	30.5	一低(80,40) 二低(80,50) 一中 (200,60) 一住 (200,60) 近商 (200,80)	市の住宅団地開発事業により形成された良好な住環境の維持増進を図る。	市開発の住宅団地の環境の維持・保全			● 4種類			● 200		● 1.5			○ 1.2	● S62. 1. 1	
札 17	前田団地	S61. 9. 1 市 745 H 5. 6.25 市 496 H 8. 3.29 市 278 H11. 8.11 市 809	1 12 6,8,10,13 8	32.0	14.1	一低(80,40) 一中 (200,60) 二中 (200,60) 近商 (200,80)	市の団地造成事業区域で、快適な居住環境の確保と良好な市街地の形成を図る。	住宅団地開発事業			● 2種類		● 50	● 200		● 1.5	● 9	○ 屋根 広告	○ 1.2	● S62. 1. 1	
札 18	発寒駅南	S61.11.10 市 967 H 5. 6.25 市 496 H 8. 3.29 市 279 H18. 3.31 市 536	1 12 6,8,13 6,8	4.0	3.8	一住 (200,60) 近商 (300,80)	民間の宅地開発事業区域で、地区特性に応じた土地利用により、良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 2種類			● 180		● 1.0 1.5	● 10	○ 屋根		● S62. 7. 1	
札 19	厚別公園西	S61.12.20 市1103 H 5. 6.25 市 496 H 8. 3.29 市 280 H11. 8.11 市 809	1 12 6,8,13 8	7.3	7.3	一低(80,40) 二低(80,50)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 1種類			● 180		● 1.5	● 9	○ 広告	○ 1.2	● S62. 7. 1	
札 20	平岡美しが丘	S62. 2.10 市 109 S63. 3.31 市 231 H 5. 6.25 市 496 H 8. 3.29 市 281	1 4,9 12 6,8,13	28.4	17.4	一低(80,40) 一住 (200,60) 近商 (200,80) 準工 (200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 4種類		● 50	● 180		● 1.0 1.5 2.0 3.0	● 9	○ 広告	○ 1.2	● H 1. 4. 1	
札 21	羊ヶ丘通ニュータウン	S62. 2.10 市 110 H 2. 3.29 市 228 H 4.10.16 市 862 H 5. 6.25 市 496 H 8. 3.29 市 282 H11. 5. 7 市 484	1 4,6,8,9 4,6,8,9 12 6,8,13 6,8,11	87.3	68.7	一低(80,40) 二中 (200,60) 近商 (200,80) 準工 (200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 5種類		● 40 50	● 180		● 1.0 1.5 2.0 3.0	● 9 最低 10	○ 広告	○ 1.2	● S62. 7. 1	
札 22	屯田	S62. 8.10 市 662 H 5. 6.25 市 496 H 8. 3.29 市 283 H18. 3.31 市 537 H19. 2.20 市 205	1 12 6,8,10,13 6,8 9	122.4	89.6	一低(80,40) 二中 (200,60) 一住 (200,60) 準住 (200,60) 近商 (200,80)	市施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 （市施行）			● 4種類		● 40	● 180		● 1.5 2.0 3.0	● 最低 10	○ 屋根	○ 1.2	● S63. 4. 1	
札 23	パークシティ平岡	S62. 8.10 市 663 S63.12.20 市1064 H 3.10. 5 市 822 H 5. 6.25 市 496 H 8. 3.29 市 284 H11. 8.11 市 809 H14.10. 3 市1158 H20. 2.29 市 295	1 4,9 4,9 12 6,8,13 8 4,9 4,9	18.0	12.9	一低(80,40) 二低(80,50)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 1種類			● 180			● 9	○ 広告	○ 1.2	● S63. 4. 1	
札 24	清田東第一	S62.10. 1 市 827 H 5. 6.25 市 496 H 8. 3.29 市 285 H11. 8.11 市 809	1 12 8,10,13 8	14.8	13.1	一低(80,40)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 1種類			● 180		● 1.5 2.0 3.0		○ 広告	○ 1.2	● S63. 4. 1	
札 25	真駒内南第一	S62.10. 1 市 828 H 5. 6.25 市 496 H 8. 3.29 市 286 H11. 8.11 市 809 H24. 8.10 市1916	1 12 8,10,13 8 6,8	25.0	20.6	一低(80,40) 二低(80,50) 二中 (200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 1種類		● 50	● 180		● 1.5 2.0 3.0		○ 屋根 広告	○ 1.2	● S63. 4. 1	

札 26	篠路	S63. 7. 1 市 533 H 8. 3.29 市 287 H24.12. 4 市2864	1 6,8,10 5,10	16.8	11.9	一低(80,40) 二中(200,60) 一住(200,60) 準住(200,60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 （組合施行）			● 2種類			● 180		● 1.5 2.0 3.0			○ 1.2	● H 1. 4. 1	
札 27	上野幌東	S63. 7. 1 市 534 H 5. 6.25 市 496 H 8. 3.29 市 288 H11. 8.11 市 809	1 12 8,10,13 8	7.1	6.9	一低(80,40)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 1種類			● 180		● 1.5 2.0 3.0	● 9	○ 広告	○ 1.2	● H 1. 4. 1	
札 28	藤野	S63. 9.16 市 778 H 3.10. 5 市 823 H 5. 6.25 市 496 H 6. 3. 8 市 138 H 8. 3.29 市 289 H11. 8.11 市 809	1 4,6,8,9 12 8 6,8,13 8	38.3	27.8	一低(80,40) 二低(80,50) 二中(200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 2種類		● 40	● 180 250		● 1.5 2.0 3.0 5.0	● 9 最低 10	○ 屋根 広告	○ 1.2	● H 1. 4. 1	
札 29	金山	S63.12.20 市1062 H18. 3.31 市 538 H24. 8.10 市1917	1 6,8,10 6,8	13.2	12.8	一低(80,40) 二低(80,50) 近商(200,80)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 （組合施行）						● 180		○ 1.5 2.0 3.0		○ 屋根	○ 1.2	● H 1. 4. 1	
札 30	前田西	S63.12.20 市1063 H 5. 6.25 市 496 H 8. 3.29 市 290 H11. 8.11 市 809 H18. 3.31 市 539	1 12 6,8,10,13 8 6,11	32.5	23.7	一低(80,40) 二低(80,50) 二中(200,60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 （組合施行）			● 2種類		● 50	● 180		● 1.5 2.0 3.0		○ 屋根 広告	○ 1.2	● H 1. 4. 1	
札 31	南が丘	H 1. 8.30 市 702 H 4.10.16 市 863 H 5. 6.25 市 496 H 8. 3.29 市 291 H11. 8.11 市 809 H24. 8.10 市1918	1 6,8,10 12 8,13 8 6,8	13.2	8.2	一低(80,40) 二低(80,50) 二中(200,60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 （組合施行）			● 1種類		● 50	● 180		● 1.5 2.0 3.0		○ 屋根 広告	○ 1.2	● H 2. 7. 1	
札 32	北海道教育大学跡地	H 2. 3.29 市 213 H 5. 6.25 市 496 H 8. 3.29 市 292 H11. 8.11 市 809 R 1. 7.11 市3643	1 12 8,13 8 6,8	8.2	3.9	二中(200,60) 準住(300,60) 近商(300,80)	市及び住宅供給公社の大学跡地整備事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	大学移転の跡地利用計画に基づく用途地域の変更			● 2種類		● 40 50			● 3.0 5.0	● 最低 10	○ 屋根	○ 1.2	● H 2. 7. 1	
札 33	東苗穂第一	H 2. 3.29 市 214 H 8. 3.29 市 293	1 6,8,10	10.9	10.4	一低(80,40) 二低(80,50)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）						● 180		● 1.5 2.0		○ 屋根	○ 1.2	● H 2. 7. 1	
札 34	真栄第一	H 2. 3.29 市 215 H 5. 6.25 市 496 H 8. 3.29 市 294 H11. 8.11 市 809	1 12 6,8,13 8	6.6	4.9	一低(80,40) 近商(200,80)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 2種類			● 180		● 1.5 3.0	● 9	○ 広告	○ 1.2	● H 2. 7. 1	
札 35	真栄第二	H 2. 3.29 市 216 H 5. 6.25 市 496 H 8. 3.29 市 295 H11. 8.11 市 809 H22.10. 5 市2136	1 12 8,13 8 9	13.0	10.7	一低(80,40) 準住(200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 3種類	● 100	● 50	● 200		● 1.0 1.5 2.0		○ 屋根 広告	○ 1.2	● H 2. 7. 1	
札 36	真駒内南第二	H 2. 3.29 市 217 H 5. 6.25 市 496 H 8. 3.29 市 296 H11. 8.11 市 809	1 12 8,13 8	12.0	11.2	一低(80,40)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 1種類			● 180		● 1.5 2.0 3.0		○ 屋根 広告	○ 1.2	● H 2. 7. 1	
札 37	石山第一	H 2. 3.29 市 218 H 5. 6.25 市 496 H 8. 3.29 市 297 H11. 8.11 市 809	1 12 8,13 8	5.8	5.2	一低(80,40)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 1種類			● 180		● 1.5 2.0 3.0		○ 広告	○ 1.2	● H 2. 7. 1	
札 38	中の沢	H 2. 3.29 市 219 H 4.10.16 市 864 H 5. 6.25 市 496 H 8. 3.29 市 298 H11. 8.11 市 809 H24. 8.10 市1919 R 1. 7.11 市3644	1 11 12 6,8,13 8 6,8 6,8	36.7	27.5	一低(80,40) 二低(80,50) 二中(200,60) 二住(200,60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 （組合施行）			● 4種類		● 40 50	● 180		● 1.5 2.0 3.0		○ 屋根 広告	○ 1.2	● H 2. 7. 1	
札 39	平和	H 2. 3.29 市 227 H 5. 6.25 市 496 H 8. 3.29 市 299 H11. 8.11 市 809	1 12 8,13 8	5.3	5.1	一低(80,40)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 （組合施行）			● 1種類			● 180		● 1.5 2.0 3.0		○ 屋根 広告	○ 1.2	● H 2. 7. 1	
札 40	新川第一	H 2. 4.25 市 351 H 4.10.16 市 865 H 5. 6.25 市 496 H 6. 6.10 市 440 H 8. 3.29 市 300 H10. 3. 3 市 211 H11. 8.11 市 809 H16. 3. 9 市 289 H28. 6.23 市1904 R 1. 7.11 市3645	2 6,7 12 8 8,13 8 8 6,8 8 6,8	35.6	24.3	一低(80,40) 一住(200,60) 準住(200,60) 近商(200,80) 準工(200,60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 （組合施行）			● 5種類	● 100	● 50	● 180 250 1000		● 1.0 1.5 2.0 3.0 6.0		○ 屋根 広告	○ 1.2	● H 5. 4. 1	
札 41	星の里	H 2. 8.20 市 700 H 5. 6.25 市 496 H 8. 3.29 市 301 H11. 8.11 市 809	1 12 8,13 8	20.7	16.8	一低(80,40) 一住(200,60) 準住(200,60)	組合及び民間による宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 （組合施行） 宅地開発事業 （民間）			● 3種類	● 100	● 50	● 180		● 1.5 2.0 3.0		○ 屋根 広告	○ 1.2	● H 3.11. 1	
札 42	新琴似第一	H 3. 3.28 市 222 H 5. 6.25 市 496 H 8. 3.29 市 302	1 12 6,8,13	11.3	10.4	一低(80,40) 二中(200,60) 準住(200,60) 近商(200,80)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 4種類		● 40	● 180 250		● 1.5 2.0 3.0		○ 屋根	○ 1.2	● H 3.11. 1	
札 43	新琴似第二	H 3. 3.28 市 223 H 5. 6.25 市 496 H 8. 3.29 市 303 H11. 8.11 市 809	1 12 6,8,10,13 8	9.0	8.2	一低(80,40) 一住(200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 2種類			● 180 250		● 1.5 2.0 3.0	● 9	○ 広告	○ 1.2	● H 3.11. 1	
札 44	真栄第三	H 3. 3.28 市 224 H 5. 6.25 市 496 H 8. 3.29 市 304 H11. 8.11 市 809	1 12 6,8,10,13 8	16.6	10.9	一低(80,40) 二低(80,50)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 2種類			● 180 3000		● 1.5 2.0 3.0	● 9	○ 屋根 広告	○ 1.2	● H 3.11. 1	
札 45	西野	H 3. 3.28 市 225 H 5. 6.25 市 496 H 8. 3.29 市 305 H11. 8.11 市 809	1 12 8,13 8	4.8	4.3	一低(80,40)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 1種類			● 180		● 1.5	● 9	○ 屋根 広告	○ 1.2	● H 3.11. 1	
札 46	テクノパーク	H 3. 7.10 市 560 H 5. 6.25 市 496 H 6. 6.10 市 441 H 8. 3.29 市 306 H16. 3. 9 市 292 H19. 2.20 市 206 H28. 6.23 市1905 H30. 4. 1 市1753 R 3. 8. 5 市4773	1 12 8 8,13 8 8 8 8 8	29.3	16.0	準工(200,60)	開静で緑豊かな環境を備えた研究・開発業務地の形成を目指し、良好な市街地の形成を図る。	産業団地開発事業 （市施行）			● 1種類	● 120	● 40	● 800		● 2.0 5.0	● 15			● H 3.11. 1	
札 47	北丘珠第一	H 4. 3.10 市 165	1	5.0	4.7	一低(80,40)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 （組合施行）						● 200		○ 1.5 2.0 3.0		○ 屋根	○ 1.2	● H 5. 4. 1	
札 48	都心南	H 4.10.16 市 845	1	10.2	7.9	商業(800,80)	土地の高度利用の促進と適正な商業業務機能の充実を図り、良好な市街地を形成する。	土地の高度利用				● 600								● H 5. 4. 1	
札 49	都心東	H 4.10.16 市 846	1	17.3	13.7	商業(600,80)	土地の高度利用の促進と適正な商業業務機能の充実を図り、良好な市街地を形成する。	土地の高度利用				● 400								● H 5. 4. 1	
札 50	都心周辺北	H 4.10.16 市 847	1	8.7	8.1	商業(400,80)	土地の高度利用の促進と適正な商業業務機能の充実を図り、良好な市街地を形成する。	土地の高度利用				● 300								● H 5. 4. 1	
札 51	中央東	H 4.10.16 市 850	2	2.8		近商(300,80)	土地の高度利用の促進と沿道にふさわしい商業業務等の充実を図り、快適な市街地を形成する。	土地の高度利用													
札 52	白石中央	H 4.10.16 市 851	2	5.7		近商(300,80)	土地の高度利用の促進と沿道にふさわしい商業業務等の充実を図り、快適な市街地を形成する。	土地の高度利用													
札 53	豊平区役所周辺	H 4.10.16 市 852	2	2.6		近商(300,80)	土地の高度利用の促進と沿道にふさわしい商業業務等の充実を図り、快適な市街地を形成する。	土地の高度利用													
札 54	豊平公園駅周辺 （豊平駅周辺）	H 4.10.16 市 854 H10. 4.13 市 427	2 3	4.3		近商(300,80)	土地の高度利用の促進と沿道にふさわしい商業業務等の充実を図り、快適な市街地を形成する。	土地の高度利用													
札 55	美園駅周辺	H 4.10.16 市 855	2	6.3		近商(300,80)	土地の高度利用の促進と沿道にふさわしい商業業務等の充実を図り、快適な市街地を形成する。	土地の高度利用													
札 56	屯田東	H 4.10.16 市 856 H 5. 6.25 市 496 H 8. 3.29 市 307	1 12 6,8,10,13	46.0	34.1	一低(80,40) 二中(200,60) 一住(200,60) 近商(200,80)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 （組合施行）			● 4種類			● 200 300		● 1.0 1.5 2.0 3.0		○ 屋根	○ 1.2	● H 5. 4. 1	
札 57	北丘珠第二	H 4.10.16 市 857 H 5. 6.25 市 496 H 6. 6.10 市 442 H 8. 3.29 市 308 H11. 8.11 市 809 H28. 6.23 市1906 R 1. 7.11 市3646	1 12 8 8,13 8 8 6,8	2.4	2.3	準工(200,60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 （組合施行）			● 1種類					● 1.0 2.0 3.0		○ 屋根		● H 5. 4. 1	

札 58	モエレ	H 4.10.16 市 858 H 5. 6.25 市 496 H 8. 3.29 市 309	1 12 6,8,13	3.8	3.5	二中(200,60) 一住(200,60) 準住(200,60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 （組合施行）			● 2種類			● 180		● 1.5 2.0 3.0		○ 屋根		● H 5. 4. 1		
札 59	米里東	H 4.10.16 市 859 H 8. 3.29 市 310 H11. 8.11 市 809 H28. 6.23 市1907 R 1. 7.11 市3647	1 6,8 8 8 6,8	7.5	7.2	二中(200,60) 近商(200,80) 準工(200,60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 （組合施行）			● 2種類			● 180		● 1.0 1.5 2.0		○ 屋根		● H 5. 4. 1		
札 60	伏古東	H 5. 3.17 市 184 H 8. 3.29 市 311	1 6,8	6.8	6.4	一低(80,40) 二低(80,50)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 （組合施行）						● 200		● 1.5 2.0 3.0		○ 屋根	○ 1.2	● H 6. 4. 1		
札 61	屯田団地	H 5. 6.10 市 454 H 8. 3.29 市 312 H18. 3.31 市 540	1,12 6,8,13 5,10	36.9	35.5	一低(80,40) 二中(200,60) 準住(200,60)	住宅供給公社開発の既成住宅地について事業効果の維持増進と良好な住環境の保全を図る。	既成住宅市街地の住環境保全			● 2種類			● 200					○ 1.5	● H 6. 4. 1		
札 62	東区東部	H 5. 9.14 市 724 H 8. 3.29 市 313 H12. 9.18 市1044 R 1. 8.31 市4727	1,12 6,8,13 9 6,8,11	69.0	59.6	一低(80,40) 二低(80,50) 二中(200,60) 準住(200,60) 近商(200,80)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 （組合施行）			● 3種類	● 100	● 40 50	● 180 200 300	● 12	● 1.0 1.5 2.0 3.0	● 12	○ 屋根	○ 1.2	● H 6. 4. 1		
札 63	北野団地	H 6. 3. 8 市 135 H 8. 3.29 市 314	1,12 6,8,13	16.9	16.7	一低(80,40) 二中(200,60) 一住(200,60) 近商(200,80)	住宅供給公社開発の既成住宅地について事業効果の維持増進と良好な住環境の保全を図る。	既成住宅市街地の住環境保全			● 4種類	● 100	● 50	● 200		● 1.0	● 10		○ 1.2	● H 7. 4. 1		
札 64	里塚第一	H 6. 3. 8 市 136 H 7. 1.27 市 65 H 8. 3.29 市 315 H11. 8.11 市 809	1 4,8,9 8 8	7.6	7.6	一低(80,40)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 1種類			● 180		● 1.5 2.0 3.0		○ 屋根 広告	○ 1.2	● H 7. 4. 1		
札 65	常盤	H 6. 3. 8 市 137 H 8. 3.29 市 316 H11. 8.11 市 809	1 8 8	3.8	3.6	一低(80,40)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 1種類			● 180		● 1.5 2.0 3.0		○ 屋根 広告	○ 1.2	● H 7. 4. 1		
札 66	篠舞	H 6. 3.29 市 200 H 8. 3.29 市 317 H11. 8.11 市 809 H16. 6.18 市 854	1,12 6,8,13 8 8	18.0	15.0	一低(80,40) 準住(200,60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 （組合施行）			● 3種類	● 100	● 50	● 180		● 1.5 2.0 3.0		○ 屋根 広告	○ 1.2	● H 7. 4. 1		
札 67	米里北	H 6. 6.10 市 439 H 8. 3.29 市 318 H11. 8.11 市 809 H28. 6.23 市1909 R 1. 7.11 市3648	1,12 8,13 8 8 6,8	85.9	74.4	二中(200,60) 準工(200,60)	市施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 （市施行）			● 3種類			● 180 600 1500		● 1.0 1.5 2.0 3.0		○ 屋根		● H 7. 4. 1		
札 68	東苗穂第二	H 6.10.18 市 796 H 8. 3.29 市 319	1,12 6,8,13	13.4	13.0	一低(80,40) 二低(80,50) 二中(200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 1種類		● 50	● 180	● 12	● 1.5 2.0 3.0	● 12	○ 屋根	○ 1.2	● H 7. 4. 1		
札 69	星置通西第二	H 6.10.18 市 797 H 8. 3.29 市 320 H11. 8.11 市 809 H16. 8.19 市1133 H26.12. 5 市3211 R 1. 9.13 市5063	1,12 8,13 8 6,8,11 6,8 6,8,11	26.7	15.9	一低(80,40) 二中(200,60) 一住(200,60) 準住(200,60) 近商(300,80)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 7種類	● 100	● 40	● 180 200	● 12	● 1.0 1.5 2.0 3.0	● 12	○ 屋根 広告	○ 1.2	● H 7. 4. 1		
札 70	新川西	H 8. 3.29 市 326	1	2.9	2.6	二住(200,60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 （組合施行）			● 1種類			● 200		● 1.5 3.0		○ 屋根		● H 8. 7. 1		
札 71	拓北	H 8. 3.29 市 327 H11. 8.11 市 809 H18. 3.31 市 541 H24. 8.10 市1920	1 8 5,6,8,10 6,8	8.0	7.2	一低(80,40) 二低(80,50) 一中(200,60) 一住(200,60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 （組合施行）			● 3種類		● 40	● 180 200		● 1.5 2.0 3.0		○ 屋根 広告	○ 1.2	● H 8. 7. 1		
札 72	厚別公園南	H 8. 3.29 市 328 H 9. 8.29 市 935 H11.11. 5 市1114 H18. 3.31 市 542	1 4,8,9 6,8,11 5,6,8,10	7.5	7.3	一低(80,40) 二低(80,50)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 1種類			● 180		● 1.5 2.0 3.0		○ 屋根 広告	○ 1.2	● H 8. 7. 1		
札 73	里塚第二	H 8. 3.29 市 329 H11. 8.11 市 809	1 8	15.0	10.0	一低(80,40) 二低(80,50)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 2種類			● 180		● 1.5	● 9	○ 広告	○ 1.2	● H 8. 7. 1		
札 74	屯田中部	H 8. 8.16 市 935 H 9. 3.28 市 314 H11. 8.11 市 809 H16. 8.19 市1134 H18. 3.31 市 543 H28. 6.23 市1911 H29. 2.14 市 517 H30.10.16 市5466 R 1. 7.11 市3649	1 4,6,8,9 8 6,10 6,8,10 8 9,11 6,11 6,8	140.7	93.8	一低(60,40) 一中(200,60) 一住(200,60) 近商(200,80) 準工(200,60)	公社施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 （公社施行）			● 6種類		● 40 50	● 200 500 1000	● 最低 10	● 1.5 2.0 3.0		○ 屋根 広告	○ 1.2	● H 9. 7. 1		
札 75	新川第二	H 9. 3.28 市 311	1	16.7	13.2	準工(200,60)	市の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	工業団地開発事業 （市施行）						● 500		● 2.0 3.0		○ 屋根		● H 9. 7. 1		
札 76	篠路団地	H 9. 3.28 市 312 H10. 3.31 市 314 H12. 3.31 市 313 H16. 6.18 市 855 R 5.10.13 市4467	1 4,6,8,9 4,6,8,9 4,6,8 4,6,9,11	62.5	45.9	一低(80,40) 二低(80,50) 一中(200,60) 一住(200,60) 近商(200,80) 準工(200,60)	市の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	住宅団地造成事業 （市施行）			● 7種類	● 100	● 50	● 200 500 1000	● 12	● 1.5 2.0 3.0	● 12	○ 屋根	○ 1.2	● H 9. 7. 1		
札 77	上野幌西	H 9. 3.28 市 313 H11. 8.11 市 809	1 8	9.4	9.4	一低(80,40) 二低(80,50) 二中(200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 3種類		● 50	● 180 200	● 9 12	● 1.5 2.0	● 9 12	○ 広告 屋根	○ 1.2	● H 9. 7. 1		
札 78	里塚緑ヶ丘北	H 9. 8.29 市 934 H11. 8.11 市 809 H13. 8.15 市 981 H14. 3.26 市 295 H15. 3. 3 市 257 H20. 8.19 市1281 H26. 8.12 市2191	1 8 4,8,9 4,8,9 4,9 4,9 4,9	36.3	31.0	一低(80,40) 二低(80,50) 近商(200,80)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 2種類			● 180		● 1.5 3.0	● 9	○ 広告	○ 1.2	● H 9.11. 1		
札 79	上篠路小鳩	H10. 7.31 市 811 H18. 3.31 市 545	1 8	7.2	7.2	調整区域	良好な住宅市街地の維持増進を図る。	良好な住宅地市街地の住環境等の保全			○ 1種類	○ 80	○ 50	○ 170		○ 1.0	○ 10	○ 屋根	○ 1.2			§12-5 ハ
札 80	川下	H10. 7.31 市 812 H18. 3.31 市 546	1 8	3.1	3.1	調整区域	良好な住宅市街地の維持増進を図る。	良好な住宅地市街地の住環境等の保全			○ 1種類	○ 80	○ 50	○ 170		○ 1.0	○ 10	○ 屋根	○ 1.2			§12-5 ハ
札 81	真栄第四	H10.11.20 市1296 H11. 8.11 市 809	1 8	1.7	1.7	一低(80,40)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 1種類			● 180		● 1.5		○ 広告	○ 1.2	● H11. 7. 1		
札 82	東米里花園	H10.11.20 市1297 H18. 3.31 市 547	1 8	2.9	2.9	調整区域	良好な住宅市街地の維持増進を図る。	良好な住宅地市街地の住環境等の保全			○ 1種類	○ 80	○ 50	○ 170		○ 1.0	○ 10	○ 屋根	○ 1.2			§12-5 ハ
札 83	東米里東栄	H10.11.20 市1298 H12.11. 8 市1273 H18. 3.31 市 548 H21. 3. 5 市 381	1 9 8 4,9	10.2	10.2	調整区域	良好な住宅市街地の維持増進を図る。	良好な住宅地市街地の住環境等の保全			○ 1種類	○ 80 150	○ 50 60 70	○ 170		○ 1.0	○ 10	○ 屋根	○ 1.2			§12-5 ハ
札 84	真駒内駒岡団地	H10.11.20 市1299 H18. 3.31 市 549	1 8	3.6	3.6	調整区域	良好な住宅市街地の維持増進を図る。	良好な住宅地市街地の住環境等の保全			○ 1種類	○ 80	○ 50	○ 170		○ 1.0	○ 10	○ 屋根	○ 1.2			§12-5 ハ
札 85	中沼	H11. 3. 1 市 198 H18. 3.31 市 550	1 6,8	13.0	13.0	調整区域	良好な住宅市街地の維持増進を図る。	良好な住宅地市街地の住環境等の保全			○ 1種類	○ 80	○ 50	○ 170		○ 1.0	○ 10	○ 屋根	○ 1.2			§12-5 ハ
札 86	北ノ沢静涼苑	H11. 6.23 市 627 H18. 3.31 市 551	1 8	3.4	3.4	調整区域	良好な住宅市街地の維持増進を図る。	良好な住宅地市街地の住環境等の保全			○ 1種類	○ 80	○ 50	○ 170		○ 1.0	○ 10	○ 屋根	○ 1.2			§12-5 ハ
札 87	前田東	H11.11. 5 市1113	1	6.4	6.4	一低(80,40) 一住(200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 1種類			● 180		● 1.5		○ 屋根	○ 1.2	● H12. 1. 1		
札 88	西野西	H11.12. 7 市1237	1	3.5	3.5	一低(80,40)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 1種類			● 180			● 9	○ 屋根 広告	○ 1.2	● H12. 7. 1		
札 89	新川光風園	H11.12. 7 市1238 H18. 3.31 市 552	1 8	2.5	2.5	調整区域	良好な住宅市街地の維持増進を図る。	良好な住宅地市街地の住環境等の保全			○ 1種類	○ 80	○ 50	○ 170		○ 1.0	○ 10	○ 屋根	○ 1.2			§12-5 ハ
札 90	手稲山口	H13. 5.17 市 577 H14.11.12 市1310 H22. 4. 6 市 797 H23. 3.10 市 588 H24. 8.10 市1925 H25. 2.28 市 529 H26. 2.18 市 373 R 3. 3.23 市1739	1 5,10 5,6,8,10 6,8 8 8 4,8,9 6,8	18.2	17.8	一低(80,40) 一住(200,60) 準住(200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）		○ 公1	● 3種類			● 200 300 500		● 1.0 2.0 3.0	● 9 18		○ 1.2	● H13.10.15		(当初イ)
札 91	厚別東	H13. 5.25 市 624	1	5.8	5.5	一低(80,40)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 （組合施行）			● 1種類			● 180					○ 1.2	● H13.10.15		
札 92	川北	H13. 8.15 市 980	1	8.7	8.5	一低(80,40) 二低(80,50)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 （組合施行）			● 1種類			● 180		● 1.5			○ 1.2	● H14. 7.10		

札 93	新川新琴似	H14. 3.19 市 264 H16. 4. 6 市 513	1 6,8,10	9.7	9.0	一低(80,40) 一住(200,60) 準住(200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 3種類	● 100	● 50	● 200 1000 2000		● 1.0 1.5 3.0	● 9 10 15		○ 1.2	● H14. 6.24	（当初イ）
札 94	丘珠藤木川西団地	H14. 3.19 市 265 H16. 3. 9 市 291 H18. 3.31 市 553	1 6,8,9 8	4.0	3.9	調整区域	良好な住宅市街地の維持増進を図る。	良好な住宅地市街地の住環境等の保全			○ 1種類	○ 80	○ 50	○ 170		○ 1.0	○ 10	屋根	○ 1.2		§12-5 ハ
札 95	清田西第一	H14. 3.26 市 293 H24. 8.10 市1921	1 6,8	7.6	5.3	一低(80,40) 一住(200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 2種類	● 80	● 50	● 180		● 1.0 1.5	● 9 10	○ 広告	○ 1.2	● H14. 6.24	
札 96	東雁来第二	H14. 3.26 市 294 H17. 3.29 市 412 H24. 8.10 市1922 H26. 2.18 市 372	1 6,8,9 9 9	210.0	161.4	一低(80,40) 二低(80,50) 一住(200,60) 二住(200,60) 準住(200,60) 近商(200,80) 準工(200,60)	市施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 （市施行）			● 7種類	● 150	● 50	● 180 200 500		● 1.0 1.5 2.0 3.0	● 10		○ 1.2	● H17. 6.27	
札 97	清田西第二	H14.11.12 市1308 H24. 8.10 市1923 R 1. 8.31 市4728	1 6,8 6,8,11	5.4	4.9	一低(80,40) 一住(200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 2種類	● 80	● 50	● 180		● 1.0 1.5	● 10		○ 1.2	● H15. 6.13	
札 98	清田南第一	H14.11.12 市1309	1	25.1	22.1	一低(80,40) 二低(80,50)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 1種類			● 180		● 1.5 2.0 3.0	● 9	○ 広告	○ 1.2	● H15. 6.13	
札 99	真駒内南アートの丘	H15. 3. 3 市 258 H16. 4. 6 市 513	1 6,8	5.1	5.1	一低(80,40)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 2種類			● 200		● 1.5		○ 広告	○ 1.2	● H15. 6.13	（当初イ）
札100	新琴似南	H15. 9. 3 市1189 H16. 8.19 市1131	1 6,8,10	4.5	4.3	一低(80,40) 一住(200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 2種類	● 100	● 50	● 200 500		● 1.0 1.5 3.0	● 9		○ 1.2	● H16. 6.23	（当初イ）
札101	十軒静和	H16. 3. 9 市 290 H17. 8.11 市1130 H18. 3.31 市 554	1 4,9 8	12.0	12.0	調整区域	良好な住宅市街地の維持増進を図る。	良好な住宅地市街地の住環境等の保全			○ 1種類	○ 80	○ 50	○ 170		○ 1.0	○ 10	○ 屋根	○ 1.2		§12-5 ハ
札102	ほしみ駅北口	H16. 4. 6 市 510 R 1. 7.11 市3650	1 6,8	0.7	0.7	近商(300,80)	駅周辺の商業業務機能の充実と周辺環境と調和した市街地の形成を図る。	土地利用の促進			● 1種類									● H16. 6.23	
札103	東苗穂北	H16. 4. 6 市 511	1	4.5	4.3	一低(80,40) 二低(80,50) 一住(200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 3種類	● 100	● 50	● 200		● 1.5	● 9 10	○ 広告	○ 1.2	● H16. 6.23	
札104	小野幌	H16. 4. 6 市 512	1	25.9	25.0	一低(80,40) 二低(80,50)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 2種類			● 180		● 1.5	● 9	○ 広告	○ 1.2	● H16. 6.23	
札105	明日風公園周辺	H16. 8.19 市1132 H20. 5.28 市 803	1 3	35.7	26.5	一低(80,40) 一住(200,60) 準住(200,60) 準工(200,60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 （組合施行）			● 3種類	● 100	● 50	● 180 200 500		● 1.0 1.5 3.0			○ 1.2	● H16.12.28	
札106	石山六区西	H16.10. 8 市1319 H18. 3.31 市 555	1 8	2.4	2.4	調整区域	良好な住宅市街地の維持増進を図る。	良好な住宅地市街地の住環境等の保全			○ 1種類	○ 80	○ 50	○ 200		○ 1.0	○ 10	○ 屋根	○ 1.2		§12-5 ハ
札107	木の花	H16.10. 8 市1320	1	3.6	3.6	二中(200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	都市計画提案			● 2種類			● 165 200			● 12		○ 1.2	● H16.12.28	
札108	南円山６条	H17. 3. 9 市 321	1	1.9	1.8	一住(200,60) 近商(300,80)	良好な住環境の維持・保全を図る。	都市計画提案									● 15			● H17. 6.27	
札109	上北野	H17. 3.29 市 413	1	2.0	1.9	一住(200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 2種類			● 180		● 1.0 1.5	● 12	○ 広告	○ 1.2	● H17. 6.27	
札110	都心創成川東部	H18. 3.31 市 531 H18. 8. 7 市1314 H26. 6. 3 市1523 R 1. 7.11 市3652 R 3. 2.12 市 873 R 4. 7.25 市2972	1 5,10 8,10 6,8 5,10 6,8	40.7	29.6	近商(300,80) 商業(400,80)	土地の高度利用と都市機能の更新により、良好な市街地環境の創出を図る。	宅地開発事業 （民間）				● 300 400 最低 100	● 80		● 50	● 0.5 工作物 設置制 限あり	● 45			● H18. 6.27	§12-8 高度 利用型
札111	ぶろむなーどていね西	H18. 3.31 市 534	1	5.5	5.4	一住(200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 1種類			● 180		● 1.0	● 20			● H18. 6.27	
札112	菊水８条４丁目	H18. 8. 7 市1315 H28. 6.23 市1913	1 8	2.5	2.5	準工(200,60)	市街地の再編整備を推進し、高度利用住宅地としての良好な市街地の形成を図る。	都市計画提案		○ 空1	● 2種類		● 50	● 200 1000		● 2.0 3.0		○ 屋根		● H18.12.27	
札113	西岡公園西	H18. 8. 7 市1316 H22. 4. 6 市 799	1 6,8	4.4	4.4	一低(80,40)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 1種類			● 200		● 1.5		○ 広告	○ 1.2	● H18.12.27	（当初イ）
札114	手稲曙西	H18. 8. 7 市1317 H22. 4. 6 市 798 H24. 8.10 市1924	1 6,8,10 6,8	28.1	25.8	一低(80,40) 準住(200,60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 （組合施行）			● 5種類	● 100	● 40	● 200 500 2000		● 1.5 2.0 3.0		○ 広告	○ 1.2	● H18.12.27	（当初イ）
札115	南あいの里	H18. 9.29 市1577 H24. 8.14 市1929	1 10	49.3	43.9	一低(80,40) 一住(200,60) 近商(300,80)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 （組合施行）			● 6種類			● 180 200 300 500 1000		● 1.0 1.5 2.0	● 15 20			● H18.12.27	
札116	平岡公園南	H18. 9.29 市1578	1	6.8	6.1	一低(80,40) 一住(200,60) 準住(200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 3種類	● 150	● 50	● 180		● 1.0 1.5	● 9 15	○ 広告	○ 1.2	● H18.12.27	
札117	宮の森緑地北	H18.12.13 市1951	1	3.7	2.6	一低(80,40) 近商(200,80)	良好な住宅市街地の維持保全を図る。	都市計画提案									● 15			● H18.12.27	
札118	道庁東	H19. 8.22 市1169 H28. 6.23 市1915	1 8	2.8	0.8	商業(800,80)	都市機能の高度化と重層的な歩行者ネットワーク形成による回遊性の向上や周辺特性に応じた公共的空間を整備することにより、魅力ある都市空間の形成を図る。	都市計画提案		○ 広4 空3	● 1種類			● 1000				○ 外観 広告		● H19.10.25	§12-11 立体道路
札119	大通交流拠点	H19. 8.22 市1170 H20.10.16 市1634 H22.12. 2 市2488 H28. 6.23 市1922 H30. 4. 1 市1761 R4.12.16 市5059	1 8,9 8 8 8 4,6,8,9	3.8	1.2	商業(800,80)	都心の中心部に位置した商業地であり、駅前通と大通の交わる「大通交流拠点」としてにぎわいとくつろぎの都市空間の創出と魅力ある都市景観の形成を図る。	都市計画提案		○ 広4 空5	● 2種類	● 800 1050 最低 300	● 80	● 500	● 400	● 2.0 3.0 工作物 設置制 限あり	● 60 100	○ 外観 広告		● H19.10.25	§12-8 高度利用 §12-10 街並誘導 §12-11 立体道路
札120	札幌ハイテクヒル真栄	H19.10. 3 市1395 H22. 4. 6 市 800	1 4,6,9	42.5	19.5	工業(200,60)	閑静で緑豊かな環境を備えた研究・開発・業務地区の形成を目指し、周辺環境と調和した市街地の形成を図る。	産業団地開発事業 （市施行）			● 1種類					● 5.0 10.0	● 20	○ 広告		● H20. 3.12	（当初イ）
札121	札幌アートヴィレッジ	H19.10. 3 市1396	1	3.8	3.8	調整区域	新しい芸術文化を創造するとともにし個性ある産業の育成を図るため、周辺環境と調和した市街地の形成を図る。	産業団地開発事業 （市施行）			● 1種類	● 120	● 40			● 3.0 5.0	● 15	○ 広告		● H20. 3.12	§12-5 イ
札122	南円山第二	H20. 6.18 市 939 H22.12. 2 市2489	1 4,9	2.4	2.4	一住(200,60)	住環境の維持・保全を図る。	都市計画提案									● 15			● H20.10.20	
札123	札幌駅前通北街区	H20.12. 3 市1868 H26. 2.18 市 374 H28. 6.23 市1924 R 2. 7.31 市4342 R 4. 3. 8 市 862	1 6,8 8 8 11	6.3	4.6	商業(800,80)	市のメインストリートとして魅力ある都心空間の創出を図る。	都市計画提案			● 1種類	● 800 1200 最低 300	● 80	● 100	● 80	● 0.5 工作物 設置制 限あり	● 56 60 80	○ 外観 広告		● H21. 3.11	§12-8 高度利用 §12-10 街並誘導 §12-11 立体道路
札124	南平岡２条	H21. 3. 5 市 382	1	2.4	2.4	一住(200,60) 準工(200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と緑豊かでうるおいのある良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 1種類	● 100	● 50	● 180		● 1.0 1.5	● 12			● H21.12.24	
札125	JR琴似駅周辺	H21. 9. 3 市1426 H28. 6.23 市1916	1 8	8.7	7.3	一住(200,60) 準住(300,60) 商業(400,80) 準工(200,60)	地域中心核としての良好な市街地環境の維持・増進を図る。	都市計画提案	○	○ 広2 空20	● 5種類			● 500		● 2.0 2.5 3.5 5.0 5.25 5.5 22.5 工作物 設置制 限あり	● 15 60 100 130	○ 屋根		● H21.12.24	
札126	北星置	H22. 4. 6 市 801	1	10.9	9.8	一低(80,40) 準住(200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と緑豊かでうるおいのある良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 （民間）			● 4種類	● 100	● 50	● 200 500 1000		● 2.0 3.0	● 9		○ 1.2	● H22. 4. 6	
札127	新川北	H22. 4. 6 市 802 H25. 2.28 市 530	1 8	4.7	4.4	調整区域	緑豊かで良好な市街地の形成を図る。	一体的かつ効率的な市街化への誘導			○ 1種類	○ 80	○ 40	○ 180		○ 1.0 1.5	○ 10	○ 広告	○ 1.2		§12-5 ロ
札128	清田・真栄	H22. 4. 6 市 803 H23. 6.15 市1325 H30. 4. 1 市1757 R 3. 3.23 市1740	1 6,8,11 8 4,9	18.0	14.7	調整区域	緑豊かで良好な市街地の形成を図る。	一体的かつ効率的な市街化への誘導			● 2種類	○ 200	○ 60	● 300 500		● 1.0 3.0	● 33			● H23.10. 5	§12-5 ロ

札129	前田公園南	H22. 4. 6 市 804 H22. 10. 5 市2137 H24. 8. 10 市1926 H25. 2. 28 市 531 H30. 4. 1 市1758 R 3. 3. 23 市1740	1 6,8,11 8 8 8 6,8	5.4	5.4	一低(80,40) 二中(200,60) 近商(200,80)	緑豊かで良好な市街地の形成を図る。	一体的かつ効率的な市街化への誘導	○		○ 3種類			○ 180 500		○ 1.0 1.5 3.0		○ 広告	○ 1.2		(当初ロ)
札130	曙１１条２丁目	H22. 6. 9 市1388 H24. 8. 10 市1927 H25. 2. 28 市 532	1 8 8	7.2	7.2	調整区域	緑豊かで良好な市街地の形成を図る。	一体的かつ効率的な市街化への誘導			○ 3種類	○ 80 200	○ 40 60	○ 180 500		○ 1.0 1.5 3.0	○ 10 18	○ 広告	○ 1.2		§12-5 ロ
札131	東米里厚生	H22. 8. 5 市1775	1	1.1	1.1	調整区域	良好な住宅市街地の維持増進を図る。	良好な住宅地市街地の住環境等の保全			○ 1種類	○ 80 100	○ 50 60	○ 170		○ 1.0	○ 10	○ 屋根	○ 1.2		§12-5 ハ
札132	東月寒向ヶ丘	H24. 8. 10 市1929 R 1. 6. 6 市2884	1 6,8,11	61.6	61.0	一住(200,60)	周辺の市街地や自然環境と調和のとれた良好な土地利用を図る	現況の土地利用状況に対応した用途地域の変更			● 2種類			● 200 1000		● 6.0				● H24. 8.10	
札133	篠路９条６丁目	H24.12. 4 市2865	1	1.3	1.2	一住(200,60)	医療機能の維持・増進を図りつつ、良好な市街地環境の維持を図る。	都市計画提案			● 1種類	● 60		● 1000		● 1.0 2.5 3.5 4.0 9.0 16.0	● 16			● H24.12.13	
札134	南２西３南西	H25.12. 6 市3153 H28. 6.23 市1917 H30. 4. 1 市1754	1 8 8	0.6	0.4	商業(800,80)	商業・業務・居住機能等の複合的な土地利用を図るとともに、都心商業地として魅力ある都市空間の形成を図る。	市街地再開発事業		○ 広3 空2	● 1種類							○ 外観 広告		● H26. 5.30	
札135	創世交流拠点	H26. 2.18 市 371 H28. 6.23 市1918 H30. 4. 1 市1755	1 8 8	2.0	1.2	商業(800,80)	文化芸術機能、交流機能等の導入による都市機能の高度化を図るとともに、魅力ある都心空間の形成を図る。	市街地再開発事業		○ 広3 空4	● 1種類							○ 外観 広告		● H26. 5.30	
札136	北８西１	H26. 8.22 市2309 H28. 6.23 市1919 H29. 9.26 市3789 H30. 4. 1 市1756	1 8 8 8	2.0	1.2	商業(700,80)	商業・宿泊・業務・居住機能等の複合的な土地利用を図るとともに、魅力ある都心区間の形成を図る。	市街地再開発事業		○ 広1 空5	● 1種類					● 2.5 4.0 6.0 9.0 30.0 45.0				● H26.12.11	
札137	北５条西８丁目	H26. 9.26 市2602 R 4. 3. 8 市 861	1 8	1.7	1.4	一住(200,60)	自然環境の保全と都心にふさわしい土地の有効活用とが調和した質の高い都心空間の創出を図る。	都市計画提案		○ 緑2 空1						● 25.0～ 40.5 40.5 49.0 x-80	● 100			● H26.12.11	
札138	北４東６周辺	H27. 3.26 市 866 H28. 6.23 市1920 H28.11.25 市3562	1 8 6,8	4.1	3.8	近商(300,80) 商業(400,80)	居住、商業、医療・福祉等の複合的な土地利用を図るとともに、中央体育館及び自立分散型エネルギー供給拠点の整備、オープンスペースの創出、歩行者ネットワークの強化などにより、地区特性にふさわしい市街地の形成を図る。	市街地再開発事業		○ 緑1 広2 空7	● 3種類					● 2.0 4.5 6.0 8.5 9.0 14.0 21.0 31.0 33.0 36.0 64.0 x-54 x-100 x-106	● 70	○ 外観		● H27. 7.17	
札139	農試公園東	H28. 8.19 市2504	1	19.1	6.9	一中(200,60)	地域における防災機能の強化や地区内における一体的な土地利用を目指すとともに、周辺住宅市街地と調和の取れた良好な住宅市街地の形成を図る。	都市計画提案	○	○ 公1	● 3種類			● 180 200		● 1.0 1.5 2.0 3.0	● 12 18	○ 屋根	○ 1.2	● H28.12.13	
札140	東月寒向ヶ丘第二	H29. 2.14 市 516 R 6.12.19 市5129	1 6,8	12.3 (7.9)	12.3	一住(200,60) 二住(200,60)	地下鉄駅に近接する利便性の高い立地環境を踏まえた機能の複合化や高次機能交流拠点として機能の高度化・集積を図るとともに、今後も公益性が高く周辺の住宅地や自然環境と調和の取れた土地利用を図る。	施設廃止に伴う土地利用方針の策定	○ (1号)	○ 緑2 広1 緑1(1号)	● 2種類			● 1000 70000		● 25.0 155.0				● H29.10.4	§12-5④ 開発整備促進区
札141	北6東3丁目周辺地区	H30. 8.17 市4720 R 3. 3.23 市1742	1 6,9	4.3	3.5	商業(600,80)	商業や業務、居住機能等の当地区にふさわしい都市機能の集積による複合的な土地利用を図るとともに、歩行者ネットワークの形成などにより、魅力ある都市空間の形成を図る。	都市計画提案		○ 空8 緑3 公園1	● 2種類	● 400 500 最低 150	● 80	● 1000	● 200	● 1.5 3.5 5.0 6.5 10.0 16.0 37.0	● 60 100			● H30.12.13	
札142	宮の沢中央	R 2. 4. 1 市1753	1	60.3	29.0	一住(200,60)	地域特性を踏まえたまちづくりを推進するため景観まちづくり指針と連携し、住環境の維持・保全を図	モデル地区としてのまちづくりのルール等の策定									● 15			● R 2. 4. 1	
札143	南4西4丁目南	R 2. 7.31 市4341	1	1.0	0.6	商業(800,80)	交通結節点の玄関口として、商業や宿泊機能等を導入した複合的な土地利用を図るとともに、都心内の回遊を支える多様なスペースの確保などにより魅力ある都市空間の形成を図る。	都市計画提案		○ 空3 広3	● 1種類	● 970 最低 300	● 80	● 1000	● 200	● 1.0 0.5		● 外観 広告		● R 2. 7.31	§12-8 高度利用
札144	北1条西5丁目	R 2.10. 1 市5451	1	1.7	0.9	商業(800,80)	商業や業務、宿泊機能など、都心にふさわしい都市機能の集積による複合的な土地利用や重層的な回遊ネットワークの形成などにより風格ある魅力的な都心空間の形成を図る。	都市計画提案		○ 空1 広3	● 1種類	● 1200 最低 300	● 80	● 500	● 200	● 0.5		● 外観 広告		● R 2.10. 1	§12-8 高度利用
札145	大通Tゾーン札幌駅前通	R 3.12.15 市6773	1	2.9	1.9	商業(800,80)	中心商業地ならではの路面の魅力と価値を高め、特徴的で魅力ある都心空間を創出する。	都市計画提案			● 1種類	● 1200 最低 300	● 80	● 500	● 400	● 3.0 1 0.5	● 60 100	● 外観 屋上工作物 共同施設		● R 3.12.15	§12-8 高度利用
札146	北4西3	R 4. 3. 8 市 860	1	1.7	1.3	商業(600,80)	札幌駅前通に対する地上と地下レベルでのにぎわいの連続性や、札幌駅南口駅前広場の空間の連続性や広がり感の確保に配慮した街並み形成を図るとともに、民間敷地を活用した通行空間の整備や敷地内外の地下歩行者ネットワーク整備による交通結節機能強化、札幌都心のにぎわいや活力を創出する高度な都市機能集積を図り、魅力ある都市空間の形成を図る。	都市再生特別地区内の開発促進			● 1種類							● 外観 屋上工作物		● R 4. 3. 8	
札147	札幌駅周辺	R 4.10. 3 市3867	1	12.6	2.8	商業(700,80) 商業(800,80)	交通結節点の機能強化を図ると共に、札幌駅前広場を中心とした札幌の新たな顔となる街並みの形成を図る。	特定都市再生緊急整備地域において、地域整備方針に適合し、都心のまちづくりの進展に貢献する建築物の建築を誘導するため		○ 広1 空6	● 2種類							● 外観		● R 4.12.13	§12-11 立体道路
札147	澄川6条丁目	R 4.12.16 市5057	1	3.9	3.4	二中高(200,60)	澄川団地の再編とあわせて、地域交流拠点の後背地としての生活利便性の向上や良好な居住環境の維持を図る。	団地再生事業による土地利用転換		○ 空1	● 2種類			● 最低 165 1000		● 1.0 1.5				● R 5. 2.28	
札148	琴似本通	R 4.12.16 市5058	1	24.6	20.0	商業(400,80)	都市計画道路「琴似・栄町通」沿いににぎわいを生む機能を誘導するとともに、地域交流拠点にふさわしいにぎわい創出を図る。	都市計画道路「琴似・栄町通」において、地域交流拠点にふさわしいにぎわい創出を図るため。			● 1種類	● 400 600 最低 100	● 80		● 最低 50	● 0.5				● R 5. 2.28	§12-8 高度利用
札149	平岡3条5丁目	R 5. 2.27 市 943	1	32.6	30.6	二中高(200,60) 近商(200,80)	拠点機能の向上に向け、土地の高度利用を図るとともに、緑豊かでにぎわいのある市街地の形成を図る。	「地域交流拠点清田の拠点機能向上に向けた官民連携によるまちづくりの基本的な考え方」で示された方向性に沿った取組を推進するため。	○	○ 公園1 緑地2 広2 空1	● 2種類			● 129000		● 10.0	● 10 27			● R 5. 2.28	
札150	時計台周辺	R 5.10.13 市4468	1	2.3	1.3	商業(800,80)	「時計台周辺地区まちづくりガイドライン」の実現を推進することにより、時計台を中心とした魅力ある都心空間の創出を図る。	都心機能強化に資する高次な都市機能や沿道機能の導入、時計台との調和のとれた景観の形成、時計台と大通公園を結ぶ連続したオープンスペースの創出などを図るため。		○ 広1	● 1種類	● 800 1200 最低 300	● 80	● 1000	● 800	● 1.0 2.0 3.0 5.0 12.0	● 50 85 100	○ 外観	○ 禁止	● R 5.12.12	
札151	平岸駅周辺	R 5.12.14 市5563	1	16.6	12.8	近商(300,80) 商業(400,80)	魅力的なオープンスペースの創出を促し、地域の中心的な拠点としての賑わい創出を図る。	平岸通及び白石・中の島通沿いに商業機能などのにぎわいを生む機能を誘導するため。			● 1種類	● 300 400 450 600 最低 100	● 80		● 50	● 0.5				● R 5.12.12	

札152	真駒内駅前地区	R 7. 3. 7 市 948	2	7.9		近商(200, 80)	「真駒内駅前地区まちづくり計画」の実現に向け、みどりとにぎわいが感じられる街並みの形成や歩行者ネットワークの構築などの取組を進めることにより、地区の拠点にふさわしい市街地の形成を図る。	都市機能の集積、公共空間の充実及び交通結節機能の再編並びに民間事業者による企画提案を踏まえた計画とするため。															

● 江別市

番号	地区の名称 (当初地区の名称)	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因 (*1)	面積 (ha)	地区整備計画面積 (ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の勤因	地区施設		建築物等 (*3)										建築条例施行年月日 (*4)	備考
									道路	公園広場 (*2)	用途	容積率 (%)	建蔽率 (%)	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	壁面位置 (m)	高さ (m)	形態意匠	塀柵 (m)		
江 1	いずみ野・元江別 (対雁)	H 4.10.16 市 79 H 5. 6.25 市 35 H 8. 3.29 市 34 H12. 3.31 市 37 H22. 7.27 市134 R 1.10.31 市124	1 12 6, 8, 13 3, 4, 6, 8, 9 6, 8, 9 6, 8, 11	44.0	39.3	一低(60, 40) 一中(200, 60) 二中(200, 60) 一住(200, 60)	宅地開発事業の事業効果の維持増進とうるおいのある住宅市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			● 4種類			● 200 230		● 3.0			○ 1.2	● H 4.10.16	
江 2	野幌東	H 6. 3.29 市 15 H 8. 3.29 市 34 H23. 6.28 市126	1, 12 6, 8, 13 10	23.5	21.2	一低(60, 40) 二中(200, 60) 準住(200, 60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)			● 2種類			● 200 230		● 3.0			○ 1.2	● H 6. 3.29	
江 3	東江別	H 6.10.18 市 74 H 8. 3.29 市 34	1, 12 6, 8, 13	38.4	35.3	一低(60, 40) 一中(200, 60) 一住(200, 60) 準住(200, 60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)			● 5種類			● 200 230		● 3.0			○ 1.2	● H 6.12.22	
江 4	上江別南	H 6.10.18 市 74 H 8. 3.29 市 34 H20. 2.29 市 17	1, 12 6, 8, 13 10	79.1	70.7	一低(60, 40) 一中(200, 60) 二中(200, 60) 一住(200, 60) 準住(200, 60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)		○ 緑1	● 5種類			● 200 230		● 3.0			○ 1.2	● H 6.12.22	
江 5	中央	H 8. 3.29 市 33	1	69.1	64.5	一低(60, 40) 一中(200, 60) 二中(200, 60) 一住(200, 60) 準住(200, 60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)			● 4種類			● 200 230		● 3.0			○ 1.2	● H 8. 3.29	
江 6	豊幌中央東	H 8. 3.29 市 33	1	13.6	11.9	一低(60, 40) 近商(200, 80) 準工(200, 60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)			● 3種類			● 200 230		● 3.0			○ 1.2	● H 8. 3.29	
江 7	豊幌中央西	H 8. 3.29 市 33	1	16.1	13.8	一低(60, 40) 近商(200, 80) 準工(200, 60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)			● 3種類			● 200 230		● 3.0			○ 1.2	● H 8. 3.29	
江 8	江別太	H11. 5. 7 市 44 R 1.10.31 市124	1 6, 8	4.5	4.4	一低(60, 40) 二中(200, 60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進とうるおいのある住宅市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			● 2種類			● 200 230		● 3.0			○ 1.2	● H11. 6.30	
江 9	元江別中央	H12. 3.31 市 36	1	4.9	4.4	二住(200, 60) 準住(200, 60)	周辺住居環境との調和を図りつつ、生活利便施設等を計画的に誘導し健全な住区環境の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			● 2種類					● 6.0	● 12			● H12. 6.23	
江 10	大麻１６丁目	H12. 3.31 市 36	1	18.1	17.6	一低(60, 40) 準住(200, 60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)			● 2種類			● 200 230		● 3.0			○ 1.2	● H12. 6.23	
江 11	上江別高台	H19.11. 6 市147 H20. 2.29 市 17 R 1.10.31 市124	1 8 6, 8	11.5	10.6	二住(200, 60) 準住(200, 60)	周辺市街地と調和を図りつつ、日常生活利便施設等を計画的に誘導し、周辺地域の利便性向上を図る。	宅地開発事業 (民間)			● 2種類			● 230						● H19.11. 6	
江 12	大麻	H28. 2.10 市 16	1	8.2	8.2	調整区域	周辺の農業環境と調和を図りつつ、交通利便性の高さを活かし、地域の産業振興やまちの魅力に寄与する土地利用を図る。	宅地開発事業 (民間)			● 1種類			● 1,000		● 3.0 5.0	● 10 5+1.25x			● H28. 3.29	§12-5 イ
江 13	大麻元町	R 1.10.31 市123	1	3.5	3.5	調整区域	周辺の農業環境と調和を図りつつ、市民が生涯にわたって活躍できる仕組みを整え、活力ある地域づくりを行うための土地利用を図る。	宅地開発事業 (民間)			● 1種類			● 1,000		● 3.0	● 12			● R1.12.17	§12-5 ロ

● 北広島市

番号	地区の名称 (当初地区の名称)	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因 (*1)	面積 (ha)	地区整備計画面積 (ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の勤因	地区施設		建築物等 (*3)										建築条例施行年月日 (*4)	備考
									道路	公園広場 (*2)	用途	容積率 (%)	建蔽率 (%)	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	壁面位置 (m)	高さ (m)	形態意匠	塀柵 (m)		
広 1	希望ヶ丘 (北輪厚)	H 3. 3.28 町 24 H 3. 9.10 町 94 H 5. 5.10 町 70 H 8. 3.29 町 42 H 8.11.27 市144 H11. 5. 7 市 54 H25. 3.29 市 48 H28.12.16 市241	1 3, 4, 6, 8, 9 12 6, 8, 13 6, 8, 11 8 6, 8 3, 6, 8	30.3	24.9	一低(60, 40) 二中(200, 60) 二住(200, 60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と居住環境の悪化を防止し良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			● 2種類			● 200 300		● 1.0 1.5 3.0		○ 広告	○ 1.2	● H 3.11. 1	
広 2	柏葉台団地南第１	H 3. 5.28 町 56 H 6. 3.22 町 29 H 8. 3.29 町 48 H27.12.18 市279	2 4, 7, 12 6, 8, 13 3, 6, 8	6.1	5.7	一低(60, 40) 二低(80, 50) 近商(200, 80)	組合施行の土地区画整理事業の事業施行及び建築行為を適正に誘導し、良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)		○ 公1	● 2種類			● 200		● 3.0		○ 広告	○ 1.5	● H 6. 7.10	
広 3	元町	H 4.10.16 町116 H 5. 5.10 町 70 H 8. 3.29 町 44 H28.12.16 市243	1 12 13 3, 6, 8	1.1	0.7	近商(200, 80)	居住環境の悪化を防止し、安全で快適な商業・業務市街地の形成を図る。	利便施設機能の維持・増進			● 1種類			● 180		● 1.5		○ 色彩		● H 5. 1. 1	
広 4	広島	H 4.10.16 町117 H 5. 5.10 町 70 H 8. 3.29 町 43 H28.12.16 市242	1 12 13 3, 6, 8	3.7	3.4	近商(200, 80) 商業(400, 80)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と安全で快適な商業業務市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			● 1種類			● 300		● 1.5		○ 色彩		● H 5. 1. 1	
広 5	北広島駅東	H 4.10.16 町118 H 5. 5.10 町 70 H 8. 3.29 町 45 H28.12.16 市244	1 12 13 3, 6, 8	11.8	9.5	近商(200, 80) 近商(300, 80) 商業(400, 80)	市施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と市の中心地にふさわしい市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (市施行)			● 3種類			● 180 300		● 1.0 1.5 3.0		○ 色彩		● H 5. 1. 1	
広 6	大曲東	H 4.10.16 町119 H 5. 5.10 町 70 H 8. 3.29 町 46 H28.12.16 市245	1 12 6, 8, 13 3, 6, 8	7.1	4.6	一低(60, 40) 準住(200, 60) 近商(200, 80)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			● 4種類			● 180 200 300		● 3.0		○ 広告	○ 1.5	● H 5. 1. 1	
広 7	大曲通	H 5. 9.14 町 99 H 8. 3.29 町 47 H28.12.16 市246	1, 12 6, 8, 13 3, 6, 8	43.3	36.3	一低(60, 40) 一中(200, 60) 一住(200, 60) 準住(200, 60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			● 4種類			● 200 300		● 1.0 1.5 3.0 7.0 20.0		○ 広告	○ 1.5	● H 6. 1. 1	
広 8	柏葉台団地南第２	H 6. 3.29 町 38 H 9. 3.13 市 23 H27.12.18 市280	2 6, 7 3, 6, 8, 10	8.5	8.3	一低(60, 40) 二低(80, 50)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)		○ 公2 緑2	● 1種類			● 200		● 1.5		○ 色彩	○ 1.2	● H 6. 7.10	
広 9	大曲のぞみ野	H 6. 9.28 町 98 H 8. 3.29 町 49 H 9. 3.13 市 22 H27.12.18 市281	1, 12 8, 13 4, 9 3, 6, 8	4.9	4.9	一低(60, 40) 二低(80, 50) 一住(200, 60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)		○ 公1 緑7	● 1種類			● 180				○ 広告	○ 1.5	● H 7. 1.15	
広 10	北広島団地白樺	H 7. 9.28 町111 H 8. 3.29 町 51	1, 12 8, 13	3.1	3.1	一低(60, 40)	道の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業			● 1種類			● 220		● 1.5		○ 広告	○ 1.2	● H 8. 3.29	
広 11	東部中学校	H 7.10.20 町125 H 8. 3.29 町 52 H28.12.16 市247	1, 12 6, 8, 13 3, 6, 8	26.9	23.9	一低(60, 40) 一中(200, 60) 近商(200, 80)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)		○ 公2 緑4	● 3種類			● 200 300		● 1.5 3.0		○ 広告	○ 1.2	● H 8. 3.29	
広 12	虹ヶ丘	H 7.10.20 町126 H 8. 3.29 町 50 H27.12.18 市282	1, 12 6, 8, 13 3, 6, 8	43.3	35.0	一低(60, 40) 二低(80, 50) 一中(200, 60) 近商(200, 80)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)		○ 緑2	● 3種類			● 200 300		● 3.0		○ 広告	○ 1.2	● H 8. 3.29	
広 13	大曲柏葉	H 8. 3.29 町 53 H11. 5. 7 市 53	1 8	1.0	1.0	一低(60, 40)	道住宅供給公社の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (公社施行)		○ 緑1	● 1種類			● 290		● 1.5		○ 広告	○ 1.2	● H 8. 3.29	
広 14	希望ヶ丘第２	H 9. 9.26 市 89 H27.12.18 市283 H28.12.16 市248 R 1. 7.16 市 61	1 3, 6, 8, 10 6, 8 8	10.1	8.6	一低(60, 40) 二低(80, 50) 二中(200, 60) 準工(200, 60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)		○ 公1	● 2種類			● 200 300		● 1.5 3.0		○ 広告	○ 1.2	● H10. 1.14	
広 15	中の沢	H17.12. 1 市189	1	11.2	8.9	準工(200, 60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と幹線道路沿道にふさわしい商業・業務系の市街地形成を図る。	宅地開発事業 (民間)		○ 緑1				● 300		● 3.0		○ 色彩		● H18. 3.31	
広 16	西の里	H18. 3.31 市 57 H28.12.16 市249	1 3, 6, 8	11.3	10.7	一中(200, 60) 一住(200, 60) 近商(200, 80)	良好な住環境の維持・保全及び周辺地区と調和のとれた良好な市街地の形成を図る。	市街化区域編入			● 3種類						● 10			● H18. 3.31	
広 17	北広島団地松葉町	H18. 9.29 市 59 H28.12.16 市250	1 3, 6, 8	5.9	4.9	一低(60, 40)	住宅の大型化への対応、建築敷地の細分化を防止し、地区にふさわしい良好な住宅地の形成を図る。	用途地域の変更 (容積率の変更)		○ 公1 緑1	● 1種類			● 220				○ 広告	○ 1.2	● H18.10.26	

番号	地区の名称（当初地区の名称）	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因(*1)	面積(ha)	地区整備計画面積(ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の勤因	地区施設 道路	地区施設 公園広場(*2)	建築物等(*3) 用途	容積率(%)	建蔽率(%)	敷地面積(㎡)	建築面積(㎡)	壁面位置(m)	高さ(m)	形態意匠	垣柵(m)	建築条例施行年月日(*4)	備考
広 18	大曲幸	H19. 2.20 市102 H28.12.16 市251 R 1. 7.16 市 62 R 5. 9.28 市179	1 3,6,8 8 8	41.9	32.4	二中(200,60) 近商(200,80) 準工(200,60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（組合施行）			● 3種類			● 180 300		● 1.5 3.0		○ 色彩		● H19. 4. 4	
広 19	北広島団地青葉町	H27.12.18 市284 R 5. 9.28 市180	1 8	1.8	1.6	一中(200,60)	公共施設の廃止に伴い、土地の有効活用を行うために用途地域を変更するとともに、周辺の住環境の保全を図る。	土地利用転換を図るための用途地域の変更		○ 緑1						● 1.5 13.0	● 5+x	○ 色彩		● H27.12.18	
広 20	運動公園地区	R 3.3.23 市211 R 6.12.10 市175	1 4,8,11	40.1	36.6	商業(400,80)	球場建設を核としたボールパークの事業効果の増進を図り、適正な商業施設等の誘導を進め、地区にふさわしい市街地の形成を図る。	土地利用転換を図るための用途地域の変更	○	○ 緑1 広2	● 3種類			● 300		● 1.5 3.0	● 70	○ 色彩		● R 3. 3.23	§12-11 立体道路
広 21	北広島駅西地区	R 4.12.16 市191	1	4.8	1.2	一住(200,60)	駅西口周辺エリア活性化事業の事業効果の維持、増進を図り建築物の用途の混在や敷地の細分化などによる環境悪化を未然に防止し、適正な商業施設等の誘導、配置を進め、当市の中心地にふさわしい市街地の形成を図る。	用途地域の変更	○	○ 広2 空1	● 2種類			● 300 180				○ 色彩		● R 4.12.16	§12-11 立体道路

● 石狩市

番号	地区の名称（当初地区の名称）	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因(*1)	面積(ha)	地区整備計画面積(ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の勤因	地区施設 道路	地区施設 公園広場(*2)	建築物等(*3) 用途	容積率(%)	建蔽率(%)	敷地面積(㎡)	建築面積(㎡)	壁面位置(m)	高さ(m)	形態意匠	垣柵(m)	建築条例施行年月日(*4)	備考
石 1	緑苑台ニュータウン（上花畔）	H 1. 2. 6 町 6 H 6. 7. 1 町 22 H 8. 3.29 町 17 H17. 3.29 市 17 H20.10.10 市 70 H30. 4. 1 市 24 R 5.10. 2 市 43	2 3,6,7,12 6,8,13 6,8 6,8 8 9	177.6	67.2	一低(60,40) 二低(80,50) 一中(200,60) 一住(200,60) 二住(200,60) 近商(200,80)	民間の宅地開発事業が進められており、事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 7種類	● 60	● 40	● 200 300 500		● 1.5 3.0		○ 広告	○ 1.2	● H 6.10. 1	
石 2	花川北１条６丁目	H 1.10. 5 町 51 H 3. 3.28 町 14 H 5. 6.25 町 19 H 8. 3.29 町 14	2 6,7 12 6,8,13	12.0	4.5	一低(80,50) 一中(200,60) 準住(200,60)	組合施行の土地区画整理事業が進められており、事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（組合施行）			● 2種類			● 165 400		● 3.0		○ 広告	○ 1.2	● H 3. 4. 1	
石 3	花川北	H 2.12. 1 町 42 H 5. 6.25 町 19 H 8. 3.29 町 13 H20. 2.29 市 18 H24. 3.28 市 10 H26. 3.27 市 15 H26. 9.30 市 51 H30. 4. 1 市 22	1 12 6,8,11,13 8 10 6,8 6,8 8	234.4	187.8	一低(80,50) 二低(80,50) 一中(200,60) 二中(200,60) 一住(200,60) 二住(200,60) 近商(200,80) 商業(400,80)	住宅団地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の保全を図る。	新住宅市街地開発事業（公社施行）			● 5種類			● 200				○ 広告	○ 1.5	● H 3. 1. 1	
石 4	花川南６条５丁目	H 3. 3.28 町 11 H 6.12. 1 町 39 H 8. 3.29 町 18	2 6,7,12 6,8,13	20.7	5.1	一中(200,60) 二中(200,60) 一住(200,60) 二住(200,60)	組合施行の土地区画整理事業が予定されており、周辺地域と調和のとれた良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（組合施行）			● 2種類			● 165 200		● 1.0 2.0	● 12		○ 1.2	● H 7. 4. 1	
石 5	石狩都心	H 3. 9.10 町 34 H 5. 6.25 町 19 H 5.11.22 町 27 H 6.12. 1 町 38 H 8. 3.29 町 15 H17. 3.29 市 18 H21. 3.27 市 16 H26. 9.30 市 52 R 1.10. 1 市 22	1 12 8,9 9 6,8,9,13 8 8,11 6,8,11 6,8,11	96.5	77.9	一中(200,60) 二中(200,60) 一住(200,60) 二住(200,60) 近商(200,80) 商業(400,80) 準工(200,60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（組合施行）			● 3種類			● 180 200		● 1.0 2.0 3.0	● 12		○ 1.2	● H 3.10.15	
石 6	樽川中央	H 4.10.16 町 33 H 6. 3.29 町 12 H 8. 3.29 町 16 H30. 4. 1 市 23	2 6,7,12 6,8,9,13 8	45.7	35.1	一低(60,40) 二低(80,50) 一中(200,60) 二中(200,60) 近商(200,80)	個人施行の土地区画整理事業の事業施行及び建築行為を適正に誘導し、良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（個人施行）			● 5種類	● 60	● 40	● 200 300 500 1000		● 1.5 3.0 5.0		○ 広告	○ 1.2	● H 6.10. 1	
石 7	樽川ニュータウン	H 7.10.20 町 30 H 8. 3.29 町 19 H30. 4. 1 市 25	1,12 6,8,13 8	32.5	23.2	一低(60,40) 二低(80,50) 一中(200,60) 二中(200,60) 準住(200,60)	組合施行の土地区画整理事業の事業施行及び建築行為を適正に誘導し、良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（組合施行）			● 3種類	● 60	● 40	● 200 300 500		● 1.0 1.5 2.0 3.0 5.0		○ 広告	○ 1.2	● H 8. 3.29	
石 8	樽川エルタウン	H 9. 3.28 市 10 H11. 3.31 市 11 H30. 4. 1 市 26	1 9 8	21.4	16.8	一低(60,40) 二低(80,50) 準住(200,60)	民間の宅地開発事業が進められており、事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 3種類	● 60	● 40	● 200 500		● 1.5 3.0 5.0		○ 広告	○ 1.2	● H 9. 7. 1	
石 9	花川東	H13. 5. 2 市 29 H30. 4. 1 市 27	1 8	31.0	27.6	二中(200,60) 準工(200,60)	組合施行の土地区画整理事業の事業施行及び建築行為を適正に誘導し、良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（組合施行）			● 1種類			● 165 200		● 1.0 2.0	● 12			● H13. 5. 2	
石 10	八幡	H14. 3.26 市 8	1	14.9	12.2	一中(200,60) 準住(200,60)	良好な住環境の維持、保全を図る。	市街化区域編入			● 2種類			● 200		● 1.0	● 10		○ 1.2	● H14. 4. 1	
石 11	本町中央	H14. 7.24 市 33 H17. 3.29 市 16 H30. 4. 1 市 28	1 8,11 8	0.7	0.5	近商(200,80)	市街地再開発事業の円滑化を図るとともに、地域や観光客の交流促進にふさわしい街並みの形成を図る。	市街地再開発事業			● 1種類	● 200 最低 80	● 80		● 200	● 1.0 2.0				● H14.10. 1	§12-8 高度 利用型
石 12	樽川平和	H14.11.12 市 45 H30. 4. 1 市 29	1 8	9.9	9.2	一中(200,60) 近商(200,80)	良好な住環境の維持・保全及び周辺地区と調和のとれた良好な市街地の形成を図る。	市街化区域編入			● 2種類	● 150	● 50	● 165		● 1.0	● 10		○ 1.2	● H14.11.12	
石 13	本町東	H17. 3.29 市 19 H30. 4. 1 市 30	1 8	3.9	2.8	準工(200,60)	既存の街並みの充実を図るとともに、地域と観光客の交流を促進する街並み形成を図る。	地域資源を活かした取組			● 1種類							○ 色彩		● H17. 3.29	

● 小樽市

番号	地区の名称（当初地区の名称）	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因(*1)	面積(ha)	地区整備計画面積(ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の勤因	地区施設 道路	地区施設 公園広場(*2)	建築物等(*3) 用途	容積率(%)	建蔽率(%)	敷地面積(㎡)	建築面積(㎡)	壁面位置(m)	高さ(m)	形態意匠	垣柵(m)	建築条例施行年月日(*4)	備考
小 1	金沢ニュータウン	H 3. 3.28 市 46 H 5. 6.25 市 97 H 7.10.31 市206	1 12 4,6,8,9,13	6.3	6.2	一低(60,40)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 1種類			● 180 200					● 1.2	● H 4. 5. 1	
小 2	星野町	H 4.10. 5 市144 H 5. 6.25 市 97 H22. 2.18 市 37	1 12 6,8	6.2	6.0	一住(200,60) 準工(200,60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 3種類	● 80	● 50	● 180 200 1500		● 1.0 3.0	● 10		● 1.2	● H 5. 4. 1	
小 3	幸	H 4.12. 8 市183 H 5. 6.25 市 97 H22. 2.18 市 37 H24.12.28 市321 H29. 3.24 市 80	1 12 6,8 6,8 6,8	13.1	13.1	一低(60,40) 一低(100,60) 一住(200,60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 5種類	● 60 80	● 40 50	● 200 500		● 1.0 3.0	● 10		● 1.2	● H 5. 4. 1	
小 4	堺町（堺町周辺）	H 6. 6. 1 市 87 H 8. 8.16 市153 H22. 2.18 市 37 H29. 3.24 市 80	1 3,5,6,8,10 6,8 6,8	10.9	9.4	準工(300,60)	歴史的資産の保全と調和した快適性と利便性の高い市街地の形成を図る。	魅力ある景観の形成		○ 空2	● 1種類	● 200					● 25			● H 6. 7.15	
小 5	色内３丁目	H 8. 8.16 市148 H22. 2.18 市 37 H29. 3.24 市 80 H30. 4. 2 市 2	1 6,8 6,8 8	11.5	9.2	準工(200,60) 準工(300,60)	歴史的資産の保全を図り、歴史的景観地区にふさわしい観光、文化等に関連する産業の育成を図る。	臨港地区内の土地利用の整理			● 2種類						● 17 25			● H 8.11. 1	
小 6	港町	H 8. 8.16 市149 H22. 3.23 市 73 H26. 9.25 市328 H29. 3.24 市 80 H30. 4. 2 市 1	1 4,6,8,9 9,10 6,8 8	26.6	20.7	準工(200,60) 準工(300,60) 工業(200,60)	歴史的資産の保全と調和した快適性と利便性の高い商業・流通業務地区として、賑わいと活力のある市街地の形成を図る。	臨港地区内の土地利用の整理			● 3種類						● 17 25			● H 8.11. 1	
小 7	新光町	H 8.12.17 市240 H22. 2.18 市 37 R 6. 4. 1 市107	1 6,8 5,8	18.4	16.1	一住(200,60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 3種類	● 80	● 50	● 200 500		● 1.0 3.0	● 10		● 1.2	● H 9. 8. 1	
小 8	星野ニュータウン	H10.11. 6 市196 H22. 2.18 市 37	1 6,8	14.2	14.2	一住(200,60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 4種類	● 80	● 50	● 200 300 1000		● 1.0 2.0 3.0	● 10 15 20		● 1.2	● H11. 2. 1	
小 9	富岡	H22. 2.18 市 36	1	8.4	8.4	一中(200,60)	既に形成されている住宅市街地の土地利用を基本とした住環境の維持・保全を図る。	都市計画提案									● 10			● H22. 4. 1	

● 函館市

番号	地区の名称（当初地区の名称）	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因(*1)	面積(ha)	地区整備計画面積(ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の勤因	地区施設 道路	地区施設 公園広場(*2)	建築物等(*3) 用途	容積率(%)	建蔽率(%)	敷地面積(㎡)	建築面積(㎡)	壁面位置(m)	高さ(m)	形態意匠	塀柵(m)	建築条例施行年月日(*4)	備考
函 1	西桔梗南	H 6. 3.29 市 53 H11.10. 8 市207 H16. 3.31 市 66 H24. 8.10 市253 H28. 6.23 市208 H30. 4. 1 市128	1 9 6,8,11 8 8 8	53.1	53.1	準工(200,60) 工業(200,60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持推進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（組合施行）			● 6種類								○ 0.6	● H 6. 3.29	
函 2	昭和	H 6. 3.29 市 54	1	4.1	4.0	二中(200,60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（組合施行）		○ 緑1	● 1種類									● H 6. 3.29	
函 3	日吉３丁目	H 8. 3.29 市 65 H17. 3.29 市 66	1 8	10.2	10.2	一中(200,60)	既成住宅地において、良好な住環境を維持・保全しながらバランスのとれた高度利用を図る。	公営住宅の建替			● 2種類	● 100	● 30 50			● 1.0 3.0	● 10 16			● H 8. 3.29	
函 4	港１丁目	H 8. 3.29 市 66	1	12.4	12.4	一住(200,60)	土地利用転換を図る中で、医療業務地及び住宅地としての良好な環境の創出・確保を図る。	土地利用の転換	○		● 2種類									● H 8. 3.29	
函 5	桔梗中の沢	H 9. 4. 1 市 95 H24. 8.10 市254 H30. 4. 1 市129	1 8 8	21.6	21.6	一低(100,50) 二低(100,50) 準工(200,60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と居住環境の悪化を防止し、し良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）	○		● 3種類			● 200						● H 9. 4. 1	
函 6	桔梗南	H 9. 4. 1 市 96 H14. 9.30 市277 H24. 8.10 市255 H30. 4. 1 市130	1 8,10 8,9 8	15.1	15.1	一低(100,50) 二中(200,60) 一住(200,60) 準工(200,60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）	○	○ 空5	● 5種類			● 180 500		● 1.0	● 10 13			● H 9. 4. 1	
函 7	石川北	H 9. 4. 1 市 97 H11. 5. 7 市105 H14. 9.30 市276 H21. 3.31 市 82	1 4,6,8,9 8,10 5,8,10	17.3	16.2	一低(100,50) 二中(200,60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）	○	○ 空3	● 1種類			● 180		● 1.0	● 13			● H 9. 4. 1	
函 8	桔梗南第２	H 9.10.24 市258 H16. 3.31 市 65 H19. 3.27 市 86 H24. 8.10 市256 H28. 6.23 市209 H30. 4. 1 市131	1 6,8,11 4,8,9 8 8 8	43.8	43.8	一低(100,50) 二中(200,60) 準工(200,60)	民間の開発事業の事業効果の維持増進と良好な住宅地及び幹線沿道にふさわしい業務地の環境形成を図る。	宅地開発事業（民間）	○	○ 公3 空7	● 5種類			● 180 500		● 1.0	● 13			● H 9.10.24	
函 9	函館駅周辺	H10. 3.17 市 57 H13. 4.10 市 94 H24. 8.10 市257 H28. 6.23 市210 H30. 4. 1 市132	2 7 6,8 8 8	9.8	9.8	商業(400,80) 商業(600,80) 準工(200,60)	土地区画整理事業により都市施設を整備し、活力と賑わいのある高度な都市空間の形成を図る。	土地区画整理事業			● 3種類	● 400				● 1.0 3.0 5.0 10.0 16.0		○ 色彩 屋外設備		● H13. 4.10	
函 10	石川南	H10.10.16 市247 H24. 8.10 市258 H30. 4. 1 市133	1 8 8	29.2	29.2	二中(200,60) 準工(200,60)	土地区画整理事業により都市施設を整備し、周辺地区との調和のとれた良好な住環境の形成を図る。	土地区画整理事業（組合施行）			● 3種類			● 165						● H10.10.16	
函 11	西旭岡町３丁目	H11. 5. 7 市104 H17. 3.29 市 67	1 8	3.3	3.3	一中(200,60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 1種類	● 100	● 50			● 1.0	● 10			● H11. 5. 7	
函 12	桔梗南第３	H19.11. 6 市398	1	8.9	8.8	二中(200,60) 一住(200,60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 1種類			● 180		● 1.0	● 13			● H19.11. 6	
函 13	石川北第２	H21. 3.31 市 81 H23. 2.10 市 41	1 6,8	30.6	29.1	二中(200,60)	居住環境の悪化を防止し、ゆとりある良好な居住環境の形成、周辺地区との調和のとれたまちづくりを図る。	土地区画整理事業（組合施行）		○ 空2	● 1種類			● 180		● 1.0	● 13			● H21. 3.31	
函 14	神山	H22. 4. 6 市121	1	8.1	7.9	一低(100,50) 二中(200,60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 1種類			● 180		● 1.0	● 13			● H22. 4. 6	
函 15	石川北第３	H22. 4. 6 市122 H24. 8.10 市259 H27. 1.30 市 29 H28. 6.23 市211 H30. 4. 1 市134 R 2. 9. 3 市345	1 8,9 8 8 8 8	32.9	32.9	二中(200,60) 準工(200,60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（組合施行）		○ 空4	● 2種類			● 180		● 1.0	● 13			● H22. 4. 6	
函 16	昭和南	H22. 4. 6 市123	1	15.6	15.6	二中(200,60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 1種類			● 180		● 1.0	● 13			● H22. 4. 6	
函 17	日吉４丁目	H27.12.14 市419 H30. 9.10 市335	1 4,8,9	8.7	8.7	一低(100,50) 二低(100,50) 二中(200,60) 一住(200,60)	民間事業者による地域包括ケアシステムを構築するモデル的なエリアとして、用途の混在等の居住環境の悪化を防止し、良好な環境形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 5種類			● 180 200			● 13			● H27.12.14	

● 北斗市

番号	地区の名称（当初地区の名称）	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因(*1)	面積(ha)	地区整備計画面積(ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の勤因	地区施設 道路	地区施設 公園広場(*2)	建築物等(*3) 用途	容積率(%)	建蔽率(%)	敷地面積(㎡)	建築面積(㎡)	壁面位置(m)	高さ(m)	形態意匠	塀柵(m)	建築条例施行年月日(*4)	備考
斗 1	追分２丁目	H 9. 4. 1 町 25 （上磯町） H20. 2.29 市 13	1 3	28.7	28.7	一低(80,50) 二低(100,50) 準工(200,60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）	○	○ 公5	● 1種類			● 180		● 1.5			● 1.2	● H 9. 4. 1	
斗 2	東前	H10. 3.31 町 13 H11. 6.24 町 24 H15. 3.28 町 14 （大野町） H20. 2.29 市 13	1 8,10 6,8,11 6,8,11	59.4	50.6	一低(80,50) 二低(100,50) 一中(200,60) 一住(200,60) 準工(200,60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）	○	○ 公5 空2	● 7種類			● 220 250 350 500 1000		● 1.0 1.5 2.0 8.0	● 9	○ 色彩	● 1.2	● H10. 3.31	
斗 3	中野通西	H14. 4. 5 町 33 （上磯町） H20. 2.29 市 13	1 3	5.4	5.4	一中(200,60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）	○		● 1種類	● 100	● 50	● 180		● 1.0 1.5			● 1.2	● H14. 6.21	
斗 4	下町	H18.10.20 市209	1	8.6	6.7	一低(80,50)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）	○					● 180		● 1.5			● 1.2	● H18.10.20	
斗 5	新駅周辺	H20. 3.28 市 44 H26. 3.20 市 27	1 6,8	21.3	16.9	一住(200,60) 近商(300,80)	市施行の土地区画整理事業及び民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（市施行） 宅地開発事業（民間）			● 3種類	● 100	● 50	● 180 300		● 1.0	● 10		● 1.2	● H20. 3.28	
斗 6	久根別５丁目	H25. 8. 6 市 63	1	12.6	12.6	調整区域	無秩序な建築物の建築又は敷地の造成を抑制し、不良な街区の環境形成防止及び周辺の環境と調和する良好な工業地の形成を図る。	開発行為（民間）	○		● 1種類					● 5.0 10.0				● H25. 8. 6	§12-5 ロ

● 七飯町

番号	地区の名称（当初地区の名称）	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因(*1)	面積(ha)	地区整備計画面積(ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の勤因	地区施設 道路	地区施設 公園広場(*2)	建築物等(*3) 用途	容積率(%)	建蔽率(%)	敷地面積(㎡)	建築面積(㎡)	壁面位置(m)	高さ(m)	形態意匠	塀柵(m)	建築条例施行年月日(*4)	備考
七 1	本町4丁目	H21. 7.24 町 65	1	2.6	2.3	一住(200,60)	周辺地区の生活利便を高め、良好な住環境の維持と賑わい、魅力あるまちづくりを図る。	宅地開発事業（民間）			● 2種類	● 80	● 50	● 180		● 1.0	● 10	○ 広告		● H21. 9.11	
七 2	大中山４丁目	H22. 4. 6 町 9	1	5.2	4.7	一住(200,60)	良好な住環境の維持と賑わい、魅力あるまちづくりを図る。	宅地開発事業（民間）			● 3種類									● H22. 6.29	
七 3	大中山１丁目	R 1. 6.18 町 22	1	4.6	4.6	準工(200,60)	地域の結びつきを大切にした地域コミュニティ機能の形成を図る。	用途地域の変更			● 1種類	● 200	● 60				● 1.25X 1.25+20X	○ 色彩		● R1. 6.21	

● 旭川市

番号	地区の名称（当初地区の名称）	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因(*1)	面積(ha)	地区整備計画面積(ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の勤因	地区施設 道路	地区施設 公園広場(*2)	建築物等(*3) 用途	容積率(%)	建蔽率(%)	敷地面積(㎡)	建築面積(㎡)	壁面位置(m)	高さ(m)	形態意匠	塀柵(m)	建築条例施行年月日(*4)	備考
旭 1	神楽岡グリーンヒルズ	H 2.10.18 市296 H 5. 6.25 市148 H 7.10. 3 市215 H 9. 3.14 市 58 H10. 3.31 市 56 H15. 3.26 市116 H27. 8.21 市561	1 12 8,13 5,10 8 6,8 6,8	39.7	27.6	一低(60,40) 一住(200,60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 3種類	● 50	● 30	● 220 300 1000		● 1.0 1.5 3.0	● 9 10	● 屋根 ○ 広告	● 1.2	● H 2.12.21	
旭 2	旭川市ウッドタウン緑が丘	H 2.10.18 市296 H 3.10.22 市273 H 5. 6.25 市148 H 7.10. 3 市215 H15. 3.26 市116	1 4,8,9 12 13 6,8	7.4	6.1	一低(60,40)	旭川市ウッドタウン緑が丘計画に基づく住宅建設事業等の効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	住宅建設事業（道住宅供給公社）			● 1種類			● 200		● 1.0 3.5	● 9 軒高 6.5	● 屋根 ○ 広告	● 門1.8 塀1.2	● H 2.12.21	
旭 3	ハーブタウン東光	H 3.10.22 市272 H 5. 6.25 市148 H 7.10. 3 市215 H15. 3.26 市116	1 12 8,13 6,8	20.3	17.3	一低(60,40)	土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業			● 1種類			● 220		● 1.0 1.5	● 9	○ 屋根 広告	○ 1.2	● H 4. 4. 1	
旭 4	豊永橋	H 3.10.22 市272 H 5. 6.25 市148 H 7.10. 3 市215 H13. 7.24 市214 H15. 3.26 市116 H19.11.30 市553 H23. 3.29 市150 H28. 6.10 市445	1 12 8,13 6,8 6,8 8 8,10 9	11.7	9.7	準工(200,60)	卸売・加工業を主体とした業務地としての機能の維持増進と良好な業務市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			○ 1種類			○ 400		○ 1.0 3.0		○ 広告			
旭 5	西神楽１線	H 3.10.22 市272 H 5. 6.25 市148 H 7.10. 3 市215 H15. 3.26 市116 H19.11.30 市553	1 12 8,13 6,8 8	19.5	14.9	準工(200,60)	製造・ｻｰﾋﾞｽ業を主体とした業務地としての機能の維持増進と良好な業務市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			○ 1種類			○ 400		○ 1.0 3.0		○ 広告			
旭 6	共栄三西部	H 5. 4.23 市 97 H 7.10. 3 市215 H15. 3.26 市116 H28. 6.17 市457	1,12 8,13 6,8 8	44.3	34.8	一低(60,40) 二低(80,50) 二中(200,60) 一住(200,60) 準住(200,60)	個人施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（個人施行）			● 2種類			● 220 300		● 1.0 1.5 3.0	● 9	○ 屋根 広告	○ 1.2	● H 5.12.22	
旭 7	旭川リサーチパーク	H 5. 9.14 市215 H 7.10. 3 市215 H15. 3.26 市116 H27. 8.21 市561	1,12 8,13 6,8 8	22.4	16.7	二中(200,60) 準工(200,60)	閑静で緑豊かな環境を備えた研究・開発業務地の形成を目指し、良好な市街地の形成を図る。	旭川リサーチパーク計画		○ 緑1	○ 2種類			○ 3000		○ 5.0 10.0	○ 20	○ 色彩 広告	○ 構造		
旭 8	ノヴァ・エステート	H 5. 9.14 市215 H 7.10. 3 市215 H15. 3.26 市116 H28. 6.17 市457	1,12 8,13 6,8 8	41.0	36.1	一低(60,40) 二低(80,50) 二中(200,60) 一住(200,60)	個人施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（個人施行）			● 2種類 ○ 1種類			● 220 300		● 1.0 1.5 3.0	● 9	○ 屋根 広告	○ 1.2	● H 5.12.22	
旭 9	旭神町	H 6.10.25 市201 H 7.10. 3 市215 H15. 3.26 市116	1,12 8,13 6,8	47.0	39.3	一低(60,40) 二住(200,60) 準住(200,60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（組合施行）			● 2種類			● 220 250		● 1.0 1.5 3.0		○ 屋根 広告	○ 1.2	● H 7. 3.28	
旭 10	旭川物流団地	H 8. 3.29 市 55 H15. 3.26 市116 R 5.10.10 市552	1 6,8 3	31.3	26.6	準工(200,60)	民間の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（民間）			○ 2種類			○ 400		○ 1.0 3.0 10.0		○ 広告			
旭 11	西御料地	H 9. 3.14 市 57 H10. 3.31 市 56 H15. 3.26 市116 H27. 8.21 市561	1 6,8 6,8 8	41.1	35.0	一低(60,40) 二中(200,60) 一住(200,60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（組合施行）			● 3種類 ○ 1種類			● 220 400 2000		● 1.0 1.5 3.0		○ 屋根 広告	○ 1.2	● H10. 9.21	
旭 12	ビバ・エステート	H 9. 6.11 市145 H15. 3.26 市116	1 6,8	7.2	6.9	一低(60,40)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 1種類			● 220		● 1.0 1.5 2.0	● 8	○ 屋根 広告	○ 1.2	● H10. 9.21	
旭 13	北彩都あさひかわ	H10. 6. 1 市123 H11. 7. 1 市154 H15. 3.26 市112 H17. 3.29 市114 H19. 8. 1 市365 H22. 5.25 市236 H26.11.25 市791 H27. 8.21 市561	1 8,9 6,8 8 6,8,9 8,9 8 3	85.5	62.3	一住(200,60) 二住(200,60) 準住(200,60) 近商(300,80) 商業(400,80) 商業(600,80) 準工(200,60)	市施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（市施行）		○ 緑1	○ 14種類			○ 165 300 500 1000		○ 0.5 1.0 1.5 3.0 5.0 20.0	○ 10		○ 1.2		
旭 14	ファームヒルズ嵐山	H14. 9.30 市307	1	1.2	1.2	調整区域	優良田園住宅建設の認定による宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な居住環境の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			○ 1種類	○ 50	○ 30	○ 600		○ 1.0 3.0	○ 10	○ 色彩	○ 1.2		§12-5 イ
旭 15	エステート・エビオン	H17. 3.29 市110 H19. 8. 1 市365	1 3	5.2	5.1	二中(200,60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）	○		● 1種類			● 260		● 1.0 1.5	● 9	○ 屋根 広告	○ 1.0	● H17. 7. 6	
旭 16	エステート・リバーク	H17. 3.29 市110 H19. 8. 1 市365	1 3	24.9	16.9	一低(60,40) 二低(80,50) 一住(200,60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）	○		● 2種類			● 260 320		● 1.0 1.5 3.0	● 9	○ 屋根 広告	○ 1.0	● H17. 7. 6	
旭 17	東光パークタウン	H17. 3.29 市110	1	24.7	23.6	一低(60,40) 二低(80,50)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）	○		● 2種類			● 260 280		● 1.0 1.5 3.0	● 9	○ 屋根 広告	○ 1.0	● H17. 7. 6	
旭 18	ベルコート永山	H17. 3.29 市110 H19. 8. 1 市365	1 3	23.0	21.7	一低(80,50) 二中(200,60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）	○		● 2種類			● 260 320		● 1.0 1.5 3.0	● 9	○ 屋根 広告	○ 1.0	● H17. 7. 6	
旭 19	ハッピー・タウン	H17. 3.29 市110 H19. 8. 1 市365	1 3	15.5	14.4	一低(60,40) 二中(200,60) 一住(200,60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）	○		● 4種類			● 260 300 400		● 1.0 1.5 3.0	● 9 12 15	○ 屋根 広告	○ 1.0	● H17. 7. 6	
旭 20	パークアベニュー忠和	H17. 3.29 市110 H19. 8. 1 市365	1 3	3.9	3.7	二住(200,60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）	○		● 1種類			● 260		● 1.0 1.5	● 9	○ 屋根 広告	○ 1.0	● H17. 7. 6	
旭 21	神楽岡ガーデンファーム	H17. 3.29 市110 H19. 8. 1 市365	1 3	5.0	4.8	一低(80,50)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）	○		● 1種類			● 260		● 1.0 1.5	● 9	○ 屋根 広告	○ 1.0	● H17. 7. 6	
旭 22	グランヴェール西御料	H17. 3.29 市110 H19. 8. 1 市365 H21.11.25 市513	1 3 8	6.7	6.2	一低(60,40) 一住(200,60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）	○		● 2種類			● 260 320		● 1.0 1.5	● 9	○ 屋根 広告	○ 1.0	● H17. 7. 6	
旭 23	東光ライラックタウン	H19. 8. 1 市364	1	1.9	1.9	二中(200,60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 2種類			● 210		● 0.5 1.0	● 10 軒高 7	○ 屋根 広告	○ 1.0	● H19. 9.18	
旭 24	コンコードパーク緑が丘	H23.12.29 市687	1	6.7	6.3	一住(200,60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	都市計画提案			● 2種類			● 230		● 0.5 1.0	● 10	○ 広告	○ 1.2	● H24. 3.23	
旭 25	豊岡龍谷	R 5.10.27 市591	1	4.4	3.8	二住(200,60) 準住(200,60)	生活拠点としての機能の維持・増進を図り、良好な住宅市街地の形成を図る。	民間開発事業の土地利用計画に基づき、ゆとりある生活環境を創出するため。			○ 3種類					○ 1.0 1.5	○ 15				

● 鷹栖町

番号	地区の名称（当初地区の名称）	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因(*1)	面積(ha)	地区整備計画面積(ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の勤因	地区施設 道路	地区施設 公園広場(*2)	建築物等(*3) 用途	容積率(%)	建蔽率(%)	敷地面積(㎡)	建築面積(㎡)	壁面位置(m)	高さ(m)	形態意匠	塀柵(m)	建築条例施行年月日(*4)	備考
鷹 1	ななかまど	H 9.11.28 町 46	1	10.4	10.4	一低(60,40) 二中(200,60)	民間の開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 1種類			● 220 250		● 1.0 3.0			● 1.2	● H10. 6.17	
鷹 2	北野東	H14.11.12 町 78 H15. 2. 5 町 7	2 7	15.0	14.1	一低(60,40)	民間の開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 1種類			● 220		● 1.0 3.0			● 1.2	● H15. 6.30	

● 東神楽町

番号	地区の名称（当初地区の名称）	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因(*1)	面積(ha)	地区整備計画面積(ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	地区施設 道路	地区施設 公園広場(*2)	建築物等(*3) 用途	容積率(%)	建蔽率(%)	敷地面積(㎡)	建築面積(㎡)	壁面位置(m)	高さ(m)	形態意匠	塀柵(m)	建築条例施行年月日(*4)	備考
神 1	北町	H10. 3.31 町 28 H21. 3.31 町 23	1 3,4,6,8,9	12.8	12.8	一低(60,40) 二中(200,60) 準工(200,60)	民間の開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 2種類			● 230		● 1.0 1.5 10.0			● 1.2	● H10. 9.28	
神 2	南町	H10. 3.31 町 28	1	5.1	5.1	一低(60,40)	民間の開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 1種類			● 230		● 1.0 1.5			● 1.2	● H10. 9.28	
神 3	ひじり野	H10. 3.31 町 28 H12. 3.31 町 29	1 4,9	34.2	34.2	一低(60,40) 近商(200,80)	民間の開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 2種類			● 230		● 1.0 1.5 10.0			● 1.2	● H10. 9.28	
神 4	さくら町（南町第３）	H12.12. 4 町 77 H13. 2.16 町 4 H23. 3.29 町 30	1 3 4,6,8,9	5.0	5.0	一低(60,40)	民間の開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 1種類			● 230		● 1.0 1.5			● 1.2	● H13. 4. 1	
神 5	ひじり野西	H19.11. 6 町 51 H21. 3.31 町 22 H30.12.28 町 55	1 3,4,6,8,9 8,11	31.9	31.9	一低(60,40) 一住(200,60) 二住(200,60) 準工(200,60)	民間の開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 3種類			● 230		● 1.0 1.5 10.0			● 1.2	● H21. 3.31	

● 室蘭市

番号	地区の名称（当初地区の名称）	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因(*1)	面積(ha)	地区整備計画面積(ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	地区施設 道路	地区施設 公園広場(*2)	建築物等(*3) 用途	容積率(%)	建蔽率(%)	敷地面積(㎡)	建築面積(㎡)	壁面位置(m)	高さ(m)	形態意匠	塀柵(m)	建築条例施行年月日(*4)	備考
室 1	祝津・絵鞆	H 5. 9. 7 市 50	1	4.6	4.6	準工(200,60)	海洋性レクリエーション活動の拠点施設の立地を図るとともに良好な臨海市街地を形成する。	用途混在の防止			○ 1種類			○ 300							
室 2	中島	H 7. 6.30 市 51 H16. 6. 4 市 57	1 8,9	3.4	3.4	商業(400,80)	利便性の高い商業業務機能の充実を図り、ゆとりと潤いのある魅力あふれる商業業務地を形成する。	街路事業 商店街近代化事業			● 2種類					● 1.0		○ 広告 色彩		● H10. 4. 1	
室 3	中央	H10.11. 6 市 55 H13. 4.17 市 28 H20. 6.18 市 53	1 10 3	14.7	10.2	商業(400,80)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（組合施行）			● 3種類							○ 広告 色彩		● H11. 2. 1	
室 4	入江	H15. 1.17 市 5 H19.12.17 市 70	1 4,8,9	9.3	9.3	商業(400,80)	商業業務機能等の充実を図り、港湾機能・都市機能の調和した、ゆとりと潤いのある商業業務地の集積を図る。	用途混在の防止			● 1種類							○ 広告 色彩		● H15. 5. 1	
室 5	中島本町	R 4. 3.28 市 9 R 6. 9.25 市 31	1 4,8,11	21.6	19.1	商業(400,80) 二住(200,60)	大型複合商業施設などの都市機能誘導、地元商店街との連携、回遊、滞留空間としてのオープンスペースの確保を図ることにより、中心地としての魅力を向上する。	用途地域の変更			● 13種類	● 50	● 60	● 1500 2000 3200 4000 5000 5500 8000 15000 22000			● 10			● R 4. 3.28	

● 登別市

番号	地区の名称（当初地区の名称）	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因(*1)	面積(ha)	地区整備計画面積(ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	地区施設 道路	地区施設 公園広場(*2)	建築物等(*3) 用途	容積率(%)	建蔽率(%)	敷地面積(㎡)	建築面積(㎡)	壁面位置(m)	高さ(m)	形態意匠	塀柵(m)	建築条例施行年月日(*4)	備考
登 1	桜木	H 6.12.20 市 94	1	3.6	2.4	一中(200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			○ 1種類	○ 80	○ 50	○ 200		○ 1.0	○ 10 12	○ 広告	○ 1.0		
登 2	富岸第１	H11. 8. 5 市 59	1	1.6	1.1	一低(80,50)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			○ 1種類			○ 200		○ 1.0		○ 広告	○ 1.0		
登 3	富岸第２	H11. 8. 5 市 59	1	4.8	4.1	二中(200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			○ 2種類	○ 80	○ 50	○ 200		○ 1.0	○ 10 12	○ 広告	○ 1.0		
登 4	常盤	H11. 8. 5 市 59	1	1.9	1.3	一低(60,40)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			○ 1種類			○ 200		○ 1.0		○ 広告	○ 1.0		
登 5	富岸第３	H14. 3.26 市 39 H16. 8. 3 市 97	1 10	6.5	5.0	一低(80,50) 準住(200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			○ 2種類			○ 200		○ 1.0 2.0		○ 広告	○ 1.0		
登 6	富岸優良田園第１	H20. 1.22 市 13	1	1.8	1.8	調整区域	優良田園住宅建設の認定による宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な居住環境の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			○ 1種類	○ 50	○ 30	○ 500		○ 2.0	○ 10	○ 外観 広告	○ 1.0		§12-5 イ

● 伊達市

番号	地区の名称（当初地区の名称）	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因(*1)	面積(ha)	地区整備計画面積(ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	地区施設 道路	地区施設 公園広場(*2)	建築物等(*3) 用途	容積率(%)	建蔽率(%)	敷地面積(㎡)	建築面積(㎡)	壁面位置(m)	高さ(m)	形態意匠	塀柵(m)	建築条例施行年月日(*4)	備考
伊 1	鹿島	H 5. 6. 4 市 60	1	2.9	2.1	近商(200,80) 商業(400,80)	街路整備事業・商店街近代化事業の事業効果の維持・増進による豊かなまちなみ景観創出と良好な商店街の形成を図る。	街路整備事業・商店街近代化事業		○ 広1	● 1種類					● 1.0		○ 色彩		● H 6.12.26	
伊 2	弄月	H 6. 6. 1 市 75	1	3.8	2.8	準工(200,60)	背後住居系地区と調和のとれた良好な沿道サービス業務系市街地の形成を図る。	用途混在の防止			● 1種類									● H 6.12.26	
伊 3	長和	H 6. 6. 1 市 76	1	13.5	10.9	準工(200,60)	背後住居系地区と調和のとれた良好な沿道サービス業務系市街地の形成を図る。	用途混在の防止			● 1種類									● H 6.12.26	
伊 4	長和農社	H 6. 6. 1 市 76	1	28.8	28.8	工業(200,60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と良好な工業地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 2種類									● H 6.12.26	
伊 5	プライム・ヘルシータウン	H10. 8.20 市 95 H22.11. 9 市234	1 4,9	16.6	14.8	一低(80,50) 二低(80,50) 一住(200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（公社施行）			● 3種類			● 230		● 1.0 1.5		○ 広告	○ 0.6	● H10. 9.29	
伊 6	松ヶ枝	H18. 2. 6 市 15	1	1.9	1.4	準工(200,60)	背後業務系地区と調和のとれた良好な沿道サービス業務系市街地の形成を図る。	用途混在の防止			● 1種類									● H18. 4. 1	
伊 7	田園せきない	H19. 7.11 市135	1	4.5	4.5	調整区域	優良田園住宅建設の認定による宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な居住環境の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 1種類	● 50	● 30	● 400			● 10 5+1.25x			● H20. 1. 1	§12-5 イ
伊 8	伊達駅前	H22.10.28 市218	1	0.6	0.6	商業(400,80)	商業機能の集約と利便性の高い住環境を整備するとともに、木造老朽家屋の更新により市街地の耐火性及び耐震性の向上を図る。	市街地再開発事業				○ 400 ● 最低60	○ 80		● 200	● 1.0				● H22.12.14	§12-8 高度 利用型

● 釧路市

番号	地区の名称（当初地区の名称）	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因(*1)	面積(ha)	地区整備計画面積(ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の勤因	地区施設 道路	地区施設 公園広場(*2)	建築物等(*3) 用途	容積率(%)	建蔽率(%)	敷地面積(㎡)	建築面積(㎡)	壁面位置(m)	高さ(m)	形態意匠	塀柵(m)	建築条例施行年月日(*4)	備考
釧 1	美原団地	S62. 3. 4 市 34 H 5. 6.25 市113 H 7.10.11 市197 H21.10. 2 市466	1 12 8,13 4,9	141.4	74.0	一低(80,50) 一中(200,60) 一住(200,60) 近商(300,80)	市が新住宅市街地開発事業により開発した地区で、開発の事業効果の維持増進と良好な住環境の保全を図る。	新住宅市街地開発事業			● 3種類			● 110 200				○ 色彩 広告	○ 1.5	● S62. 5.18	
釧 2	芦野三丁目（新愛国団地）	S62. 3. 4 市 35 H 5. 6.25 市113 H 7.10.11 市200 H21.10. 2 市467 H28. 6.24 市268 R 5. 3.27 市101	1 12 3,8,13 5,9 3,8 10	22.1	17.5	一低(80,50) 一中(200,60) 準住(200,60)	市施行の開発事業地区で、事業効果の維持・増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（市施行）			● 3種類			● 200				○ 色彩 広告	○ 1.5	● S62. 5.18	
釧 3	愛国（愛国ソフトパーク）	H 3.10. 9 市211 H 9.10.31 市233 H10. 7.31 市155 H19. 6.22 市204 H27. 7. 3 市291 R 2.12.15 市422 R 5. 3.27 市108	1 6,8 8 3,6,8 6,8 4,9 8	12.9	12.7	二住(200,60)	業務・福祉・医療等の施設、及び地域住民への行政サービスを担う行政施設の立地環境を維持向上し、良好な市街地の保全を図る。	宅地開発事業（民間）			● 3種類	● 150	● 50	● 500		● 1.5 3.0 5.0	● 15	○ 色彩 広告	○ 構造	● H 3.12.19	
釧 4	文苑	H 3.10. 9 市212 H 5. 6.25 市113 H 7.10.11 市197 H13.10.10 市224 H28. 6.24 市269	1 12 8,13 8 3,8	43.6	39.2	一低(80,50) 一住(200,60) 準住(200,60)	組合施行の土地区画整理の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（組合施行）			● 3種類			● 165 200 230		● 2.0 4.0		○ 色彩 広告	○ 1.2	● H 3.12.19	
釧 5	文苑第二	H 4. 4. 3 市 72 H 6. 6. 6 市105 H 7.10.11 市202 H12.12. 5 市274 H13.10.10 市225 H21. 9. 1 市393 H28. 6.24 市270	2 6,7,12 8,13 9 8 5,11 8	49.6	42.5	一低(80,50) 一中(150,50) 二中(200,60) 一住(200,60) 準住(200,60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（組合施行）			● 6種類	● 100		● 165 200 230		● 1.0 1.5 2.0 3.0 4.0		○ 色彩 広告	○ 1.2	● H 6. 9.29	
釧 6	昭和	H 4.12.11 市249 H 5. 6.25 市113 H 7.10.11 市198 H13. 5.15 市104 H28. 6.24 市271	1 12 8,13 8 3,6,8	83.9	67.8	一低(80,50) 二中(150,50) 二中(200,60) 準住(200,60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（組合施行）			● 5種類			● 165 230		● 1.0 2.0 4.0		○ 色彩 広告	○ 1.2	● H 5. 3.22	
釧 7	益浦軽工業団地	H 7.10.11 市199 H24. 9.18 市306 H28. 6.24 市272 H30. 4. 1 市107 R 5. 3.27 市103	1 4,6,8,9 3,8 8 8	11.5	11.0	準工(200,60)	軽工業団地開発事業の事業効果の維持増進と周辺住宅街と調和のとれた軽工業団地の形成を図る。	軽工業団地開発事業			● 1種類			● 2000		● 3.0 10.0 10.0	● 15	○ 色彩 広告 広告	○ 構造	● H 8. 1. 1	
釧 8	文苑第三	H11. 5. 7 市103 H12. 7.24 市163 H21. 9. 1 市394	2 7 4	33.6	29.0	一低(80,50) 一住(200,60)	組合施行の土地区画整理の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（組合施行）			● 1種類			● 165		● 2.0		○ 色彩 広告	○ 1.2	● H12. 9.22	
釧 9	昭和中央	H11.12.10 市258 H13. 3.15 市 50 H17.11. 7 市 55 H28. 6.24 市273 R 2.12.15 市425 R 5. 3.27 市106	2 7 6,10 3,6,8 4,5 8	96.8	78.9	一低(80,50) 二中(150,50) 二中(200,60) 二住(200,60) 二住(200,60) 準住(200,60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（組合施行）			● 5種類			● 165 230		● 1.0 4.0		○ 色彩 広告	○ 1.2	● H13. 6.29	
釧 10	昭和シルバータウン	H11.12.10 市259 H13. 3.15 市 51 R 2.12.15 市423 R 5. 3.27 市105	2 7 4 8	8.9	8.9	二住(200,60)	シルバータウン「夕秀の里」事業の土地利用計画を基本として、適正な土地利用の誘導を図る。	宅地開発事業（民間）			● 1種類 1種類					● 1.0 1.0		○ 色彩 色彩		● H13. 6.29 H13. 6.29	
釧 11	鶴野東	H12. 6.30 市137 H13. 8. 1 市160 H28. 6.24 市274	2 7 3,8	14.6	13.9	一低(80,50) 二中(200,60) 準住(200,60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（組合施行）			● 3種類			● 165 230		● 1.0 4.0		○ 色彩 広告	○ 1.2	● H13. 9.19	
釧 12	釧路フィッシャーマンズワーフ	H12.11.10 市255 H28. 6.24 市275 H30. 4. 1 市108 R 5. 3.27 市107	1 3,8 8 8	6.7	6.7	商業(400,80) 商業(600,80) 工業(200,60)	都心部ウォーターフロントゾーンとしての立地特性を活かし、高次都市機能の集積を集め親水性あふれる都市空間の形成を図る。	臨港地区の変更に伴う土地利用の整理			● 2種類									● H13. 1.10	
釧 13	桜ヶ岡・白樺台（桜ヶ岡東部）	H16.11.15 市264 H21.10. 2 市465 R 2.12.15 市424 R 5. 3.27 市104	1 3,4,9 5 9	191.3	176.0	一低(80,50) 二低(80,50) 一中(200,60) 二中(200,60) 一住(200,60)	建築活動の適正な誘導による必要な生活スペースの確保や地域コミュニティの形成、防災、利便性にも配慮した良好な住宅地の形成を図る。	用途地域の変更（建蔽率、容積率の変更）					● 40	● 165 330				○ 色彩 広告		● H16.12.13	
釧 14	武佐	H19. 9.14 市324	1	145.8	136.4	一低(80,50) 一中(200,60) 二中(200,60) 一住(200,60)	建築活動の適正な誘導による必要な生活スペースの確保や地域コミュニティの形成、防災、利便性にも配慮した良好な住宅地の形成を図る。	用途地域の変更（建蔽率、容積率の変更）					● 40	● 165 330				○ 色彩 広告		● H19. 9.14	
釧 15	昭和北	H21.10. 2 市464 R 5. 3.27 市102	1 9	47.2	44.2	一低(80,50)	建築活動の適正な誘導による必要な生活スペースの確保や地域コミュニティの形成、防災、利便性にも配慮した良好な住宅地の形成を図る。	用途地域の変更（建蔽率、容積率の変更）					● 40	● 165 330				○ 色彩 広告		● H21.10. 2	

● 釧路町

番号	地区の名称（当初地区の名称）	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因(*1)	面積(ha)	地区整備計画面積(ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の勤因	地区施設 道路	地区施設 公園広場(*2)	建築物等(*3) 用途	容積率(%)	建蔽率(%)	敷地面積(㎡)	建築面積(㎡)	壁面位置(m)	高さ(m)	形態意匠	塀柵(m)	建築条例施行年月日(*4)	備考
釧町 1	東陽	H 6.10. 3 町 52 H26. 9. 5 町 96	1 6,8,11	35.0	30.9	一低(80,50) 二中(200,60) 準住(200,60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（組合施行）		○ 公2 緑1	● 3種類	● 150		● 165 400 500		● 2.0 5.0				● H 7. 3.10	
釧町 2	睦１丁目	H 7.10.11 町 46	1	2.8	2.5	近商(200,80)	沿道型土地利用の誘導と合理的な土地利用を図り、良好な市街地の形成を図る。	用途混在の防止			● 1種類			● 1000		● 2.0 5.0				● H 7.12.18	
釧町 3	桂木・木場	H12. 8. 3 町 60	1	17.9	17.9	商業(400,80)	都市の効率的な活動及び快適な生活環境が確立できる中心商業業務地の形成を図る。	用途混在の防止			● 1種類									● H12.10. 3	

● 帯広市

番号	地区の名称（当初地区の名称）	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因(*1)	面積(ha)	地区整備計画面積(ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の勤因	地区施設 道路	地区施設 公園広場(*2)	建築物等(*3) 用途	容積率(%)	建蔽率(%)	敷地面積(㎡)	建築面積(㎡)	壁面位置(m)	高さ(m)	形態意匠	塀柵(m)	建築条例施行年月日(*4)	備考
帯 1	自由ヶ丘	S59. 3.15 市 63 H 5. 6.25 市196 H 7. 7. 7 市222	1 12 13	23.4	22.6	一低(60,40) 二住(200,60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（組合施行）	○		● 1種類			● 165		● 0.9 1.0 2.0 3.0	● 9	○ 広告	○ 門1.5 塀1.2	● S60. 4. 1	
帯 2	中村	S59. 3.15 市 66 H 5. 6.25 市196 H 7. 7. 7 市222	1 12 13	2.4	2.0	一低(60,40) 二中(200,60) 一住(200,60)	(財)帯広市産業開発公社の開発事業地区で、居住環境の悪化を防止し緑豊かな市街地の形成を図る。	開発行為（公社）	○		● 1種類	● 60	● 40	● 260		● 1.0 2.0	● 9	○ 広告	○ 門1.5 塀1.2	● S60. 4. 1	
帯 3	西帯広第一	S59. 3.15 市 67 H 5. 6.25 市196 H 7. 7. 7 市222	1 12 13	5.0	4.9	一低(60,40)	個人施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（個人施行）	○		● 1種類			● 190		● 1.0 1.5	● 9	○ 広告	○ 門1.5 塀1.2	● S60. 4. 1	
帯 4	新北西	S59. 3.15 市 68 S59. 9.17 市235 H 5. 6.25 市196 H 7. 7. 7 市222	2 6,7 12 13	8.3	6.5	一低(60,40) 二低(80,50) 一住(200,60)	個人施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（個人施行）	○		● 1種類			● 190		● 1.0 1.5	● 9	○ 広告	○ 門1.5 塀1.2	● S60. 4. 1	
帯 5	西帯広	S59. 9.17 市233 S60.11.12 市262 S62. 9.14 市386 S63.12.21 市471 H 5. 6.25 市196 H 7. 7. 7 市217	1 9 9 8,9 12 8,13	183.8	160.7	一低(60,40) 一中(200,60) 二中(200,60) 二住(200,60) 近商(200,80)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（組合施行）	○		● 3種類			● 200 500		● 1.0 1.5 2.0 3.0	● 9	○ 広告	○ 門1.5 塀1.2	● S60. 4. 1	
帯 6	藤沢	S59. 9.17 市234 H 5. 6.25 市196 H 7. 7. 7 市222	1 12 13	3.7	3.5	一低(60,40) 二低(80,50)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（組合施行）	○		● 1種類			● 190		● 1.0 1.5	● 9	○ 広告	○ 門1.5 塀1.2	● S60. 4. 1	
帯 7	帯広都心部	S60. 1. 7 市 5 H 7. 7. 7 市218 H11. 8.24 市258 H29. 5.26 市172	2 6,7 10 8	76.0	16.3	近商(300,80) 商業(400,80) 商業(500,80) 商業(600,80)	商業、業務、娯楽機能の強化と利便性、快適性に満ちた魅力溢れる都心部の形成を図る。	土地区画整理事業			● 1種類	● 400 500		● 200 400		● 1.0 2.0		○ 色彩 広告		● H 7.10. 3	
帯 8	自由ヶ丘第二	S60. 5.10 市 98 H 5. 6.25 市196 H 7. 7. 7 市222 H25. 3. 1 市 46	1 12 13 3	22.5	20.7	一低(60,40) 一中(200,60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（組合施行）	○		● 1種類			● 190		● 0.9 2.0	● 9	○ 広告	○ 門1.5 塀1.2	● H 3. 4. 1	
帯 9	緑野	S60.11.12 市263 H 5. 6.25 市196 H 7. 7. 7 市222	1 12 13	5.5	5.2	一低(60,40) 二低(80,50)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（組合施行）	○		● 1種類			● 200		● 1.0 1.5	● 9	○ 広告	○ 門1.5 塀1.2	● H 3. 4. 1	

番号	地区の名称（当初地区の名称）	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因(*1)	面積(ha)	地区整備計画面積(ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の勤因	地区施設 道路	地区施設 公園広場(*2)	建築物等(*3) 用途	容積率(%)	建蔽率(%)	敷地面積(㎡)	建築面積(㎡)	壁面位置(m)	高さ(m)	形態意匠	垣柵(m)	建築条例施行年月日(*4)	備考
帯 10	西２５条	S60.11.12 市264 H 5. 6.25 市196 H 7. 7. 7 市222	1 12 13	2.0	1.7	一中(200,60)	(財)帯広市産業開発公社の開発事業地区で、事業効果の維持増進と居住環境悪化の防止を図る。	開発行為（公社）	○		● 1種類	● 80	● 50	● 230		● 1.0 1.5	● 9	○ 広告	○ 門1.5 塀1.2	● H 3. 4. 1	
帯 11	西２１条	S60.11.12 市265 H 5. 6.25 市196 H 7. 7. 7 市222	1 12 13	1.3	1.3	一低(60,40) 二低(80,50)	(財)帯広市産業開発公社の開発事業地区で、居住環境の悪化を防止し緑豊かな市街地の形成を図る。	開発行為（公社）	○		● 2種類			● 220		● 1.0 2.0	● 9	○ 広告	○ 門1.5 塀1.2	● H 3. 4. 1	
帯 12	西陵北	H 4. 4. 3 市123 H 5. 6.25 市196 H 7. 7. 7 市222 H13. 3.26 市 85 H15. 2.17 市 42 H19. 8.22 市278 H30.10.26 市291 R 6. 3.13 市 53	1 12 13 8 8,11 8 8 8	40.2	39.4	準工(200,60)	(財)帯広市産業開発公社の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な流通業務市街地の形成を図る。	開発行為（公社）			● 2種類			● 500		● 1.0 3.0 10.0				● H 4. 6.17	
帯 13	西２０条北	H 4. 4. 3 市124 H 5. 6.25 市196 H 7. 7. 7 市222 H30.10.26 市291 R 2.10.30 市297	1 12 13 8 4	49.0	42.7	工業(200,60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な業務市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（組合施行）			● 1種類			● 500		● 1.0 3.0				● H 4. 6.17	
帯 14	北親	H 4. 4. 3 市125 H 5. 6.25 市196 H 7. 7. 7 市222 H17. 3.29 市 90	1 12 13 6,8	11.0	9.5	一低(80,50) 二低(80,50) 一住(200,60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（組合施行）			● 1種類			● 200		● 1.0 1.5 2.0	● 9		○ 門1.5 塀1.2	● H 4. 6.17	
帯 15	帯里	H 5. 9.29 市300 H 7. 7. 7 市222	1,12 13	0.5	0.5	一中(200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 1種類			● 200		● 0.9 1.5	● 9	○ 広告	○ 門1.5 塀1.2	● H 6. 4. 1	
帯 16	帯里東	H 5. 9.29 市299 H 7. 7. 7 市222	1,12 13	0.8	0.8	一住(200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 1種類			● 200		● 0.9 1.5		○ 広告	○ 門1.5 塀1.2	● H 6. 4. 1	
帯 17	新西帯広	H 5.12. 1 市356 H 7. 7. 7 市216 H 7.11.28 市375 H10. 3.31 市 89	1,12 4,9,11,13 4,6,8,9 4,6,8,9	72.7	59.0	一低(60,40) 二低(80,50) 一中(200,60) 二住(200,60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（組合施行）	○		● 5種類			● 180 200 1000		● 1.0 1.5 3.0	● 9	○ 広告	○ 門1.5 塀1.2	● H 6. 4. 1	
帯 18	西１４条	H 6. 4. 1 市 90 H 7. 7. 7 市222	1,12 13	1.3	1.3	一低(80,50)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 1種類			● 200		● 1.0 1.5	● 9	○ 色彩 屋根 広告	○ 門1.5 塀1.2	● H 6. 6.24	
帯 19	西１１条売買	H 6. 7. 1 市175 H 7. 7. 7 市222	1,12 13	2.3	2.3	二中(200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 1種類			● 200		● 0.9 1.0 1.5	● 9	○ 広告	○ 門1.5 塀1.2	● H 6.12.12	
帯 20	西１３条啓北	H 6. 9.26 市261 H 7. 7. 7 市222	1,12 13	1.1	1.1	二中(200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 1種類			● 200		● 1.0 1.5	● 9	○ 広告	○ 門1.5 塀1.2	● H 6.12.12	
帯 21	西２２条	H 6. 9.26 市262 H 7. 7. 7 市222	1,12 13	1.9	1.9	二中(200,60) 一住(200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 3種類			● 200		● 1.0 1.5	● 9 10	○ 広告	○ 門1.5 塀1.2	● H 6.12.12	
帯 22	西２０条新開	H 6. 9.26 市263 H 7. 7. 7 市222	1,12 13	0.6	0.6	一低(80,50) 二低(80,50)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 1種類			● 200		● 1.0 1.5	● 9	○ 広告	○ 門1.5 塀1.2	● H 6.12.12	
帯 23	みなみ野	H 7. 7. 7 市220 H 7.11.28 市376 H 8.10. 1 市244 H 9. 8.12 市254 H25. 3. 1 市 46	1 6,8,9 9 9 3	86.3	75.0	一低(60,40) 一中(200,60) 二中(200,60) 一住(200,60) 二住(200,60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（組合施行）			● 5種類			● 200 500		● 1.0 1.5	● 9	○ 広告	○ 門1.5 塀1.2	● H 7.10. 3	
帯 24	帯広工業団地	H 7. 7. 7 市215	1	297.0	268.0	工専(200,50)	建築物等の規制・誘導及び緑化を積極的に推進し、良好な工業団地環境を育成・保持する。	良好な工業団地環境の形成						● 500		● 3.0 6.0		○ 色彩		● H 7.10. 3	
帯 25	自由ヶ丘西	H10. 3.31 市 87	1	3.8	3.8	一低(60,40) 二住(200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 1種類			● 200		● 1.0 1.5 3.0	● 9	○ 広告	○ 門1.5 塀1.2	● H10. 6.29	
帯 26	西陵南	H10. 3.31 市 88 H17. 3.29 市 89	1 5,8,10	5.6	5.6	一低(80,50) 一住(200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 3種類			● 200		● 1.0 1.5	● 9	○ 広告	○ 門1.5 塀1.2	● H10. 6.29	
帯 27	西２４条	H12.11. 2 市291	1	1.2	1.2	一住(200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 1種類			● 200		● 1.0 1.5	● 9	○ 広告	○ 門1.5 塀1.2	● H12.12.13	
帯 28	西１３条やまと	H12.11.21 市312	1	1.0	1.0	二中(200,60) 一住(200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 2種類			● 200		● 1.0	● 9	○ 広告	○ 門1.5 塀1.2	● H12.12.13	
帯 29	西２条豊成	H13. 3.26 市 86 H17. 3.29 市 88	1 6,8	1.7	1.7	一住(200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 1種類			● 200		● 1.0				● H13. 4. 1	
帯 30	稲田町西３線	H13. 3.30 市 98 H25. 3. 1 市 46	1 3	3.0	3.0	一中(200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 2種類			● 200		● 1.0 1.5	● 9	○ 広告	○ 門1.5 塀1.2	● H13. 4. 1	
帯 31	愛国	H13. 5.18 市169 H22.10.12 市321	1 9	2.5	1.8	調整区域	周辺の田園環境と調和したゆとりのある住環境を創出し、良好な環境の農村集落の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 1種類	● 60	● 40	● 300		● 2.0	● 10	○ 広告	○ 0.6	● H13. 6.21	§12-5 イ
帯 32	稲田川西	H15. 3.28 市 89 H16. 8.31 市279 H17. 8.23 市262 H18. 8. 8 市248 H18.12.25 市389 H19. 8.22 市277 H20. 8.26 市299 H21. 8. 7 市315 H25. 3. 1 市 46	2 7 8,9 8,9 6,8,9 8,9 9 9,11 3	88.1	66.2	一低(60,40) 一中(200,60) 一住(200,60) 二住(200,60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（組合施行）			● 6種類			● 230 250 300		● 1.0 1.5 2.0 3.0		○ 外観 広告	○ 門1.5 塀1.2	● H16. 9.30	
帯 33	南３１丁目売買	H15. 8.29 市258	1	1.2	1.2	二中(200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 1種類			● 200		● 1.0 1.5		○ 広告	○ 門1.5 塀1.2	● H15.10. 1	
帯 34	帯里中央	H15. 8.29 市259	1	2.4	2.4	二中(200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 1種類			● 200		● 1.0 1.5		○ 広告	○ 門1.5 塀1.2	● H15.10. 1	
帯 35	稲田東	H17. 3.29 市 86 H25. 3. 1 市 46	1 3	3.6	3.6	一低(80,50) 一中(200,60) 準住(200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 3種類			● 250		● 1.0 1.5 3.0		○ 外観 広告	○ 門1.5 塀1.2	● H17. 6.17	
帯 36	西２３条南１丁目	H17. 8.23 市261	1	1.0	1.0	一住(200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 1種類			● 200		● 1.0 1.5		○ 広告	○ 門1.5 塀1.2	● H17. 9.30	
帯 37	弥生東	H21. 3.31 市116 H23. 3.28 市118	1 9	2.6	2.6	一住(200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 1種類			● 200		● 1.0 1.5		○ 外観 広告	○ 門1.5 塀1.2	● H21. 6.17	
帯 38	開広団地	H21.10.29 市425 H25. 3.21 市 73	1 5,10	1.1	0.8	近商(400,80)	市街地再開発事業の事業効果の維持増進と高度利用を促進し、快適な都市空間の創造を図る。	市街地再開発事業			● 1種類	● 400 最低 150	● 80	● 400	● 200	● 1.0		○ 外観 広告		● H21.12.15	§12-8 高度 利用型
帯 39	つくし野	H23. 4. 5 市142 H28. 6. 6 市150	1 3	1.0	1.0	二中(200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 2種類			● 200		● 1.0 1.5		○ 外観 広告	○ 門1.5 塀1.2	● H23. 6.22	
帯 40	弥生北	H26. 1.15 市 7	1	1.0	1.0	二中(200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 1種類			● 200		● 1.0 1.5	● 10	○ 外観 広告	○ 門1.5 塀1.2	● H26. 3.10	
帯 41	新川西	H26. 2. 7 市 27	1	2.8	2.8	調整区域	周辺の田園環境と調和したゆとりのある住環境を創出し、良好な環境の農村集落の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 1種類	● 60	● 40	● 300		● 2.0	● 10	○ 広告	○ 0.6	● H26. 7. 1	§12-5 イ
帯 42	西１９条北	H30.10.26 市290	1	28.3	28.3	工業 (200,60)	個人施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な業務市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（個人）			● 1種類			● 500		● 1.0 3.0				● H26. 7. 1	
帯 43	弥生西	H30.12.18 市348	1	0.80	0.80	工業 (200,60) 準工(200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 1種類			● 200				○ 外観 広告		● H26. 7. 1	
帯 44	大空地区	R 7. 3.10 市 43	1	2.70	2.70	一低 (60,40) 二中(200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			○ 3種類			○ 200 500		○ 1.0		○ 外観 広告	○ 門1.5 塀1.2		

● 音更町

番号	地区の名称（当初地区の名称）	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因(*1)	面積(ha)	地区整備計画面積(ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の勤因	地区施設 道路	地区施設 公園広場(*2)	建築物等(*3) 用途	容積率(%)	建蔽率(%)	敷地面積(㎡)	建築面積(㎡)	壁面位置(m)	高さ(m)	形態意匠	垣柵(m)	建築条例施行年月日(*4)	備考
音 1	南宝来	H12. 3.31 町 36 H16. 8.23 町 90 H20. 7.22 町 111	1 6,10 6,8	47.5	43.0	一低(60,40) 二低(60,40) 二中(200,60) 一住(200,60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（組合施行）			● 4種類			● 200		● 1.0 1.5		○ 広告	○ 門1.5 塀禁止	● H12. 6.23	
音 2	ＩＣ工業団地	H12. 6.22 町 81	1	3.5	3.5	調整区域	周辺自然環境及び景観と調和した良好な工業団地の形成を計画的に図る。	開発行為（民間）			● 1種類	● 100	● 50	● 300		● 2.0	● 20		○ 0.6	● H12. 6.23	§12-5 イ

番号	地区の名称（当初地区の名称）	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因(*1)	面積(ha)	地区整備計画面積(ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	地区施設 道路	地区施設 公園広場(*2)	建築物等(*3) 用途	容積率(%)	建蔽率(%)	敷地面積(㎡)	建築面積(㎡)	壁面位置(m)	高さ(m)	形態意匠	塀柵(m)	建築条例施行年月日(*4)	備考
音 3	すずらん台	H13.10.25 町 91 H15.10.14 町129 H20. 7.22 町105 H26. 8.25 町 91	1 10 3,6,8 6,8	27.4	22.8	一低(60,40) 一中(200,60) 二中(200,60) 一住(200,60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（組合施行）			● 5種類			● 200		● 1.0 1.5	● 10	○ 広告	○ 門1.2 塀1.0	● H13.12.25	
音 4	共栄	H15. 3.28 町 33 H15.10.14 町128 H20. 7.22 町106	2 7 6,8	26.0	11.1	一低(60,40) 一中(200,60) 二中(200,60) 二住(200,60)	開発事業の事業効果の維持、増進を図るとともに、居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 3種類			● 200		● 1.0 1.5		○ 広告	○ 門1.2 塀1.0	● H15.12.22	
音 5	宝来本通	H17. 3.29 町 41 H18. 3.31 町 57 H20. 7.22 町107	1 6,8,10 6,8	5.5	5.1	一低(60,40) 二中(200,60) 一住(200,60)	個人施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（個人施行）			● 3種類			● 200		● 1.0 1.5	● 10	○ 広告	○ 門1.2 塀1.0	● H17. 6.20	
音 6	開進	H18. 3.31 町 58 H20. 7.22 町108	1 6,8	15.9	11.0	一低(60,40) 二低(60,40) 一中(200,60) 二中(200,60) 近商(200,80)	開発事業の事業効果の維持、増進を図るとともに、居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 3種類			● 200		● 1.0 1.5		○ 広告	○ 門1.2 塀1.0	● H18. 6.16	
音 7	開進西	H18. 3.31 町 59 H20. 7.22 町109	1 6,8	5.8	5.7	近商(200,80)	用途混在や敷地の細分化等による環境悪化を防止し、公共、公益的業務や商業施設等の立地を図る。	市街化区域編入			● 1種類			● 300		● 1.5		○ 広告		● H18. 6.16	
音 8	十勝川温泉	H18. 3.31 町 60 H20. 7.22 町110 H30. 4. 1 町 45	1 6,8 8	34.6	34.6	一住(200,60) 商業(400,80)	居住環境の悪化を防止し、また温泉や周辺の自然等の観光資源の維持し、良好な市街地の形成を図る。	市街化区域編入			● 2種類			● 200		● 1.0 1.5	● 12	○ 広告		● H18. 6.16	
音 9	音更東通	H20. 3.28 町 43	1	8.5	7.4	二中(200,60)	開発事業の事業効果の維持、増進を図るとともに、居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 2種類			● 200		● 1.0 1.5	● 10	○ 広告	○ 門1.5 塀1.2	● H20.10. 3	
音 10	共栄南	H23. 3.29 町 67 H24.11.30 町152	1 8	6.0	5.7	近商(200,80)	市街地生活拠点として、地区住民等のコミュニケーションやにぎわいを創出する多様な都市機能や交流促進機能の導入を図る。	生活利便施設の立地促進			● 4種類	● 50 56	● 50 56	● 500 570 695 955 20490 33390						● H24.12.18	
音 11	希望が丘	H23. 3.29 町 67 H30. 4. 1 町 44	1 8	39.5	23.6	一住(200,60)	周辺の住環境と調和したスポーツゾーンの拠点形成など、高次の都市機能の集積と維持を図る。	市街化区域編入			● 2種類									● H23.6.22	

● 芽室町

番号	地区の名称（当初地区の名称）	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因(*1)	面積(ha)	地区整備計画面積(ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	地区施設 道路	地区施設 公園広場(*2)	建築物等(*3) 用途	容積率(%)	建蔽率(%)	敷地面積(㎡)	建築面積(㎡)	壁面位置(m)	高さ(m)	形態意匠	塀柵(m)	建築条例施行年月日(*4)	備考
芽 1	弥生東	H 9. 7. 1 町 22 H12. 3.31 町 21	1 4,9	4.5	4.5	一低(60,40) 二低(100,50)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 2種類			● 250		● 1.0 1.5		○ 広告	○ 門1.5 塀1.2	● H 9. 7. 1	
芽 2	東芽室	H13.11. 6 町 74 H15. 8.15 町 64 H16.11.11 町 87	2 7 10	48.2	27.4	一低(60,40) 二低(100,50) 一中(200,60) 一住(200,60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（組合施行）			● 3種類			● 200 250		● 1.0 1.5 3.0		○ 広告	○ 門1.5 塀1.2	● H15. 9.10	
芽 3	芽室東工業団地	H14. 4. 1 町 34 H18.10.20 町 83	1 4,9	249.0	232.0	工専(200,40)	建築物等の規制・誘導及び緑化を積極的に推進し、良好な工業団地の形成を図る。	工業団地内の土地利用の整理						● 500		● 3.0		○ 色彩 装飾		● H14. 4. 1	
芽 4	弥生東第２	H16. 4. 6 町 37	1	7.8	6.9	一低(60,40) 二住(200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 2種類			● 250		● 1.0 1.5 3.0		○ 広告	○ 門1.5 塀1.2	● H16. 7. 1	

● 幕別町

番号	地区の名称（当初地区の名称）	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因(*1)	面積(ha)	地区整備計画面積(ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	地区施設 道路	地区施設 公園広場(*2)	建築物等(*3) 用途	容積率(%)	建蔽率(%)	敷地面積(㎡)	建築面積(㎡)	壁面位置(m)	高さ(m)	形態意匠	塀柵(m)	建築条例施行年月日(*4)	備考
幕 1	札内春日町北	H 9. 3.28 町 21	1	2.3	2.3	一低(60,40)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 1種類			● 200		● 1.0		○ 広告	○ 門1.5 塀禁止	● H 9. 3.28	
幕 2	札内桂町西	H 9. 3.28 町 21 H22. 4. 6 町310	1 4,9	7.2	7.2	一低(60,40) 一住(200,60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 2種類			● 200		● 1.0		○ 広告	○ 門1.5 塀禁止	● H 9. 3.28	
幕 3	札内北町北	H 9. 3.28 町 21	1	4.7	4.7	一低(60,40)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（組合施行）			● 1種類			● 200		● 1.0		○ 広告	○ 門1.5 塀禁止	● H 9. 3.28	
幕 4	札内暁町北	H 9. 3.28 町 21	1	18.7	18.7	一低(60,40)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 1種類			● 200		● 1.0		○ 広告	○ 門1.5 塀禁止	● H 9. 3.28	
幕 5	札内若草町南	H10. 3.31 町 16 H11. 8.17 町 29	1 8	8.1	8.1	一低(60,40) 二中(200,60) 一住(200,60)	町土地開発公社の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（公社）			● 3種類			● 200		● 1.0		○ 広告	○ 門1.5 塀禁止	● H10. 3.31	
幕 6	札内あかしや町北	H11. 5. 7 町 18 H30. 3.13 町 24 R 1. 6.24 町 59	1 8 6,8	4.6	4.6	二中(200,60)	医療・福祉施設等の土地利用を誘導し、地区の周辺と調和のとれた良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）	○		● 2種類					● 1.0 6.0	○ 15		○ 門1.5 塀禁止	● H11. 5. 7	
幕 7	文京町西	H16. 4. 6 町 80	1	4.8	4.8	一低(60,40)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 1種類			● 200		● 1.0		○ 広告	○ 門1.5 塀禁止	● H16. 4. 6	
幕 8	札内北栄	H16. 9.10 町139	1	31.6	28.7	一低(60,40) 二中(200,60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（組合施行）			● 2種類			● 200		● 1.0	● 10	○ 広告	○ 門1.5 塀禁止	● H16. 9.10	

● 千歳市

番号	地区の名称（当初地区の名称）	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因(*1)	面積(ha)	地区整備計画面積(ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	地区施設 道路	地区施設 公園広場(*2)	建築物等(*3) 用途	容積率(%)	建蔽率(%)	敷地面積(㎡)	建築面積(㎡)	壁面位置(m)	高さ(m)	形態意匠	塀柵(m)	建築条例施行年月日(*4)	備考
千 1	根志越第２	H 3. 9.27 市230 H 5. 6. 1 市131 H 8. 4. 1 市104 H29. 1. 4 市 2 H30. 4. 2 市 64	2 6,7,12 8,13 3,8 8	64.0	42.6	準工(200,60)	市施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（市施行）			● 4種類			● 180			● 12	○ 色彩		● H 5.10. 1	
千 2	サイエンスパーク	H 3.12. 7 市280 H 8. 4. 1 市103 H29. 1. 4 市 2	1 8 8	11.8	10.6	準工(200,60)	市公社による宅地開発事業の事業効果の維持増進と研究開発施設集積ゾーンにふさわしい良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（公社施行）			● 1種類			● 1000				○ 色彩		● H 5.10. 1	
千 3	北信濃	H 5. 9.14 市210 H 7. 3. 2 市 55 H 8. 4. 1 市106 H29. 1. 4 市 2	1,12 6,9 6,8,13 3,8	23.1	19.6	一低(60,40) 二低(80,50) 二中(200,60) 二住(200,60)	組合及び個人施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な住宅市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（組合・個人施行）			● 3種類			● 200 300		● 5.0		○ 屋根	○ 1.2	● H 6. 4. 1	
千 4	美々	H 6.10.25 市266 H 8. 4. 1 市105 H17. 2.28 市 34 H29. 1. 4 市 2 H30. 4. 2 市 64 R 5.12.15 市274	1,12 8,13 6,8,10,11 8 8 9	192.2	156.6	準工(200,60) 工業(200,60)	市及び民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（市・民間）			● 5種類			● 300 1000 3000						● H 7. 4. 1	
千 5	根志越第３	H 7.11.24 市347 H29. 1. 4 市 2 H30. 4. 2 市 64 R 3.11. 1 市237	1 3,8 8 8	22.3	18.7	一住(200,60) 準工(200,60)	組合施行の土地区画整理事業による事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（組合施行）			● 2種類			● 180			● 12	○ 屋根	○ 1.2	● H 8. 4. 1	
千 6	オフィスアルカディア	H 7.11.24 市348 H29. 1. 4 市 2 H30. 4. 2 市 64	1 3,8 8	39.9	31.4	準工(200,60)	千歳オフィスアルカディアの開発理念に基づき、周辺環境と調和のとれた良好な市街地を形成する。	オフィスアルカディア整備事業			● 1種類							○ 色彩	○ 構造	● H 8. 4. 1	
千 7	根志越第４	H10. 5. 6 市132	1	4.7	4.5	一住(200,60)	個人施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（個人施行）			● 2種類			● 180			● 12	○ 屋根 防音	○ 1.2	● H10. 7. 1	
千 8	桜木	H10. 5. 6 市133	1	2.7	2.5	一低(60,40) 二中(200,60)	個人施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（個人施行）			● 2種類			● 200		● 2.0		○ 屋根	○ 1.2	● H10. 7. 1	
千 9	勇舞	H10. 5. 6 市134 H10.12.22 市372 H13. 3.30 市120 H15. 1. 1 市 2 H29. 1. 4 市 2 H30. 4. 2 市 64	2 7 4,9 9,11 3,8 8	63.1	44.9	一低(60,40) 二低(80,50) 一中(200,60) 二中(200,60) 二住(200,60) 準工(200,60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（組合施行）			● 5種類			● 200 300		● 5.0		○ 屋根	○ 1.2	● H11. 6.16	
千 10	蘭越第２	H10.11. 6 市315 H12.10. 5 市281	2 7	18.3	15.5	一低(60,40) 二中(200,60) 二住(200,60)	組合施行の土地区画整理事業及び水道施設建設事業の効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（組合施行）			● 3種類			● 200		● 2.0		○ 屋根	○ 1.2	● H12.12.15	

千 11	みどり台	H11. 11. 5 市259 H14. 3. 26 市 68 H20. 3. 18 市 58 H29. 1. 4 市 2 H30. 4. 2 市 64	2 6, 7 11 3, 8 8	73.3	44.8	一低(60, 40) 二低(80, 50) 一中(200, 60) 二中(200, 60) 一住(200, 60) 準工(200, 60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)			● 4種類			● 200				○ 屋根	○ 1. 2	● H14. 6. 20	
千 12	臨空	H12. 2. 25 市 58 H29. 1. 4 市 2	1 3, 8	30.2	30.2	準工(200, 60)	千歳臨空工業団地の適正な土地利用及び建築物を誘導し良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (公社施行)			● 2種類			● 3000				○ 色彩		● H12. 4. 1	
千 13	北信濃第３	H12. 3. 31 市115	1	5.7	4.6	一低(60, 40) 二低(80, 50) 二中(200, 60)	個人施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (個人施行)			● 2種類			● 200			○ 12	○ 屋根	○ 1. 2	● H12. 8. 1	
千 14	北陽高校前	H20. 3. 28 市 77 H21. 9. 18 市204 H29. 1. 4 市 2 H30. 4. 2 市 64	2 7 3, 8 8	31.6	26.9	一低(60, 40) 二低(80, 50) 二中(200, 60) 準工(200, 60)	個人施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (個人施行)			● 3種類			● 200 300		● 5. 0		○ 屋根	○ 1. 2	● H21. 10. 22	
千 15	あずさ	H20. 10. 31 市266 H21. 9. 18 市205	1 11	9.2	7.8	一低(60, 40) 二低(80, 50)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)			● 1種類			● 200				○ 屋根	○ 1. 2	● H20. 12. 17	
千 16	平和	H25. 10. 18 市290 H29. 1. 4 市 2 H30. 4. 2 市 64 R 6. 6. 21 市153	1 8 8 8	50.0	40.3	工業(200, 60) 工専(200, 60)	民間による開発事業の維持増進と物流業務施設を主体とした環境配慮型の市街地形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			● 2種類			● 500 1000				○ 色彩		● H25. 12. 13	
千 17	あずさ西	R 5. 3. 24 市 46	1	16.7	14.6	一低(60, 40) 二中(200, 60) 一住(200, 60) 準工(200, 60)	個人施行の土地区画整理事業等の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (個人施行)，民間宅地開発事業			● 4種類			● 200				○ 屋根	○ 1. 2	● R 5. 6. 19	
千 18	北信濃第６	R 6. 3. 26 市 53	1	10.6	9.6	一住(200, 60) 準工(200, 60)	民間による開発事業の維持増進と良好な住宅市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			● 3種類			● 180			● 12	○ 屋根	○ 1. 2	● R 6. 6 18	

● 恵庭市

番 号	地区の名称 (当初地区の名称)	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因 (*1)	面 積 (ha)	地区整備計画面積 (ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の勤因	地区施設		建 築 物 等 (*3)									建築条例施行年月日 (*4)	備考
									道路	公園広場 (*2)	用途	容積率 (%)	建蔽率 (%)	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	壁面位置 (m)	高さ (m)	形態意匠	垣柵 (m)		
恵 1	北柏木	H 3. 9. 27 市 80 H 5. 6. 25 市 66 H 8. 4. 1 市 41 H26. 6. 9 市 56	1 12 8, 13 6, 8	6.1	4.3	一中(200, 60) 一住(200, 60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な住宅市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			● 3種類			● 200 250		● 1. 0 3. 0	● 10			● H 3. 10. 2	
恵 2	恵み野北	H 3. 9. 27 市 81 H 5. 6. 25 市 66 H 7. 4. 10 市 50 H 8. 4. 1 市 41 H11. 12. 20 市117 H26. 6. 9 市 56	1 12 11 8, 13 6, 8, 11 6, 8	20.9	18.9	一低(60, 40) 二中(200, 60) 一住(200, 60)	第３セクターによる宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			● 2種類	● 60	● 40 50	● 250		● 1. 0 3. 0	● 10			● H 3. 10. 2	
恵 3	戸磯 (戸磯A)	H 3. 9. 27 市 82 H 5. 6. 25 市 66 H 8. 4. 1 市 41 H23. 3. 29 市 34 H24. 6. 25 市 90 H30. 3. 27 市 49 H30. 11. 9 市195 R 2. 6. 15 市110	1 12 8, 13 3 6, 8 8 8 8	16.8	12.8	準工(200, 60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好なレクリエーション・レジャー地区の形成を図ると共に、隣接する工業団地と一体的な工業系業務地として業務機能の適正な誘導を図る。	宅地開発事業 (民間)			● 2種類		● 40							● H 3. 10. 2	
恵 4	和光 (戸磯B)	H 3. 9. 27 市 83 H 5. 6. 25 市 66 H 6. 6. 27 市 53 H 8. 4. 1 市 41 H11. 12. 20 市118 H23. 3. 29 市 34	1 12 8 8, 13 6, 8, 11 3	5.5	4.6	一住(200, 60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な住宅市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			● 2種類			● 200		● 1. 0 1. 5				● H 3. 10. 2	
恵 5	白樺	H 3. 9. 27 市 84 H 5. 6. 25 市 66 H 8. 4. 1 市 41	1 12 8, 13	7.1	6.3	一低(60, 40)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な住宅市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			● 1種類			● 200						● H 3. 10. 2	
恵 6	恵み野センター	H 3. 9. 27 市 85 H 5. 6. 25 市 66 H 8. 4. 1 市 41 H25. 6. 14 市 86	1 12 8, 13 6, 8	11.6	10.3	二住(200, 60) 近商(200, 80)	研究・開発業務地としての整備が進められている地区で周辺環境との調和に配慮した土地利用、建物整備を誘導し良好な市街地形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			● 3種類					● 3. 0				● H 3. 10. 2	
恵 7	美咲野 (牧野川沿)	H 8. 12. 16 市125 H23. 3. 29 市 34 H26. 6. 9 市 56	1 3 6, 8	35.2	29.2	一低(60, 40) 一中(200, 60) 二中(200, 60) 一住(200, 60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な住宅市街地の形成を図る。(既存市街地含む)	宅地開発事業 (民間)			● 2種類	● 150		● 200 450		● 1. 5	● 10			● H 8. 12. 16	
恵 8	黄金	H10. 12. 22 市115 H25. 6. 14 市 86 H30. 3. 27 市 50	1 6, 8 8	79.5	11.1	一低(60, 40) 二低(80, 50) 一中(200, 60) 二中(200, 60) 一住(200, 60) 二住(200, 60) 近商(300, 80)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)			● 4種類			● 250		● 1. 5				● H10. 12. 22	
恵 9	花の田園住宅	H23. 3. 29 市 32	1	2.3	2.3	調整区域	豊かな自然環境及び農業環境と調和のとれたゆとりある田園居住環境を目指し、良好な環境の整備及び保全を図る。	宅地開発事業 (民間)			● 1種類	● 50	● 30	● 400		● 2. 0	● 10			● H23. 3. 29	§12-5 イ
恵 10	恵み野駅西口	H23. 3. 29 市 32	1	25.1	22.9	一中(200, 60) 近商(200, 80)	周辺環境との調和に配慮した土地利用を適正に誘導し、良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)			● 3種類			● 200						● H23. 3. 29	
恵 11	恵庭駅西口	H23. 9. 30 市121	1	0.6	0.6	近商(300, 80)	商業・業務機能、医療福祉機能などの生活利便機能を適正に誘導し、魅力的な地域拠点の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行) 市街地再開発事業			● 1種類	● 300 最低 100	● 80		● 200	● 1. 0				● H23. 9. 30	§12-8 高度 利用型
恵 12	ノースガーデン恵み野	H28. 7. 12 市118	1	2.6	2.3	一中(200, 60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な住宅市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			● 1種類			● 200		● 1. 0	● 10			● H28. 9. 15	
恵 13	松園	H30. 3. 27 市 47	1	3.7	3.7	一低(60, 40)	豊かな自然環境と調和のとれたゆとりある居住環境を目指し、ガーデニング等を通じた良質な環境の整備及び保全を図る。	宅地開発事業 (民間)		○ 緑1	● 1種類			● 300						● H30. 3. 1	
恵 14	戸磯南	H30. 10. 26 市184	1	11.2	11.0	工専(200, 60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)			● 1種類									● H30. 9. 14	
恵 15	柏陽北	R 3. 3. 23 市57	1	5.7	5.7	二住(200, 60)	文教施設及び周辺住宅地地環境との調和を図りながら近隣住民のための生活利便施設等を誘導し、良好な市街地の形成を図る。	生活利便施設の立地促進			● 1種類									● R 3. 3. 23	

● 苫小牧市

番 号	地区の名称 (当初地区の名称)	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因 (*1)	面 積 (ha)	地区整備計画面積 (ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の勤因	地区施設		建 築 物 等 (*3)									建築条例施行年月日 (*4)	備考
									道路	公園広場 (*2)	用途	容積率 (%)	建蔽率 (%)	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	壁面位置 (m)	高さ (m)	形態意匠	垣柵 (m)		
苫 1	新生台	H 2. 2. 22 市 22 H 5. 6. 25 市105 H 7. 3. 16 市 34 H14. 2. 20 市 58 H21. 11. 16 市608 R 3. 3. 23 市101	1 12 9, 13 8 11 8	49.9	42.4	一低(60, 40) 二中(200, 60) 一住(200, 60) 二住(200, 60) 近商(200, 80)	民間の宅地開発事業が進められている地区で、用途や敷地の細分化を制限し、事業効果の維持・増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			● 6種類			● 180		● 1. 5 10. 0	● 9	○ 広告	○ 1. 2	● H 2. 6. 1	
苫 2	錦西ニュータウン	H 3. 12. 13 市172 H 5. 6. 25 市105 H 7. 3. 16 市 34 H 9. 6. 10 市106 H13. 3. 13 市 89 H30. 4. 1 市140 R 3. 3. 23 市101	1 12 8, 13 8, 11 4, 9 8 5, 8, 10	67.3	53.8	一低(60, 40) 一中(200, 60) 二中(200, 60) 近商(200, 80) 準工(200, 60)	市施行の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (市施行)			● 7種類			● 200 500		● 1. 0 2. 0	● 12 20	○ 広告	○ 1. 2	● H 4. 6. 1	
苫 3	みどり野	H 3. 12. 13 市172 H 5. 6. 25 市105 H 7. 3. 16 市 34	1 12 8, 13	11.1	10.7	一低(60, 40) 一中(100, 50)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			● 2種類	● 100	● 50	● 200		● 1. 5	● 10	○ 広告	○ 1. 2	● H 4. 6. 1	
苫 4	苫小牧錦岡オーシャンヒルズ	H 7. 3. 16 市 35 H18. 8. 18 市321 H26. 11. 21 市460 R 3. 3. 23 市101	1 6, 11 6, 8, 11 8	35.0	21.2	一低(60, 40) 二低(100, 50) 一中(200, 60) 二中(200, 60) 一住(200, 60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			● 6種類	● 60	● 40	● 200 700		● 1. 0 1. 5	● 9 10	○ 広告	○ 1. 2	● H 7. 4. 1	
苫 5	グリーンヒル苫小牧	H 7. 3. 16 市 35	1	17.1	10.8	一低(60, 40) 二低(100, 50)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			● 2種類			● 180		● 1. 5	● 9 10	○ 広告	○ 1. 2	● H 7. 4. 1	
苫 6	ザ・スプリングス高丘	H 7. 3. 16 市 35 H13. 9. 17 市296	1 9, 11	13.4	13.0	一中(200, 60) 二住(200, 60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			● 2種類	● 80	● 50	● 200 300		● 1. 0 1. 5 3. 0	● 9 10	○ 広告	○ 0. 8	● H 7. 4. 1	

番号	地区の名称（当初地区の名称）	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因(*1)	面積(ha)	地区整備計画面積(ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の勘因	地区施設 道路	地区施設 公園広場(*2)	建築物等(*3) 用途	容積率(%)	建蔽率(%)	敷地面積(㎡)	建築面積(㎡)	壁面位置(m)	高さ(m)	形態意匠	垣柵(m)	建築条例施行年月日(*4)	備考
苫 7	ウトナイ	H 7. 7. 5 市118 H30. 4. 1 市140 R 3. 3.23 市101	1 8 8	135.6	97.0	一住(200,60) 準住(200,60) 準工(200,60) 工業(200,60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（組合施行）			● 4種類			● 200 300 500				○ 広告	○ 1.2	● H 7.11. 1	
苫 8	沼ノ端駅北	H10. 2.26 市 34 R 3. 3.23 市101	1 8	11.3	7.9	近商(200,80)	市施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（市施行）			● 3種類			● 165 200 500				○ 広告		● H10. 6. 1	
苫 9	清水町	H17. 3.11 市 83	1	0.1	0.1	一中(200,60)	医薬品等備蓄機能を有する調剤薬局を建設することにより、都市計画病院を支援し、都市防災機能の向上を図る。	市立病院建設			○ 1種類							○ 広告			
苫 10	植苗星ヶ丘	H28.11.18 市376	1	16.6	16.6	調整区域	住宅等の建築が可能な地域を増やし、地域の良好なコミュニティの維持・形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 1種類									● H28.12.12	§12-5 イ
苫 11	新千歳空港周辺	H30. 2.19 市 52 H31. 4.11 市126	1 6,8,11	4.1	4.1	調整区域	新千歳空港のアクセス強化が図られた地区において、航空旅客の利便性の向上を図る。	宅地開発事業（民間）			● 2種類	● 60	● 40	● 1000 3000		● 5.0	● 9	○ 色彩 公告	○ 0.8	● H30.4.1	§12-5 イ

● 白老町

番号	地区の名称（当初地区の名称）	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因(*1)	面積(ha)	地区整備計画面積(ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の勘因	地区施設 道路	地区施設 公園広場(*2)	建築物等(*3) 用途	容積率(%)	建蔽率(%)	敷地面積(㎡)	建築面積(㎡)	壁面位置(m)	高さ(m)	形態意匠	垣柵(m)	建築条例施行年月日(*4)	備考
白 1	虎杖浜	H25. 5.27 町 27	1	5.1	5.1	調整区域	閉校後の学校施設を含む区域について、周辺の景観や自然環境の保全に配慮しつつ、地域の活性化や地域振興のための土地利用の形成を図る。	廃校施設の活用			● 1種類					● 4.0	● 14	○ 色彩 広告		● H25. 6.25	§12-5 ロ

● 安平町

番号	地区の名称（当初地区の名称）	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因(*1)	面積(ha)	地区整備計画面積(ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の勘因	地区施設 道路	地区施設 公園広場(*2)	建築物等(*3) 用途	容積率(%)	建蔽率(%)	敷地面積(㎡)	建築面積(㎡)	壁面位置(m)	高さ(m)	形態意匠	垣柵(m)	建築条例施行年月日(*4)	備考
安 1	大町	H 5. 3.11 町 15 H 8. 8.30 町 30 H19. 2.16 町 12	1 8 3,11	14.6	11.1	一低(60,40) 準工(200,60)	沿道にふさわしいサービス施設の立地を図るとともに良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（公社）			● 1種類			● 180		● 1.5		○ 広告		● H 5. 3.17	
安 2	栄町	H 5. 3.11 町 15 H 8. 8.30 町 30 H19. 2.16 町 13	1 8 3,11	5.5	3.2	準工(200,60)	沿道にふさわしいサービス施設の立地を図るとともに良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 2種類					● 1.5				● H 5. 3.17	
安 3	富岡	H29. 2. 1 町 11	1	2.1	2.1	調整区域	閉校後の学校施設を含む一体の区域について、地域の活性化や地域振興のため、農産物の集出荷場としての土地利用の形成を図る。	廃校施設の活用			● 1種類					● 3.0	● 12	○ 色彩 広告		● H29. 2. 1	§12-5 ロ

● 厚真町

番号	地区の名称（当初地区の名称）	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因(*1)	面積(ha)	地区整備計画面積(ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の勘因	地区施設 道路	地区施設 公園広場(*2)	建築物等(*3) 用途	容積率(%)	建蔽率(%)	敷地面積(㎡)	建築面積(㎡)	壁面位置(m)	高さ(m)	形態意匠	垣柵(m)	建築条例施行年月日(*4)	備考
厚 1	フォーラムピレッジ	H21.12.10 町410 H22. 9. 8 町405	1 8	20.8	20.5	二低(100,50) 一住(200,60)	居住環境の悪化を未然に防止するとともに、緑豊かで潤いある良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（町施行）			● 2種類	● 50	● 30	● 660		● 1.0 2.0	● 10	○ 色彩 広告	○ 構造	● H23. 4. 1	
厚 2	富野	H29. 1.23 町601	1	2.3	2.0	調整区域	閉校後の小学校施設の敷地を含む一体の区域について、地域の活性化や地域振興のために周囲の豊かな田園を活用した施設としての土地利用の形成を図る。	廃校施設の活用			○ 1種類					○ 2.0	○ 10	○ 色彩 広告		● H29.6.7	§12-5 ロ

● 北見市

番号	地区の名称（当初地区の名称）	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因(*1)	面積(ha)	地区整備計画面積(ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の勘因	地区施設 道路	地区施設 公園広場(*2)	建築物等(*3) 用途	容積率(%)	建蔽率(%)	敷地面積(㎡)	建築面積(㎡)	壁面位置(m)	高さ(m)	形態意匠	垣柵(m)	建築条例施行年月日(*4)	備考
見 1	大正西９号	H 8. 3.29 市 52 H30. 6. 1 市145	1 8	7.3	7.3	一低(60,40) 準工(200,60)	民間の開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 1種類			● 200 500						● H 8.10. 1	
見 2	中央大通沿道	R 4. 5.31 市121	1	1.6	1.6	商業(400,80) 商業(600,80)	中心市街地としてふさわしい都市機能の整備、賑わいの創出及びまちなか居住の推進を目的として施行される第一種市街地再開発事業の効果の維持及び増進を図ること。	当地区は、北見市の中心市街地に位置しているが、老朽建物や低・未利用地が多く存在しており、市街地の空洞化や賑わいの低下などの課題を抱えている。			● 2種類	● 400 600 最低 60	● 60	● 200	● 200	● 200		○ 色彩		● H18. 3. 5	§12-8 高度 利用型

● 岩見沢市

番号	地区の名称（当初地区の名称）	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因(*1)	面積(ha)	地区整備計画面積(ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の勘因	地区施設 道路	地区施設 公園広場(*2)	建築物等(*3) 用途	容積率(%)	建蔽率(%)	敷地面積(㎡)	建築面積(㎡)	壁面位置(m)	高さ(m)	形態意匠	垣柵(m)	建築条例施行年月日(*4)	備考
岩 1	岩見沢駅前通り	H25. 3.27 市 38 H28. 7. 5 市139 H30. 4. 1 市 32	1 8 8	2.0	1.4	商業(400,80)	岩見沢市の玄関口にふさわしい街なみ景観及び地区の賑わいを創出するとともに、多機能型生活街として環境の向上を図る。	都市計画道路事業に伴う街並み景観の形成			● 1種類					● 0.6 工作物 設置制 限あり		○ 外観 色彩 広告 ＵＤ		● H25. 3.27	

● 稚内市

番号	地区の名称（当初地区の名称）	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因(*1)	面積(ha)	地区整備計画面積(ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の勘因	地区施設 道路	地区施設 公園広場(*2)	建築物等(*3) 用途	容積率(%)	建蔽率(%)	敷地面積(㎡)	建築面積(㎡)	壁面位置(m)	高さ(m)	形態意匠	垣柵(m)	建築条例施行年月日(*4)	備考
稚 1	稚内駅周辺	H18. 3.22 市 20	1	0.9	0.4	商業(400,80)	土地利用の合理的な高度利用を促進し、魅力的な都市軸形成を図る。	市街地再開発事業			● 1種類	● 400 最低 100	● 80	● 1000	● 200	● 1.5 3.0				● H18. 4. 1	§12-8 高度 利用型

● 名寄市

番号	地区の名称（当初地区の名称）	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因(*1)	面積(ha)	地区整備計画面積(ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の勘因	地区施設 道路	地区施設 公園広場(*2)	建築物等(*3) 用途	容積率(%)	建蔽率(%)	敷地面積(㎡)	建築面積(㎡)	壁面位置(m)	高さ(m)	形態意匠	垣柵(m)	建築条例施行年月日(*4)	備考
名 1	本町	H18. 3.24 町 33 （風連町） H21.12. 1 市137	1 3,5,10	1.9	1.3	商業(400,80)	市街地再開発事業の円滑な推進を図り、街並みの形成、中心市街地の活性化を図る。	市街地再開発事業			● 1種類	● 400 最低 50	● 80		● 200	● 2.0				● H19.10.15	§12-8 高度 利用型

● 滝川市

番号	地区の名称（当初地区の名称）	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因(*1)	面積(ha)	地区整備計画面積(ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	地区施設 道路	地区施設 公園広場(*2)	建築物等(*3) 用途	容積率(%)	建蔽率(%)	敷地面積(㎡)	建築面積(㎡)	壁面位置(m)	高さ(m)	形態意匠	垣柵(m)	建築条例施行年月日(*4)	備考
滝 1	ニュータウンせせらぎ	H 7. 9.11 市108 H 8.11.25 市140 H 9. 9.26 市103 H15. 3. 7 市 25 H25. 6.14 市145 H28. 4. 1 市 55	1 4 9 10 5.10 5,9	10.8	9.8	一住(200,60)	市土地開発公社の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（公社）			● 2種類	● 100	● 50	● 250		● 1.0	● 10 軒高 6.5	○ 色彩 広告	● 1.2	● H 7. 9.26	
滝 2	ニュータウンルピナス	H 8.11.25 市140 H15. 3. 7 市 25	1 10	10.8	10.2	一住(200,60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（組合施行）			● 2種類	● 100	● 50	● 250		● 1.0	● 10 軒高 6.5	○ 色彩 広告	● 1.2	● H 8.12.13	
滝 3	滝新	H17. 6.10 市 69	1	7.4	7.1	一住(200,60)	低層戸建住宅を中心とした良好な居住環境の維持・保全を図る。	用途混在、敷地細分化の防止			● 2種類	● 150	● 60	● 240		● 1.0	● 10 軒高 6.5	○ 色彩 広告	● 1.2	● H17. 7. 1	

● 富良野市

番号	地区の名称（当初地区の名称）	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因(*1)	面積(ha)	地区整備計画面積(ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	地区施設 道路	地区施設 公園広場(*2)	建築物等(*3) 用途	容積率(%)	建蔽率(%)	敷地面積(㎡)	建築面積(㎡)	壁面位置(m)	高さ(m)	形態意匠	垣柵(m)	建築条例施行年月日(*4)	備考
富 1	東雲町（南大沼）	H15. 8. 1 市 33 H22.11.24 市 23	1 3	4.4	4.4	一低(60,40) 二低(60,40)	民間の開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業（民間）			● 1種類			● 250		● 1.0 1.5	● 9	○ 屋根 広告	● 1.2	● H15.12.25	
富 2	東４条街区	H22. 7.23 市 19 H25. 2. 1 市 9	1 6,8	1.7	1.6	一住(200,60) 近商(300,80)	中心市街地における都市機能の回復、回遊性の向上及びまちなか居住の推進を図る。	市街地再開発事業	○			● 200 300 最低 30 60	● 60 80		● 50			○ 色彩 屋根		● H22.12.17	§12-8 高度 利用型

● 江差町

番号	地区の名称（当初地区の名称）	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因(*1)	面積(ha)	地区整備計画面積(ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	地区施設 道路	地区施設 公園広場(*2)	建築物等(*3) 用途	容積率(%)	建蔽率(%)	敷地面積(㎡)	建築面積(㎡)	壁面位置(m)	高さ(m)	形態意匠	垣柵(m)	建築条例施行年月日(*4)	備考
差 1	歴まち中歌姥神	H 9. 7. 4 町 28 H11. 3. 3 町 13 H11. 8.27 町 40 H12.10. 6 町 51 H13.12.18 町 50	2 7 8,9 8,9 8,9	9.2	7.0	近商(300,80)	歴史を生かすまちづくり事業の効果の維持増進を図り、歴史や風土に根ざした特色ある「近隣商業業務地区」を形成する。	歴史を生かすまちづくり事業		○ 広1		● 200				○ 1.0	● 11	○ 屋根 色彩		● H 9. 7. 4	

● 南幌町

番号	地区の名称（当初地区の名称）	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因(*1)	面積(ha)	地区整備計画面積(ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	地区施設 道路	地区施設 公園広場(*2)	建築物等(*3) 用途	容積率(%)	建蔽率(%)	敷地面積(㎡)	建築面積(㎡)	壁面位置(m)	高さ(m)	形態意匠	垣柵(m)	建築条例施行年月日(*4)	備考
南 1	南町周辺	R 5. 3.20 町 16	1	33.0	30.8	一住(200,60) 準工(200,60)	良質な住環境を保全しつつ新たな産業の誘致と多様な住宅供給の誘導により職住近接を図る。	これまで培った良質な住環境を維持しつつ、新たな産業創出とそれに伴う雇用者のための居住の確保が一体となった職住近接が可能な土地利用を図る。			● 2種類					● 1.0 3.0	● 9	○ 色彩 公告		● R 5. 3.15	
南 2	元町１丁目	R 5. 3.20 町 17	1	7.0	6.6	準工(200,60)	良質な住環境を保全しながら、工業・業務地区を形成し、住宅地の良質な住環境を維持する。	隣接する低層住宅地の良質な住環境を維持する。			● 1種類									● R 5. 3.15	

● 美瑛町

番号	地区の名称（当初地区の名称）	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因(*1)	面積(ha)	地区整備計画面積(ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	地区施設 道路	地区施設 公園広場(*2)	建築物等(*3) 用途	容積率(%)	建蔽率(%)	敷地面積(㎡)	建築面積(㎡)	壁面位置(m)	高さ(m)	形態意匠	垣柵(m)	建築条例施行年月日(*4)	備考
美 1	鉄西	H 6. 6. 6 町 16 H26.11.21 町 29	1 8	34.6	26.1	一中(200,60) 一住(200,60) 準住(200,60) 商業(400,80) 準工(200,60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業（組合施行）		○ 公1	○ 4種類					○ 1.0 2.0 3.0		○ 屋根 広告	○ 1.2		

*1　変更の要因　1.当初決定、2.当初決定（地区計画の方針のみ決定）、3.地区計画の名称(位置)変更、
4.地区計画区域の拡大、5.地区計画区域の縮小、6.地区計画の方針一部変更、
7.地区整備計画の決定、8.地区整備計画の変更、9.地区整備計画区域の拡大、
10.地区整備計画区域の縮小、11.地区整備計画区域の変更、
12.建築基準法一部改正等による経過措置設定、13.建築基準法一部改正等による経過措置解除、
14.地区計画の廃止

*2　地区施設　公→公園、緑→緑地、広→広場、空→その他公共空地、数字は箇所数

*3　建築物等　●は、建築条例（建築基準法による条例）に定められた項目
○は、地区整備計画のみに定められた項目
用途の種類は、地区の細区分ではなく実質的な種類の数
垣柵は、特に断りのない場合は「塀」に係る制限

*4　建築条例施行年月日は、当初の施行年月日

（３）地区計画（旧再開発地区計画型）決定状況一覧表

● 札幌市

（令和7年3月31日現在）

番号	地区の名称（当初地区の名称）	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因(*1)	面積(促進区)(ha)	地区整備計画面積(ha)	用途地域容積率(%)建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	一号施設	地区施設		建築物等(*3)									建築条例施行年月日(*4)
										道路	公園広場(*2)	用途	最高容積率(%)	最低容積率(%)	最高建蔽率(%)	最低敷地面積(㎡)	最低建築面積(㎡)	壁面位置(m)	最高高さ(m)	形態意匠	
札再 1	ビール工場跡地	H 2. 3. 2 市 145 H 5. 6.25 市 497 H 7. 1.25 市 56 H 8. 3.29 市 321 H18. 8. 7 市1313 H19.11.30 市1659 H30. 4. 1 市1759 R 3. 2.12 市872	1 12 8 8,13 4,6,9 8 8	5.3 (5.3)	5.0	商業(400,80)	商業・業務・教育・文化等複合都市空間の形成、歴史的建築物の再生活用を図る。	市街地再開発事業			○ 空2	● 1種類			● 60	● 1000		● 2.0 工作物設置制限あり		○ 色彩	● H 2. 7. 1
札再 2	福住	H 4. 9. 4 市 722 H 5. 6.25 市 497 H 7. 1.25 市 57 H 8. 3.29 市 322	1 12 8 8,13	1.9 (1.9)	1.9	近商(300,80)	主要交通結節点としての機能強化と商業業務機能の充実を図る。	市街地再開発事業	空地1		○ 広1 空2	● 1種類	○ 350			● 1000		● 2.0 3.0 5.5 10.0		○ 屋根	● H 5. 4. 1
札再 3	ＪＲ桑園駅周辺	H 5. 6.10 市 456 H 7. 1.25 市 58 H 8. 3.29 市 323	1,12 6,8,9 13	2.8 (2.8)	1.9	近商(300,80)	都市周辺駅前の整備、商業業務の集積を図る。	市街地再開発事業	広場1 空地5		○ 広4 空2	● 2種類	○ 400 430 450	● 150		● 500	● 200	● 2.5 3.0 4.0 5.0		○ 屋根	● H 7.11. 1
札再 4	元町	H 5. 6.10 市 457 H 7. 1.25 市 59 H11. 8.11 市 810 R 1. 7.11 市3651	1 8 8 3,6,8	7.4 (7.4)	1.5	近商(300,80)	地下鉄駅を中心とする地区拠点、商業業務・住宅複合市街地の形成を図る。	市街地再開発事業	空地12		○ 空7	● 1種類	○ 400	○ 100		● 200		● 0.5 1.0 1.3 1.5		○ 屋根	● H 6. 4. 1
札再 5	北４２条東７丁目	H 5. 8.18 市 637 H 7. 1.25 市 60 H 8. 3.29 市 324	1,12 8 8,13	1.5 (1.5)	1.4	近商(200,80)	都市周辺地区の商業核の形成を図る。	市街地再開発事業	道路1		○ 広1	● 1種類				● 1000		● 1.0 2.0	● 3+0.6x	○ 屋根	● H 6. 4. 1
札再 6	ＪＲ手稲駅北口	H 7. 7. 7 市 543	1	5.3 (5.3)	5.3	近商(300,80)	商業業務系高度利用市街地の形成を図る。	優良建築物等整備事業	道路1 空地9		○ 広1 空4	● 1種類	○ 400	● 100		● 1000		● 1.75 2.0 3.0		○ 屋根	● H 7.11. 1
札再 7	学園前駅周辺	H 8. 3.15 市 206 H13. 2.22 市 174	1 6,8,9	3.2 (3.2)	3.0	一住(200,60) 近商(300,80)	商業業務、居住機能の充実による高度利用市街地の形成を図る。	市街地再開発事業	道路4 広場2 空地3		○ 広1 空5	● 2種類	● 300 350	● 100	● 60	● 500 1000	● 200	● 3.0 4.0		○ 屋根	● H 8. 7. 1
札再 8	豊平６条３丁目	H 8. 6. 4 市 634	1	2.0 (2.0)	1.6	一住(200,60) 近商(300,80)	公共施設整備による良好な住環境の形成を図る。	市街地再開発事業	空地1	○		● 1種類	○ 300	● 100		● 500		● 3.0		○ 屋根	● H 8. 7. 1
札再 9	宮の沢駅周辺 （手稲東駅周辺）	H 8.11.29 市1332 H 9. 6. 6 市 628 H10. 4.13 市 426 H19.11.30 市1660 H30. 4. 1 市1760	1 8,9 3 8 8	5.6 (5.6)	3.5	準工(200,60)	交通ターミナル機能、商業業務機能、居住機能を誘導し、良好な高度利用市街地の形成を図る。	優良建築物等整備事業	道路1 広場1		○ 広3 空4	● 2種類	○ 300	● 100		● 500 1000		● 1.0 2.0		○ 屋根	● H 9. 7. 1
札再 10	東さっぽろ	H14. 5. 8 市 566 H19. 6.27 市 905 H24. 8.10 市1928	1 9 6,8	17.8 (17.8)	9.1	近商(300,80)	公共施設、商業・業務施設などの集積を図る。	土地区画整理事業（市施行）	広場3 空地3		○ 広1	● 2種類				● 1000		● 1.0 2.0 4.5		○ 屋根	● H14. 7.10
札再 11	東園東	H15. 2.18 市 196 H18. 3.31 市 544	1 8	3.7 (3.7)	3.7	一住(200,60)	良好な住環境を有する集合型の居住機能と商業機能を有した市街地の形成を図る。	市街地再開発事業	道路2		○ 空3	● 2種類	● 300	● 100	● 60	● 500	● 200	● 1.5 2.5 3.0		○ 屋根	● H15. 6.13
札再 12	ＪＲ苗穂駅周辺	H24. 4.27 市1024 H27. 3.26 市 867 H27. 8.11 市2148 H28. 2.17 市 522 H28. 6.23 市1921 H29. 5.31 市2015 H30.10.16 市5468 H31. 2.28 市1078	2 6,7 4 6,8 8 6,7 10 7	8.8 (8.8)	4.7	近商(300,80) 準工(200,60)	土地利用転換を促進し、地域のまちづくりの核にふさわしい機能が集積した市街地の形成を図る。	JR苗穂駅の移転及び公共施設の整備等	道路1 空地5		○ 緑1 広6 空14	● 5種類	● 300 350 400	● 100 150	● 60 65	● 500 1000	● 200	● 0.5 1.0 2.0 4.0 7.0 12.0 22.0 54.0 61.0 x-54 x-57 x-61 x-79 x-86 工作物設置制限あり	● 90	○ 外観	● H30.12.13
札再 13	北３３条東１丁目	H24. 9.28 市2295	1	0.9 (0.9)	0.8	準工(200,60)	地下鉄駅周辺にふさわしい機能導入や豊かなオープンスペース等を創出することにより、拠点機能の充実・強化を図り、高度利用住宅地としての質の高い複合市街地の形成を図る。	都市計画提案	道路1		○ 広2 空5	● 1種類	● 340	● 150		● 1000		● 2.0 3.0 4.0 7.5 11.0 18.0 23.0 30.0 工作物設置制限あり	● 38		● H24.12.13
札再 14	新さっぽろ駅周辺地区	H30.10.16 市5465	1	36.6 (36.6)	5.7	商業(600,80) 商業(400,80) 近商(300,80) 一住(200,60)	土地利用転換を促進し、地域のまちづくりの核にふさわしい機能が集積した市街地の形成を図る。	都市計画提案	道路2	○ 道3	○ 広3 空13	● 5種類		● 100 200		● 1000	● 200	● 2.0 2.5 3.0	● 60 100		● H30.12.13

● 小樽市

番号	地区の名称（当初地区の名称）	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因(*1)	面積(促進区)(ha)	地区整備計画面積(ha)	用途地域容積率(%)建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	一号施設	地区施設		建築物等(*3)									建築条例施行年月日(*4)
										道路	公園広場(*2)	用途	最高容積率(%)	最低容積率(%)	最高建蔽率(%)	最低敷地面積(㎡)	最低建築面積(㎡)	壁面位置(m)	最高高さ(m)	形態意匠	
小再 1	小樽築港駅周辺	H 6.11.25 市195 H 8. 8.16 市151 H18. 9.11 市233 H22. 2.18 市 37 H30. 4. 2 市 3 R4. 9.29 市330	2 7 9 8 8 6,8	28.0 (28.0)	18.2	工業(200,60)	親水アメニティ拠点と連携した広域的な文化、交流、生活サービス機能に加え、公共性をもった緑地・にぎわいのある空間整備を図る。	大規模未利用地の計画的な土地利用転換	道路1 空地2		○ 広1 空2	● 3種類	○ 300 400			● 500 1000		● 2.0			● H 8.11. 1

*1　変更の要因　1.当初決定、2.当初決定（地区計画の方針のみ決定）、3.地区計画の名称(位置)変更、
4.地区計画区域の拡大、5.地区計画区域の縮小、6.地区計画の方針一部変更、
7.地区整備計画の決定、8.地区整備計画の変更、9.地区整備計画区域の拡大、
10.地区整備計画区域の縮小、11.地区整備計画区域の変更、
12.建築基準法一部改正等による経過措置設定、13.建築基準法一部改正等による経過措置解除、
14.地区計画の廃止

*2　地区施設　公→公園、緑→緑地、広→広場、空→その他公共空地、通→通路、数字は箇所数

*3　建築物等　●は、建築条例（建築基準法による条例）に定められた項目
○は、地区整備計画のみに定められた項目
用途の種類は、地区の細区分ではなく実質的な種類の数
塀柵は、特に断りのない場合は「塀」に係る制限

*4　建築条例施行年月日は、当初の施行年月日

（４）地区計画（旧住宅地高度利用地区計画型）決定状況一覧表

● 札幌市

（令和7年3月31日現在）

番号	地区の名称（当初地区の名称）	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因(*1)	面積(促進区)(ha)	地区整備計画面積(ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	一号施設	地区施設		建築物等(*3)									建築条例施行年月日(*4)
										道路	公園広場(*2)	用途	最高容積率(%)	最低容積率(%)	最高建蔽率(%)	最低敷地面積(㎡)	壁面位置(m)	最高高さ(m)	形態意匠	垣柵(m)	
札住 1	平岡中央	H 5. 6.10 市 455 H 7. 1.25 市 61 H 8. 3.29 市 325 H10.11.20 市1300 H27. 2.18 市 486 R 1.12. 5 市6467	1,12 6,8 9,13 8,9 5,6,8,10 6,8,11	25.7 (25.7)	18.5	一低(80,40) 一中(150,40)	高度利用住宅市街地への転換 道路・公園等の公共施設の整備を図る。	地域開発基本計画に基づき、周辺戸建住宅の環境と調和した良好な住宅市街地の形成	道路4 公園3 空地3	○	○ 緑2 空37	● 5種類	○ 120 150 160 200 220	● 100	○ 40	● 180 200 300 1000	● 1.0 1.5 3.0	○ 10 20 31 50 3+0.6x	○ 屋根 広告	○ 1.2	● H 6. 4. 1

*1 変更の要因 1.当初決定、2.当初決定（地区計画の方針のみ決定）、3.地区計画の名称(位置)変更、
4.地区計画区域の拡大、5.地区計画区域の縮小、6.地区計画の方針一部変更、
7.地区整備計画の決定、8.地区整備計画の変更、9.地区整備計画区域の拡大、
10.地区整備計画区域の縮小、11.地区整備計画区域の変更、
12.建築基準法一部改正等による経過措置設定、13.建築基準法一部改正等による経過措置解除、
14.地区計画の廃止

*2 地区施設 公→公園、緑→緑地、広→広場、空→その他公共空地、数字は箇所数
*3 建築物等 ●は、建築条例（建築基準法による条例）に定められた項目
○は、地区整備計画のみに定められた項目
用途の種類は、地区の細区分ではなく実質的な種類の数
垣柵は、特に断りのない場合は「塀」に係る制限
*4 建築条例施行年月日は、当初の施行年月日

（５）防災街区整備地区計画決定状況一覧表

● 札幌市

（令和7年3月31日現在）

番号	地区の名称（当初地区の名称）	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因(*1)	面積(ha)	地区整備計画面積(ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	地区防災施設	地区施設		建築物等(*3)									建築条例施行年月日(*4)
										道路	公園広場(*2)										
札防 1	菊水上町	H14. 3.26 市 296	2	32.4		近商(300,80) 準工(200,60)	地区の特性に応じて、防災性の向上に配慮した適正な土地利用を図る。	狭小道路や行き止まり道路が数多く存在し、家屋の密集度が高いなど、防災性や住環境の向上が求められているため													

*1 変更の要因 1.当初決定、2.当初決定（地区計画の方針のみ決定）、3.地区計画の名称(位置)変更、
4.地区計画区域の拡大、5.地区計画区域の縮小、6.地区計画の方針一部変更、
7.地区整備計画の決定、8.地区整備計画の変更、9.地区整備計画区域の拡大、
10.地区整備計画区域の縮小、11.地区整備計画区域の変更、
12.建築基準法一部改正等による経過措置設定、13.建築基準法一部改正等による経過措置解除、
14.地区計画の廃止

*2 地区施設 公→公園、緑→緑地、広→広場、空→その他公共空地、数字は箇所数
*3 建築物等 ●は、建築条例（建築基準法による条例）に定められた項目
○は、地区整備計画のみに定められた項目
用途の種類は、地区の細区分ではなく実質的な種類の数
垣柵は、特に断りのない場合は「塀」に係る制限
*4 建築条例施行年月日は、当初の施行年月日

7　環境影響評価

(1)　都市計画における環境影響評価の実施状況

（令和７年３月31日現在）

年度	事業名	事業主体	事業の規模	適用区分
S59	札幌圏都市計画道路１・３・１札幌自動車道（北海道横断自動車道釧路線札幌西区札幌白石区間）	北海道開発局	４車線の高速自動車道 延長約１４km	当面の措置方針 条　　例
H２	函館圏都市計画道路１・３・１函館新道３・４・４１８七飯通（一般国道（函館新道））	北海道開発局	１・３・１函館新道：全区間４車線３・４・４１８七飯通：２車線（一部４車線）延長約１２km	要　　綱
H２	函館都市計画道路１・３・２上磯新道（函館・江差自動車道（函館～大野間）	北海道開発局	全区間４車線 延長約４km	要　　綱
H２	苫小牧圏都市計画道路１・３・６０１苫小牧自動車道（日高自動車道（苫小牧ＩＣ～厚真間）	北海道開発局	全区間４車線 延長約１９km	要　　綱
H２	留萌都市計画道路３・２・１５留萌通３・３・１６塩見通（一般国道２３１号・２３２号留萌　道路）	北海道開発局	全区間４車線 延長約７km	条　　例
H２	旭川圏都市計画道路３・２・２３西神楽線（一般国道２３７号旭川市神楽～西神楽間）	北海道開発局	全区間４車線 延長約５km	条　　例
H４	札幌圏都市計画屯田中部土地区画整理事業	北海道住宅供給公社	総面積１４５．３ha	要綱・条例
H６	千歳恵庭圏都市計画黄金土地区画整理事業	土地区画整理組合	総面積１２０．７ha	要綱・条例
	苫小牧圏都市計画道路３・３・５０２早来苫小牧通	北海道開発局	全区間４車線 延長約３km	条　　例
H７	札幌圏都市計画東雁来第２土地区画整理事業	札　幌　市	総面積２１３ha	要綱・条例
H10	釧路圏都市計画道路１・３・１釧路外環状道路（一般国道３８号（釧路東新道））	北海道開発局	全区間４車線 延長約１１km	要　　綱
H11	余市都市計画道路１・３・１余市望海台通 小樽都市計画道路１・３・１小樽山手通 （余市町～小樽市間自動車専用道路）	北海道開発局	全区間４車線 延長約２４km	法　　律
H14	帯広圏都市計画稲田川西土地区画整理事業	土地区画整理組合	総面積８８．１ha	法　　律
H18	函館圏都市計画道路１・４・３新外環状線	北海道開発局	全区間４車線 延長約１０km	法　　律
H24	旭川圏都市計画道路３・３・６２東旭川東神楽通	北 海 道	全区間４車線 延長約１０km	条　　例

８　北海道都市計画審議会

(1) 北海道都市計画審議会条例

昭和 44 年 3 月 31 日北海道条例第 3 号
昭和 47 年 3 月 31 日北海道条例第 8 号
平成 11 年 12 月 17 日北海道条例第 71 号

（趣旨）
第１条　この条例は、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第７７条第３項の規定に基づき、北海道都市計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（組織）
第２条　審議会は、委員３０人以内で組織する。
２　審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
３　審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。
（委員、臨時委員及び専門委員）
第３条　委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員、市町村の長を代表する者、北海道議会議員及び市町村の議会の議長を代表する者につき、知事が任命する。
２　臨時委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員又は当該特別の事項に密接な関係のある市町村の長若しくは議会の議員のうちから、専門委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員、道の職員又は関係市町村の職員のうちから、それぞれ知事が任命する。
３　学識経験のある者につき任命された委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
４　委員は、再任されることができる。
５　知事は、特別の事由があるときは、任期中であっても、委員を解任することができる。
６　臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了した時は、解任されるものとする。
（会長）
第４条　審議会に会長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。
２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
３　会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
（議事）
第５条　審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の２分の１以上が出席しなければ会議を開くことができない。
２　審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
（常務委員会）
第６条　審議会は、常務委員会を置くことができる。
２　常務委員会は、審議会の委任を受けて審議会に属する事項で軽易なものを処理する。
３　常務委員会は、会長の指名した委員で組織する。
４　前条の規定は、常務委員会の議事について準用する。
（規則への委任）
第７条　この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附則
この条例は、都市計画地方審議会の組織及び運営の基準を定める政令（昭和４４年政令第１１号）の施行の日から施行する。
この条例は、昭和４７年４月１日から施行する。
この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

(2) 審議案件処理状況

年度		S44～H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
開催回数	本審	207	5	6	7	5	5	5	5	4	5	5	4	5	4	4	5	4	5	5	4	4	3	3	3	5	317
	常務	210																									210
総案件数		6,011	47	53	237	40	50	53	50	32	40	119	20	15	17	14	20	10	13	14	54	73	15	7	11	9	7,024
本審査内訳	都市計画区域	97			1			1			2	3									1						105
	準都市計画区域	0							2	1	1	1													1		6
	区域マスタープラン	0			81			1			6	73					6				37	42					246
	再開発	0					1	1																			2
	区域区分	150	8	7	10	6	6	4	6	5	4	8		1	3	2	1		2	2	2	8	1	1	1		238
	地域地区	1,145	2	8	6	3	4	4	3	1	2	5		1		1	2		1		1	4	1				1,194
	都市施設	974	31	23	23	15	25	27	27	13	18	18	11	9	9	8	6	4	4	7	3	10	10	1	5	4	1,285
	市街地開発事業等	202		2					2	1			1														208
	地区計画等	372																									372
	その他	144	6	13	116	16	14	15	10	11	7	11	8	4	5	3	5	6	6	5	10	9	3	5	4	5	441
	計	3,084	47	53	237	40	50	53	50	32	40	119	20	15	17	14	20	10	13	14	54	73	15	7	11	9	4,097
常務委員会内訳	都市施設	2,652																									2,652
	その他	275																									275
	計	2,927	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,927

令和6年度審議状況

区分	都市計画の種類		第 317 回 (6.5.16)		第 318 回 (6.7.11)		第 319 回 (6.9.5)		第 320 回 (6.10.31)		第 321 回 (7.2.3)		合計	
			北海道決定	市町村決定	北海道決定	市町村決定	北海道決定	市町村決定	北海道決定	市町村決定	北海道決定	市町村決定	北海道決定	市町村決定
本審査	都市計画区域												0	0
	準都市計画区域												0	0
	区域マスタープラン												0	0
	再開発の方針												0	0
	区域区分												0	0
	地域地区	用途地域											0	0
		特別用途地区											0	0
		高度地区											0	0
		高度利用地区											0	0
		特定街区											0	0
		臨港地区											0	0
		特別緑地保全地区											0	0
	都市施設	道路					1		2		1		4	0
		公園											0	0
		緑地											0	0
		下水道											0	0
		汚物処理場											0	0
		その他の処理施設											0	0
		河川											0	0
	土地区画整理事業												0	0
	市街地再開発事業												0	0
	その他		1			1			2		1		4	1
	計		1	0	0	1	1	0	4	0	2	0	8	1
			1		1		1		4		2		9	

９　その他

（1）都市計画税徴収状況

（各年度決算額、単位：千円）

区域名	市町村名	税率（%）	徴収区域	令和4年度	令和5年度	令和6年度
札幌圏	札幌市	0.3	市街化区域内	26,105,841	27,060,645	28,232,667
	江別市	0.3	〃	974,444	988,045	1,018,420
	北広島市	0.3	〃	619,930	633,927	677,185
	石狩市	0.3	〃	591,832	621,646	624,870
小樽	小樽市	0.3	〃	1,040,317	1,047,014	1,099,605
函館圏	函館市	0.3	〃	2,463,181	2,478,247	2,457,798
旭川圏	旭川市	0.3	〃	2,928,465	2,958,132	2,949,277
	鷹栖町	0.3	〃	27,646	28,181	27,804
	東神楽町	0.3	〃	63,641	64,114	63,797
室蘭圏	室蘭市	0.3	〃	879,322	884,619	877,611
	登別市	0.3	〃	347,603	350,793	345,926
	伊達市	0.3	〃	225,661	226,509	222,759
釧路圏	釧路市	0.3	〃	1,368,398	1,377,171	1,361,424
	釧路町	0.3	都市計画区域の一部	157,082	158,771	159,838
帯広圏	帯広市	0.3	市街化区域内	1,621,999	1,655,561	1,682,492
	芽室町	0.1	〃	61,700	62,208	63,088
千歳恵庭圏	千歳市	0.3	〃	977,382	995,962	1,019,415
	恵庭市	0.3	〃	599,177	609,039	621,642
苫小牧圏	苫小牧市	0.3	〃	1,953,745	1,977,717	1,972,783
北見	北見市	0.3	〃	874,920	881,143	876,912
線引き都市小計			16市4町	43,882,286	45,059,444	46,355,313
夕張	夕張市	0.3	都市計画区域内	37,985	34,961	37,297
岩見沢	岩見沢市	0.15	都市計画区域の一部	492,905	497,014	485,189
		0.3	用途地域内			
網走	網走市	0.3	〃	227,790	229,674	226,100
留萌	留萌市	0.3	〃	124,349	124,018	120,527
稚内	稚内市	0.3	都市計画区域内	226,791	224,993	219,783
美唄奈井江	美唄市	0.3	用途地域内	74,755	74,296	72,275
	奈井江町	0.2	〃	23,841	24,285	23,296
芦別	芦別市	0.3	〃	55,275	55,882	52,355
赤平	赤平市	0.3	都市計画区域の一部	41,979	42,692	40,543
紋別	紋別市	0.3	都市計画区域内	143,126	142,861	139,214
士別	士別市	0.3	用途地域内	93,115	93,665	90,943
名寄	名寄市	0.3	〃	166,059	166,869	162,966
根室	根室市	0.3	用途地域ほか	130,456	131,331	128,702
滝川	滝川市	0.3	都市計画区域の一部	259,364	263,341	261,086
砂川	砂川市	0.2	〃	83,176	83,555	82,315
深川	深川市	0.3	用途地域内	87,821	89,514	86,230
富良野	富良野市	0.3	〃	131,104	133,476	133,476
当別	当別町	0.25	〃	60,775	62,203	63,475
倶知安	倶知安町	0.3	〃	95,272	101,618	106,646
岩内	岩内町	0.3	〃	64,200	64,794	62,723
古平	古平町	0.3	都市計画区域内	12,023	12,012	11,910
余市	余市町	0.3	都市計画区域の一部	109,055	108,490	107,149
長沼	長沼町	0.3	用途地域内	38,746	39,178	38,314
栗山	栗山町	0.3	都市計画区域の一部	49,390	50,169	49,257
上川	上川町	0.3	〃	12,691	12,856	12,258
美瑛	美瑛町	0.3	用途地域内	43,453	44,664	44,794
羽幌	羽幌町	0.3	都市計画区域の一部	31,534	30,112	27,676
枝幸	枝幸町	0.3	用途地域内	31,106	30,987	30,342
美幌	美幌町	0.3	都市計画区域の一部	119,075	119,355	117,798
斜里	斜里町	0.3	用途地域内	53,859	54,445	53,523
遠軽	遠軽町	0.3	都市計画区域の一部	95,288	95,522	99,698
雄武	雄武町	0.3	都市計画区域内	21,006	21,154	20,705
静内	新ひだか町	0.18	用途地域内	64,887	65,352	64,023
広尾	広尾町	0.2	都市計画区域の一部	34,187	34,144	32,908
池田	池田町	0	用途地域内	0	0	0
厚岸	厚岸町	0.25	都市計画区域の一部	41,118	41,223	41,254
中標津	中標津町	0.3	用途地域内	149,186	151,755	152,714
非線引き都市小計			16市20町	3,526,742	3,552,460	3,499,464
北海道計			32市24町	47,409,028	48,611,904	49,854,777

※池田町～H24廃止

(2)北海道の人口の推移

人口及び世帯数　　（人）

年次	世帯数	人口		
		総数	男	女
40	1,264,143	5,171,800	2,583,159	2,588,641
45	1,527,751	5,184,287	2,552,806	2,631,481
50	1,675,783	5,338,206	2,621,285	2,716,921
55	1,843,836	5,575,989	2,737,089	2,838,900
60	1,930,078	5,679,439	2,766,296	2,913,143
平成2年（国調）	2,031,612	5,643,647	2,722,988	2,920,659
7年（国調）	2,187,000	5,692,321	2,736,844	2,955,477
12年（国調）	2,306,419	5,683,062	2,719,389	2,963,673
14	2,501,170	5,700,587	2,733,501	2,967,086
15	2,529,504	5,689,802	2,725,756	2,964,046
16	2,553,020	5,675,509	2,715,860	2,959,649
17年（国調）	2,380,251	5,627,737	2,675,033	2,952,704
18	2,599,764	5,600,705	2,667,157	2,933,548
19	2,618,005	5,571,770	2,648,735	2,923,035
20	2,637,145	5,543,556	2,631,725	2,911,831
21	2,654,310	5,520,894	2,618,969	2,901,925
22年(国調)	2,424,317	5,506,419	2,603,345	2,903,074
23	2,670,572	5,498,916	2,606,676	2,892,240
24	2,685,761	5,474,216	2,592,061	2,882,155
25	2,709,610	5,465,451	2,583,864	2,881,587
26	2,727,383	5,463,045	2,584,535	2,878,510
27年(国調)	2,444,810	5,381,733	2,537,089	2,844,644
28	2,751,282	5,401,210	2,552,868	2,848,342
29	2,742,602	5,342,618	2,525,160	2,817,458
30	2,750,340	5,307,813	2,508,580	2,799,233
令和1	2,754,916	5,268,352	2,489,549	2,778,803
2(国調)	2,476,846	5,224,614	2,465,088	2,759,526
3	2,795,571	5,228,732	2,471,013	2,757,719
4	2,796,536	5,183,687	2,450,393	2,733,294
5	2,804,281	5,139,913	2,430,979	2,708,934
6	2,809,828	5,093,983	2,410,304	2,683,679
7	2,812,839	5,044,825	2,387,307	2,657,518

国勢調査及び住民基本台帳（令和７年１月１日現在）による。

年次	純増減	自然動態			社会動態		
		出生	死亡	増減	道外から転入	道外への転出	増減
昭和45年	△ 19,875	91,867	31,884	59,983	74,539	154,397	△ 79,858
50	52,755	89,438	30,926	58,512	84,717	90,474	△ 5,757
55	35,123	72,526	32,434	40,092	76,356	81,325	△ 4,969
60	3,939	66,408	34,325	32,083	64,504	92,648	△ 28,144
平成2年	△ 395	54,450	36,801	17,649	70,445	88,489	△ 18,044
7	9,703	50,168	40,694	9,474	72,667	72,438	229
12	△ 6,720	46,622	43,412	3,210	63,929	73,859	△ 9,930
14	△ 7,723	46,080	44,380	1,700	62,353	71,776	△ 9,423
15	△ 11,547	44,862	46,222	△ 1,360	61,580	71,767	△ 10,187
16	△ 15,448	44,054	47,575	△ 3,521	58,832	70,759	△ 11,927
17年度	△ 21,629	41,511	49,761	△ 8,250	54,463	67,842	△ 13,379
18	△ 27,908	42,153	50,604	△ 8,451	52,010	71,467	△ 19,457
19	△ 31,537	41,331	51,959	△ 10,628	51,584	72,493	△ 20,909
20	△ 29,645	40,936	52,879	△ 11,943	51,126	68,828	△ 17,702
21	△ 22,949	40,087	53,417	△ 13,330	50,032	59,651	△ 9,619
22	△ 22,914	40,006	56,262	△ 16,256	48,784	57,742	△ 8,958
23	△ 21,401	39,179	57,761	△ 18,582	51,998	54,817	△ 2,819
24	△ 31,051	38,382	58,723	△ 20,341	49,367	56,836	△ 7,469
25	△ 30,324	38,372	59,552	△ 21,180	47,783	56,927	△ 9,144
26	△ 32,998	37,186	60,172	△ 22,986	46,554	56,566	△ 10,012
27	△ 33,776	36,815	60,929	△ 24,114	47,584	57,246	△ 9,662
28	△ 34,467	35,322	62,068	△ 26,746	48,544	56,265	△ 7,721
29	△ 35,855	34,204	62,651	△ 28,447	48,561	55,969	△ 7,408
30	△ 39,960	32,765	64,238	△ 31,473	47,269	55,756	△ 8,487
令和1	△ 42,139	31,028	65,407	△ 34,379	47,737	55,497	△ 7,760
2	△ 37,105	29,712	65,142	△ 35,430	48,494	50,169	△ 1,675
3	△ 42,141	28,934	69,160	△ 40,226	48,832	50,747	△ 1,915
4	△ 51,438	26,585	74,380	△ 47,795	49,084	52,727	△ 3,643
5	△ 54,988	24,682	75,220	△ 50,538	47,388	51,838	△ 4,450
6	△ 60,113	22,877	76,433	△ 53,556	46,270	52,827	△ 6,557

住民基本台帳による(平成17年から平成24年までは4月から次年3月までの集計結果)

(3) 都市計画法関係権限の市町村への移譲状況

（令和８年２月末現在）

事務権限名称等	移譲先市町村名（市町村数）	備考
都市計画の決定に係る試掘等の許可に関する事務 （法 26 条第１項外）	せたな町、南幌町、上富良野町、下川町、白老町 （５町） ※都市計画区域を有する３５市については法定移譲	北海道建設部の事務処理の特例に関する条例別表第１（以下、省略する。） 11 の２の項
・市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の規制に関する事務 （法 52 条の２第１項外） ・都市計画施設等の区域内における建築の規制（建築の許可）に関する事務 （法 53 条第１項外） ・都市計画事業の施行（建築等の制限）に関する事務 （法 65 条第１項外）	当別町、福島町、木古内町、七飯町、森町、八雲町、長万部町、江差町、今金町、せたな町、倶知安町、共和町、岩内町、古平町、余市町、南幌町、奈井江町、長沼町、栗山町、新十津川町、鷹栖町、東神楽町、上川町、美瑛町、上富良野町、下川町、美深町、増毛町、羽幌町、浜頓別町、枝幸町、美幌町、斜里町、遠軽町、滝上町、興部町、雄武町、大空町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、日高町、浦河町、新ひだか町、音更町、新得町、清水町、芽室町、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、本別町、足寄町、浦幌町、釧路町、厚岸町、標茶町、弟子屈町、白糠町、中標津町 （６４町） ※都市計画区域を有する３５市については法定移譲	13 の項
都市計画施設等の区域内における建築の規制（許可基準の特例等）に関する事務 （法 55 条第１項外）	南幌町、上富良野町、白老町 （３町） ※都市計画区域を有する３５市については法定移譲	13 の２の項
開発行為の許可等に関する事務 （法 29 条第１項外）	小樽市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、網走市、苫小牧市、稚内市、江別市、士別市、名寄市、千歳市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、北斗市、松前町、福島町、七飯町、森町、八雲町、長万部町、奥尻町、せたな町、島牧村、東神楽町、美瑛町、上富良野町、剣淵町、苫前町、白老町、厚真町、音更町、芽室町、幕別町、釧路町 （４０市町村） ※札幌市、旭川市、函館市については法定移譲	12 の項

※地方自治法第 252 条の 17 の２第１項の規定に基づく「北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成 12 年３月 29 日）」により、北海道知事の権限に属する事務の一部を道内市町村に移譲

(4) 都市行政略年表

（令和８年２月末現在）

国		北海道	
年月日	事　　項	年月日	事　　項
		明２．７	開拓使設置、蝦夷地を北海道と改称 札幌市街地計画による現在の中心市街地区が設置される
		明３．	伊達の殖民地計画はじまる
		明５．９．	北海道地所規則、土地売貸規則制定
		明５.12.	札幌、土木工事により市街地ほぼ形成される
		明６．	全道三角測量事業開始（明 10 年完成）
		明７．	浦河の市街地計画による市街地の設定
		明８．	根室の市街地計画による市街地の設定
		明９．	北海道大小区画制定（30 大区、166 小区）
		明 10.	アメリカの土地分割方式の導入(ケプロン)
		明 10.	北海道地券発行条例制定
明 11．１．	郡区町村編成法公布	明 11.11.16	函館大火、焼け跡を区画整理
		明 12．７．	大小区廃止、郡区町村を編成する
		明 12.11.	函館公園開園
		明 12.11.	函館大火、道路大改正
		明 13.11.	手宮（小樽）－札幌間鉄道開通
		明 19．１．	北海道庁設置
		明 19．６．	北海道土地払下規則制定
		明 20.	標茶の市街地計画による市街地の設定
明 21．４.25	市制及び町村制交付	明 22.	旭川、帯広、滝川の市街地計画による市街地の設定
		明 22.12.	新十津川の移住地区画（殖民地区画の初め）
		明 24.	枝幸の市街地計画による市街地の設定
		明 29．５．	角田村水利土功組合設立（本道初）
		明 30.	白糠、美幌の市街地計画による市街地の設定
		明 32.10.1	札幌、小樽、函館に区制
		明 34.	名寄の市街地計画による市街地の設定
		明 34．４．	北海道 10 ~~ヶ~~年計画発足
		明 43．４．	第１期拓殖 15 か年計画発足
		明 43．４．	北見の市街地計画による市街地の設定
大８．４．５	都市計画法公布	大８．	札幌区が初めて区営住宅建設
大８.11.27	都市計画法施行令公布	大９.10.	第１回国勢調査、本道人口 236 万人
大 11．５.19	内務省に都市計画局設置	大 11．８．	札幌、小樽、函館、旭川、室蘭、釧路の６市、市制施行
大 12．５.29	都市計画法適用の都市第１次指定 （全国 25 市指定、うち本道３市）	大 12．４	本道６市、１級町 99、２級町 155
		大 12．７.1	都市計画北海道地方委員会、総務部地方課都市計画係設置
大 12.12.	中央卸売市場法公布		
			札幌､小樽､函館の３都市計画法本道適用
		昭２．	第２期北海道 20 ~~ヶ~~年計画発足
		昭４．６.27	本道初の用途地域指定（函館市） （札幌昭８，小樽昭７指定）
		昭７．３．１	土木部総務課都市計画係設置
昭８．３.23	都市計画法の一部改正（法適用を市及び指定町村に拡大）		
		昭 10．３.28	本道初の防火地域指定（函館市）（札幌昭 27、小樽昭 27、旭川昭 28、釧路昭 28）
		昭 13．７.21	土木部監理課都市計画係設置
昭 16．１．	農商務省に北海道事業管理局設置（旧開拓使の官営事業を所管）	昭 17.11．１	内政部総務課都市計画係設置
		昭 18.11．４	振興部道路課都市計画係設置
昭 18．６．	改正市町村制実施（１・２級町村制廃止）	昭 19．７．８	土木部道路課都市計画係設置

国		北海道	
年月日	事　　項	年月日	事　　項
昭 23．7．10	建設省発足	昭 23．2．3	土木部計画課設置
昭 24．6．3	屋外広告物法公布	昭 23.12.23	本道初の準防火地域指定（札幌、函館） （小樽昭 24、旭川昭 24、室蘭昭 24）
昭 25．5．1	北海道開発法公布		
昭 25．5．24	建築基準法公布	昭 25．6．27	土木部都市計画課設置
昭 25．6．1	北海道開発庁発足	昭 25.11.25	北海道屋外広告物条例公布 （条令第 70 号）
昭 26．7．1	北海道開発局発足（北海道から分離し国の直轄事業を所管する。総務課、会計課、開発調査課の３課設置）		
昭 26.10	第１期北海道総合開発計画・北海道総合開発第１次５か年計画策定		
昭 29．5．20	土地区画整理法公布	昭 29．9．26	岩内大火、道が初めて復興土地区画整理を実施する
昭 29．7．25	日本住宅公団設立		
昭 31．4．20	都市公園法公布		
昭 32．5．16	駐車場法公布		
昭 32.12.	第１期北海道総合開発第２次５か年計画策定		
昭 33．4．24	下水道法公布	昭 35．7．30	北海道建築基準法施行条例公布 （条例第 33 号）
昭 36．6．1	公共施設の整備に関する市街地の改造に関する法律公布	昭 35.	北海道における都市計画適用市町村は全部で 85 となる
昭 37．5．28	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律公布	昭 36．1．17	建築基準法施行細則公布（規則第８号）
昭 37．7．	第２期北海道総合開発計画策定		
昭 38．7．11	新住宅市街地開発法公布施行		
昭 38．8．7	標準駐車場条例通達		
昭 39．1．15	建築基準法の一部改正（建築物の高層化に対応）	昭 39．7．	道営大麻団地開発事業着手（全国初の新住事業）
昭 40．6．10	地方住宅供給公社法の公布施行	昭 41．8．8	札幌圏広域都市計画協議会設置
昭 41．3．31	都市開発資金の貸付に関する法律公布	昭 41.11．4	函館圏広域都市計画協議会設置
昭 41．7．1	流通業務市街地の整備に関する法律公布		
昭 42．7．30	都市局に都市開発課新設	昭 42．7．25	室蘭圏広域都市計画協議会設置
		昭 42．8．9	旭川圏広域都市計画協議会設置
昭 43．6．15	新都市計画法公布 都市計画中央審議会設置	昭 43．9．14 昭 43．9．16	帯広圏広域都市計画協議会設置 釧路圏広域都市計画協議会設置
昭 44．6．13	都市再開発法公布 都市計画法施行令公布 都市計画法、同施行令及び同施行規則施行 都市再開発法施行	昭 44．3．31	北海道都市計画地方審議会条例公布 （条例第３号） 北海道北広島団地開発事業条例公布 （条例第５号）
昭 44．7．22	市街化区域、市街化調整区域の区域区分を行う都市計画区域を指定する告示	昭 44．6．14	北海道都市計画公聴会規則公布 （規則第 60 号）
昭 44.11.12	市街化区域、市街化調整区域の区域区分を行う都市計画区域を追加する告示	昭 44．8．25	千歳恵庭圏広域都市計画協議会設置
昭 44.12．6	風致地区内における建築等の規制の基準を定める政令公布		
		昭 45．3．31	風致地区内建築等規制条例公布 （条例第７号）
		昭 45．6．13	風致地区内建築等規制条例施行細則公布 （規則第 82 号）
昭 45．7．	第３期北海道総合開発計画策定	昭 45．7．1	都市計画法施行細則公布（規則第 82 号）
		昭 45．7．8	苫小牧圏広域都市計画協議会設置
昭 46．5．10	都市局に下水道部設置		
昭 46．6．1	建築基準法の一部を改正する法律、政令及び省令施行		

国		北海道	
年月日	事　　項	年月日	事　　項
昭 47．4．1	札幌、川崎、福岡の３市政令指定都市となる	昭 47．4．5	建築部が住宅都市部に移管 都市計画課が住宅都市部に移管 都市施設課新設 建築課が建築指導課と改称 営繕課が工営課と改称
昭 47．5．10	都市局に都市政策課設置		
昭 47．5．29	下水道事業センター法公布		
昭 47．6．15	公有地の拡大の推進に関する法律公布 都市公園等整備緊急措置法公布 工業再配置促進法公布	昭 47．9．14 昭 47．9．30	北海道都市対策懇話会設置 北海道都市対策連絡会議設置
昭 47．6．22	新都市基盤整備法公布		
昭 48．8．30	公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正	昭 48.1.20	（財）北海道開発用地公社を北海道土地開発公社に組織変更
昭 48．9．1	都市緑地保全法公布	昭 48．2．12 昭 48．5．4	宅地開発指導指針制定 日照保護のための高度地区決定要綱制定
昭 49．6．1	都市計画法及び建築基準法の一部改正 生産緑地法公布	昭 49．5．1	都市計画課内に道都圏対策室を設置
昭 49．6．25	国土利用計画法公布		
昭 49．6．26	国土庁発足		
昭 50．7．16	都市再開発法及び都市計画法の一部改正		
昭 51．5．25	都市公園法の一部改正		
昭 51.11.15	建築基準法の一部改正	昭 52．7．	北海道発展計画策定
昭 52.11.	第三次全国総合開発計画策定	昭 52．8．20 昭 52．8．30	道都圏対策室を廃止 石狩湾地域建設事務所を設置 都市施設課内に下水道室を設置
昭 53．2．	第４期北海道総合開発計画策定	昭 53．7．19	北海道環境影響評価条例（環境アセスメント）公布（条令第 29 号）
昭 53．5．	建築基準法の一部改正 都市計画法の一部改正		
昭 55．3．	都市計画法の一部改正（地区計画制度の導入） 建築基準法の一部改正 都市再開発法の一部改正 幹線道路の沿道の整備に関する法律公布	昭 54．7．27	北海道流域下水道条例公布 （条令第 19 号）
昭 56．4．	都市計画法及び建築基準法施行令施行規則の一部改正	昭 56．4． 昭 57．4．	都市施設課を街路公園課と改称し都市施設課内の下水道室を下水道課として新設開発事業課を廃止し、宅地課内に開発事業室として設置 石狩湾地域建設事務所を石狩地域都市施設事務所と改称
昭 58．5．21	都市再開発法の一部改正	昭 59．2．23	北見市が大臣認可を要する都市計画区域となる
昭 59．8．28	環境影響評価の実施について閣議決定	昭 61．4．5	住宅都市部街づくり推進室設置
昭 62．6．2	民間都市開発の推進に関する特別措置法公布 集落地域整備法公布		
昭 62．6．9	総合保養地域整備法公布		
昭 62.11.16	建築基準法の一部改正	昭 62.11.	北海道新長期総合計画策定
昭 63．5．20	都市計画法及び都市再開発法の一部改正（再開発地区計画制度の導入）	昭 63．4．1	街づくり推進室をまちづくり推進室に改称し、都市計画課を同室内に設置 屋外広告物事務について商工労働観光部より移管
昭 63．6．	第５期北海道総合開発計画策定		
昭 63．6．14	多極分散型国土形成促進法公布		
昭 63．6．28	総合土地対策要綱閣議決定		
平元．6．28	都市計画法の一部改正	平元．4．	都市計画課に主査（広告景観）設置
平元.12.22	土地基本法公布	平元.10.23	北海道屋外広告物条例の改正
平２．6．11	標準駐車場条例改正通達		
平２．6．29	都市計画法の一部改正		
平３．4．26	生産緑地法の一部改正		
平３．5．20	駐車場法の一部改正		

国		北海道	
年月日	事　　項	年月日	事　　項
平３．５．24	特定商業集積法公布		
平４．６．５	地方拠点法公布		
平４．６．26	都市計画法及び建築基準法の一部改正		
平５．５．26	流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正 屋外広告物法の一部改正	平５．２．16	地方拠点法に基づき帯広圏を地域指定（平５．８．３基本計画承認）
		平５．８．17	地方拠点法に基づき千歳・苫小牧地域を地域指定（平６．３.31 基本計画承認）
		平５．７．９	北海道屋外広告物条例の一部改正
平６．６．29	都市緑地保全法の一部改正（緑の基本計画等）	平６．３．29	北見市の市街化区域及び市街化調整区域の新規決定
		平６．９．16	地方拠点法に基づき函館圏及びオホーツク北網を地域指定（平６．12.28 基本計画承認、平９．３．10 変更）
平７．２．26	都市再開発法、都市計画法及び建築基準法の一部改正（街並み誘導型地区計画制度の導入等）	平７．５．30	地方拠点法に基づき上川中部圏を地域指定（平７．12.20 基本計画承認） 地方拠点法に基づき釧路を地域指定（平７．11.10 基本計画承認）
平８．５．24	幹線道路の沿道の整備に関する法律の一部改正	平８．３．31	北海道屋外広告物条例の一部改正
平９．５．９	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律公布	平９．６．１	住宅都市部と土木部を統合し、建設部と改称
平９．６．13	都市計画法及び建築基準法の一部改正（高層住宅誘導地区等）	平９．６．１	都市計画課主査（広告景観）を広告指導係に改称、主査（法制）を設置、管理係を廃止
		平９．12	第３次北海道長期総合計画策定
平 10．４．	第６期北海道総合開発計画策定		
平 10．５．29	都市計画法の一部改正（特別用途地区の多様化）		
平 10．６．３	中心市街地の活性化に関する法律公布		
平 10.10.21	都市計画法施行令の一部改正（知事が定める都市計画の縮減等）	平 10.10.26	北海道屋外広告物条例の一部改正 北海道環境影響評価条例の全部改正
平 11．７．16	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律公布（都市計画法の一部改正）	平 11．５．25	総合計画係を計画調整係、基本計画係を地域計画係、交通計画係を施設計画係、土地利用係を主査（市街地）、施設計画係を主査（環境施設）に改称
平 11.11.10	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う建設省関係政令の整備等に関する政令公布（都市計画地方審議会の組織及び運営の基準を定める政令の一部改正）	平 12．３．29	北海道建設部の事務処理の特例に関する条例公布（条例第 24 号）
平 12．５．19	都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律公布	平 12．４．１	北海道都市計画地方審議会を北海道都市計画審議会に改称
平 13．１．６	国土交通省発足（北海道開発庁が同省へ移行）	平 13．４．１	広告指導係を都市計画課からまちづくり推進課に移行
		平 13.10.19	美しい景観のくにづくり条例公布（条例第 57 号）
平 14．４．５	都市再生特別措置法公布	平 14．７．23	北海道都市計画マスタープランを策定
		平 15．６．１	グループ制へ移行により基本計画グループ、区域・施設グループを設置
平 16．３．31	国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律公布	平 15．６．２	北海道公共事業景観づくり指針策定
平 16．６．18	景観法公布 景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律公布	平 16．４．１	まちづくり推進課を統合 まちづくりグループを設置
		平 17．３．31	風致地区内建築等規制条例の一部改正
平 17．５．６	都市鉄道等利便増進法公布	平 17.10.18	北海道屋外広告物条例の一部改正

国		北海道	
年月日	事　　項	年月日	事　　項
平 18.	まちづくり３法の改正	平 18．3．31	羊蹄山麓広域景観づくり推進地域の指定
		平 18．4．1	主査（開発指導）を基本計画グループに配置
		平 18．7．21	「コンパクトなまちづくりに向けた基本方針」を策定
平 19．5．18	広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律公布	平 19.12	新・北海道総合計画（ほっかいどう未来創造プラン）策定
平 19．5．18	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律公布		
		平 20．3．31	北海道景観条例公布（条令第 56 号）
平 20．7	第７期地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画策定	平 20．5．23	主査（まちづくり）が都市環境課へ移行主査（景観）、主査（広告）が基本計画グループに編入し、基本計画・景観グループに名称変更
		平 20．6．20	北海道景観計画策定
		平 21．3．16	北海道景観形成ビジョン策定
		平 21.10.30	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針変更（岩見沢、名寄）
		平 21.10.30	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針変更（岩見沢、名寄）
		平 22．3．30	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針変更（倶知安、根室）
		平 22．4．6	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針変更（札幌圏、小樽）
平 22．8．30	低炭素都市づくりガイドライン策定	平 22．7．6	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針変更（木古内、森、古平、余市、歌志内、深川、三笠、士別、枝幸、浜頓別、美幌）
		平 22.11．9	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針変更（室蘭圏、苫小牧圏、釧路圏、網走、雄武、女満別、興部、斜里、滝上、虻田、浦河、静内、門別、浦幌、新得、大樹、広尾、本別、厚岸、白糠）
		平 22.12.17	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針変更（八雲、江差、岩内、芦別、遠軽、池田、紋別、足寄）
平 23．4．27	都市再生特別措置法の一部改正	平 23．3．23	東日本大震災（平成 23 年３月 11 日発生）の被災地へ北海道被災宅地危険度判定士を派遣　道及び市町村派遣数：計 24 人
平 23．4．27	環境影響評価法の一部改正		
平 23．8．2	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第１次一括法）公布（都市計画法等の一部改正）	平 23．3．29	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針変更（千歳恵庭圏、函館圏、旭川圏、北見、帯広圏、当別、長万部、福島、今金、北檜山、赤平、栗山、砂川、滝川、長沼、南幌、美唄奈井江、夕張、上川、上富良野、下川、美瑛、美深、富良野、羽幌、増毛、留萌、稚内、留辺蘂、鵡川、清水、標茶、弟子屈、中標津）
平 23．8．30	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第２次一括法）公布（都市計画法等の一部改正）		
平 23.11.30	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第２次一括法）の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に関する政令公布（都市計画法施行令の一部改正）		
平 23.12.14	津波防災地域づくりに関する法律公布	平 23.10.18	風致地区内建築等規制条例の一部改正
平 23.12.14	津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律公布		
平 23.12.14	東日本大震災復興特別区域法公布		

国		北海道	
年月日	事　　項	年月日	事　　項
平24．3．5	都市計画法施行規則の一部改正		
平24．4．6	都市再生特別措置法の一部を改正する法律公布		
平24．9．5	都市の低炭素化の促進に関する法律公布		
平24.12．3	都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針策定		
平25．6．14	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第３次一括法）公布（都市計画法等の一部改正）	平25．3．27 平25．3．29 平25．4．1	次世代北方型居住空間モデル構想策定 北海道環境影響評価条例の一部改正 新幹線・都市政策グループを設置
平25．6．21	大規模災害からの復興に関する法律公布・施行	平25．8．22	低炭素都市づくりガイドライン（北海道版）策定
平25.12．4	交通政策基本法公布		
平25.12.25	低炭素まちづくり実践ハンドブック策定		
平26．5．21	都市再生特別措置法の一部を改正する法律公布（立地適正化計画等）		
平26．6．4	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第４次一括法）公布（都市計画法等の一部改正）	平26.12.19 平26.12.24 平26.12.24	次世代北方型居住空間モデル構想推進ガイド策定 風致地区内建築等規制条例の廃止 北海道屋外広告物条例の一部改正
平27．6．26	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第５次一括法）公布（都市計画法等の一部改正）	平27．8．4 平27.11．5	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針変更（苫小牧圏、岩内、美幌、遠軽、本別、根室） 北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン策定
平28．6．7	都市再生特別措置法の一部を改正する法律公布（立地適正化計画等）	平28．4．1 平28．7.11	主査（都市調整）を新幹線・都市政策グループに配置 「『北の住まいるタウン』の基本的な考え方」策定
平29．3.31	都市計画法施行規則の一部改正		
平29．5.12	都市緑地法等の一部を改正する法律公布（都市計画法等の一部改正）		
平30．4.25	都市再生特別措置法の一部を改正する法律公布（立地適正化計画等）	平30．3．30 平31．3.12 平31．3.15 平31．3.25 令元.10.18 令２．４．１	北海道屋外広告物条例の一部改正 北海道みどりの基本方針策定 北海道屋外広告物条例の一部改正 北海道景観形成ビジョン策定 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針変更（夕張、岩見沢、芦別、美唄奈井江、三笠、滝川、砂川、歌志内、深川、南幌、長沼、栗山、網走、紋別、女満別、美幌、斜里、遠軽、滝上、興部、雄武） 係制へ移行により基本計画係、開発指導係、景観係、主査（広告）、区域計画係、主査（土地利用）、施設計画係、都市政策係、主査（基盤支援）を設置
令２．６.10	都市計画法の一部を改正する法律公布 都市再生特別措置法の一部を改正する法律公布（立地適正化計画等）	令２．４．７ 令２.10.30 令２.12.15	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針変更（函館圏、旭川圏、士別、名寄、富良野、上川、美瑛、上富良野、下川、美深、留萌、増毛、羽幌、虻田、浦河、静内 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針変更（帯広圏、稚内、浜頓別、枝幸、留辺蘂、新得、清水、大樹、広尾、池田、本別、足寄、浦幌、厚岸、標茶、弟子屈、白糠、根室、中標津） 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針変更（釧路圏）

国		北海道	
年月日	事　　項	年月日	事　　項
		令２.12.22	北海道屋外広告物条例の一部改正
		令３．３.23	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針変更（札幌圏、千歳恵庭圏、小樽、室蘭圏、苫小牧圏、当別、福島、木古内、森、八雲、長万部、江差、北檜山、今金、倶知安、岩内、古平、余市、赤平、鵡川、門別）
令３．５.10	特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律公布（都市計画法等の一部改正）	令３．４．１	新幹線基盤支援担当課長、都市政策係、主査(基盤支援)を廃止し、建設政策課内に交通基盤担当課長として設置
		令3.11.22	「コンパクトなまちづくりに向けた基本方針」を改定
令４．５.27	宅地造成等規制法の一部を改正する法律公布	令４．３.31	北海道屋外広告物条例の一部改正
		令４．８.16	都市計画課に参事を設置
		令４.11	「『北の住まいるタウン』の基本的な考え方」見直し
		令５．６．１	都市計画課に主幹（宅地）、主査（宅地）を設置
令６．５.29	都市緑地法の一部を改正する法律公布	令６．４．１	参事、主幹（宅地）、主査（宅地）を廃止し、開発･盛土対策担当課長、課長補佐(開発･宅地）、主査（管理）、宅地係を設置
		令６.12.27	北海道屋外広告物条例の一部改正
		令７．４．１	盛土規制法に基づく規制区域の指定（小樽市、室蘭市、釧路市、北見市、網走市、苫小牧市、富良野市、登別市、北広島市、江差町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町）　※政令市及び中核市は除く
		令７．４．１	「北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」の改訂
		令７．７.29	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針変更（岩内、美唄奈井江、滝川、歌志内、美幌、清水、大樹、白糠）
		令７.10.31	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針変更（網走）

北 海 道 の 都 市 計 画

発　行　令和８年３月
北海道建設部まちづくり局都市計画課

〒060-8588 札幌市中央区北３条西６丁目
ＴＥＬ　011-204-5563
ＦＡＸ　011-232-1147